2015年度ABS 関連調査研究

カナダ生物多様性法関連活動調査報告

(公開版)

ABS 学術対策チーム

森岡 一

期間

2015年9月28日(月)から

2015年10月9日(金)まで

概要	
目的	6
調査スケジュール	7
結果	12
Dr. Peter Mason, Ph.D	12
Ms. Nashina Shariff	17
Dr. Mark S. Graham, Ph.D	21
Dr. Alex Borisenko, Ph.D	
Ms. Kathryn (Kate) Davis	
Mr. Timothy Hodges	34
Dr. Eve Heafey, JD	36
Mr. Frederic Perron-Welch	40
Dr. Alain Cuerrier, Ph.D	45
Dr. Junko Shimura, Ph.D	50
Ms. Valerie Normand	53
Mr. Atsuhiro Yoshinaka	59
Prof. Chidi Oguamanam, Ph.D.	61
Mr. Saburo Takeda,	65
Ms. Katlyn Scholl	67
米国国立科学財団の生物多様性条約関連の取り組み	68
考察	73
参考資料	
カナダ連邦政府と州政府との権限分配	75
カナダ政府の遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する仕組みの現状	と今後
の検討	
カナダにおけるアクセスと利益配分制度の開発と将来	80
カナダ生物多様性条約関連法	82
連邦政府 野生動植物保護及び国際国内移動規制法 W-8.5	83
ノースウエスト準州 科学者法 S.N.W.T. 2014,c.10,s.22	107

ユーコン準州 研究探索法 rsy-2002-c-200-part-1	111
ヌナプト準州 Nunavut Act 法(N-28.6)	115
伝統的知識に関するカナダ政府環境省の見解	157
カナダ先住民に関する法律とアクセスと利益配分	165
カナダ国立自然博物館の遺伝資源取得開発管理ポリシー	167
カナダ国立自然博物館の研究用遺伝資源収集ガイドライン	174
民俗植物学学会の倫理規範	177
モントリオール植物園の収集管理ポリシー	200
カナダ DNA バーコードセンターの現行生物移転契約	215
米国スミソニアン博物館から発表された論文"The New Age of the Nagoya	a
Protocol"の概略	227
ABS クリアリングハウスに提供される国際的に認められた遵守の証明書	
(IRCC) 見本	228
利用国チェックポイントが ABS クリアリングハウスに提出するコミュニ	ケ
(CPC) 見本	238

概要

- カナダにおけるアクセスと利益配分に関する考え方の基本は、十分確立された既存法(土地所有権など)を遵守することであり、問題が起きた場合司法によって解決することである。これ以上の法制度は、問題が社会的に解決できなくなったときである。
- カナダの名古屋議定書国内措置に関する活動は2015年9月現在低調である。 これは2015年10月19日の総選挙の影響(政権交代)によるものと言われ ている。経済を優先した政策により、環境政策、その中でもカナダ経済に影 響を与えると考えているアクセスと利益配分に関しては優先順位が低い。
- 3. カナダの行政機構も国内措置実施には障害となる。連邦政府、地方政府、準 州政府では権限が異なり、その関係は複雑である。カナダ全土の環境政策は 連邦政府の権限であるが、地方政府、準州政府の既得権益を守るということ がなければ地方政府、準州政府との合意を得られない。
- 先住民の権限は憲法により守られているが、実際は分離政策が優先している。
 先住民の意見よりも経済政策を優先する傾向がある。伝統的知識も広く国民の間で理解・共有する傾向はなく、先住民の伝統的知識はごく一部でしか理解されておらず、保護するという機運は国民の間では少ない。
- 5. 名古屋議定書には遺伝資源利用を促進する規定がない。すべて利用者が自己 責任で自主的に遵守することになっている。国内措置でこの遵守規定を具体 化しなければならないが、政府は創造的遵守の確立を利用者の自主的行動に 任せ、遵守状況の監視のみ強化する方向にある。これでは遺伝資源の利用は 促進されないという考え方が実際の研究コミュニティから出されている。
- 6. 学術機関での取り組みも遅れている。一部の機関を除き、研究機関、大学等への普及啓発が進んでいない。利用者は、現在利用している素材移転契約(MTA)が十分機能しており、変更の必要性を感じていないことと、政府の政策が明確になるのを待っているからである。
- ただし、提供者側のアクセスと利益配分に対する取組が進んでいる以上、利用する側として対応する制度が必要であるという認識は持っている。そのため、アクセスと利益配分に関する専門家による普及啓発活動が最も重要な活動であると考えている。
- 8. 普及啓発活動でいま求められているのは、ツールキットの開発である。実践 する場面での具体的な考え方、行動を明確に示したものが必要である。日本 の ABS 学術対策チームの行っているツールキットは、今までにないユニー クなものであり、利用者が実践する場合に大変有用であるばかりでなく、提 供者側でも必要であるという評価を得た。

- 9. カナダ民間団体でアクセスと利益配分に積極的に取り組んでいるのは、 CISDL¹、ABSCanada²、POLIS Project on Ecological Governance³である。 それぞれ特徴を生かしたユニークな取り組みであるが、いずれも利害関係者 への普及啓発と利害対立の融和に力を入れている。事例を積み重ねるボトム アップ形式でベストプラクティスを目指している。
- 10. 生物多様性条約及び名古屋議定書に批准していない米国でも、研究機関の自 主的なアクセスと利益配分の遵守確立の努力が続いている。国務省に専用の フォーカルポイントを設け質問対応を行っているし、米国国立科学財団でも 注意喚起を行っている。

¹ http://www.cisdl.org/.

² http://www.abs-canada.ca/

³ http://www.polisproject.org/

カナダは生物多様性に富んだ国であると共に利用国として活発な活動を行って いる。憲法によって身分保障された多くの先住民社会があり、伝統的知識の利 用に関して高い意識と優れた制度を持っている。またモントリオールには生物 多様性条約の事務局があり、生物多様性条約に関する研究活動が積極的に行わ れている。

しかし、カナダの名古屋議定書国内措置活動は遅滞している。主な原因は、国 内先住民社会とその活動を保証する既存の法令制度にあると考えられる。この ような状況にあってカナダ政府がどのようにバランスを持って制度設計を行う かは興味がある。

このような状況において、カナダの生物多様性条約関連の法規・制度の変化を 調査し、日本の研究者に伝えることは、当 ABS 学術対策チームとして重要な取 り組みであると考える。カナダの名古屋議定書国内措置における、利用制度と 提供制度の考え方、バランスのとりかた、学術研究への簡易な措置の考え方は、 日本の名古屋議定書国内措置を考えるうえで参考になると考えられる。また、 生物多様性条約事務局の最新の考え方、取り組みを調査することは、今後起こ りうる生物多様性条約の課題に対する意見形成に役立つものと考えられる。

カナダの学術界における名古屋議定書自己遵守規定への対応を調査することに より、日本の学術界の今後を考えるうえで参考になる。カナダにおける自己遵 守の仕組みは、先進的な取り組みを実行している欧州と制度的な連携を図りつ つも、独自な取り組みを行う米国の強い影響力への考慮が必要となる。このよ うなカナダの独自性は、日本の国内措置に関する制度設計に影響力を持つと考 える。

6

調査スケジュール

カナダ調査旅行予定表

月日	面談者
9月28日	Dr. Peter Mason, Ph.D.
(月)	Adjunct Research Professor
	Eastern Cereal and Oilseed Research Centre
	Agriculture and Agri-Food Canada
	960 Carling Ave, Bldg. 21,
	Central Experimental Farm
	Ottawa, Ontario K1A 0C6
	Tel: 613-759-1908
	Fax: 613-759-1926 Email: peter.mason@agr.gc.ca
	Linan, beter inason@agi.ge.ea
	Dr. Brad Fralegh
	Director, Multilateral Scientific and Technology Relations
	International Engagement Division
	Agriculture and Agri-Food Canada
	1341 Baseline Road, Tower 5, 5th Floor, Ottawa, Canada K1A $0\mathrm{C5}$
	Tel: 613-773-1838
	Fax: 613-773-1355
	Mobile: 613-219-0016
	E-mail: Brad.Fraleigh@agr.gc.ca
9月29日	Ms. Nashina Shariff
(火)	Manager
	Environmental Stewardship Branch
	Environment Canada (EC)

	Place Vincent Massey
	351 St. Joseph Blvd., 21st floor, room 21051
	Gatineau, QC K1A 0H3, Canada
	TEL: +1 819 420 7896
	E-mail: Nashina.Shariff@ec.gc.ca,
9月30日	Mark S. Graham, Ph. D.
(水)	Vice President, Research and Collections
	Canadian Museum of Nature
	240 McLeod Street
	Ottawa, Ontario K2P 2R1, Canada
	Tel: 613-566-4743
	Fax: 613-364-4022
	Email: mgraham@mus-nature.ca
	Timothy Hodges
	Senior Policy Advisor
	Strategic Policy
	Foreign Affairs, Trade and Development Canada
	Government of Canada
	125 Sussex Drive, Ottawa, ON K1A 0G2
	TEL: +1 343 203-2077
	FAX: +1 613 995-6576
	E-mail: timothy.james.hodges@gmail.com, timothy.hodges@international.gc.ca
	timotny.nouges@international.gc.ca
	Kathryn (Kate) Davis
	ABS Advisor,
	Botanic Gardens Conservation International (BGCI)
	190 Promrose Ave.
	Ottawa ON K1R 7V5, Canada
	Tel: +1 613297 9010

	E-mail: kathrynkdavis1@gmail.com
	· ~ ~
	WWW.bgci.org/resources/abs/
10月1日	E Eve Heafey, JD
(木)	Associate
	Smart & Biggar/Fetherstonhaugh
	55 Metcalfe Street Suite 900
	PO Box 2999 Station D
	Ottawa ON K1P 5Y6 Canada
	TEL:613.232.2486
	FAX:613.232.8440
	E-mail:eheafey@smart-biggar.ca
10月2	Frederic Perron-Welch
日(金)	Fellow,
	Biodiversity Law Programme
	Centre for International Sustainable Development Law (CISDL)
	Chancellor Day Hall
	3644 Peel Street
	Montreal, Quebec H3A 1W9
	TEL: (+ 1) 818-685-9931
	E-mail: fperron@cisdl.org
	Chairman and Founder
	BIONOMOS Ltd
	7140 Albert-Einstein Office 105
	Montréal, Québec H4S 2B4 Canada
	TEL: 514-316-9276
	E-mail: contact@bionomos.ca,
	http://www.bionomos.ca
10月5日	Alain Cuerrier
(月)	Room C-314
l	1

	Department of Biological Sciences
	Biodiversity Centre
	Institut de recherche en biologie végétale
	Montreal Botanical Garden
	4101 Rue Sherbrooke E Montréal, QC H1X 2B2, Canada
	TEL: 514.872.3182
	E-mail: alain_cuerrier@ville.montreal.qc.ca
10月6日 (火)	Dr. Junko Shimura Programme Officer, Taxonomy and Invasive Alien Species, Global Taxonomy Initiative
	Convention on Biological Diversity 413 Saint Jacques Street Suite 800 Montreal , Quebec H2Y 1N9, Canada TEL: +1 514 287 8706
	Email: junko.shimura@cbd.int
10月7日 (水)	Mr. Atsuhiro Yoshinaka Global Coordinator
	Japan Biodiversity Fund
	Convention on Biological Diversity 413 Saint Jacques Street Suite 800 Montreal , Quebec H2Y 1N9, Canada
	TEL: +1 514 287 7054
	E-mail: atsuhiro.yoshinaka@cbd.int
	Mr. Seishu Okuda Junior Programme Officer
	Japan Biodiversity Fund
	Convention on Biological Diversity 413 Saint Jacques Street Suite 800 Montreal , Quebec H2Y 1N9, Canada TEL: +1 514 288 4352
	E-mail: seishu.okuda@cbd.int

	Ms. Valerie Normand
	Senior Programme Officer, Access and Benefit-Sharing
	Convention on Biological Diversity
	413 Saint Jacques Street Suite 800
	Montreal , Quebec H2Y 1N9, Canada
	TEL: +1 514 287 7033
	E-mail: valerie.normand@cbd.int
10月8日	Prof. Chidi Oguamanam, Ph.D.
(木)	Faculty of Law, Common Law Section
	University of Ottawa
	57 Louis Pasteur St. Room 429
	Ottawa, Ontario K1N 6N5, Canada
	TEL: 613-562-5800 ext. 7742
	TEL: 613-562-5124
	E-mail: Chidi.Oguamanam@uottawa.ca
10月9日	Saburo Takeda,
(金)	S.Takeda & Associates LLC
	6 Little Mountain Road, Old Tappan
	New Jersey, 07675, U.S.A.
	Tel: 201-664-2184 Fax: 201-664-2185
	E-Mail: stakeda@optonline.net
	Mobile: 781-858-8902

結果

Dr. Peter Mason, Ph.D. Adjunct Research Professor Eastern Cereal and Oilseed Research Centre Agriculture and Agri-Food Canada 960 Carling Ave, Bldg. 21, Central Experimental Farm Ottawa, Ontario K1A 0C6 Tel: 613-759-1908 Fax: 613-759-1701 Email: peter.mason@agr.gc.ca



背景:カナダ農務省農業研究センターでバイオコントロールに関する研究者。 現在のテーマは、と節足動物多様性に対する外来侵入種の影響であり、大豆ア ブラムシ類のバイオコントロールである。また、カナダに導入されるバイオコ ントロール農薬の安全性確認を行う。

Dr. Bred Fraleigh

Director

Maltilateral Science and Technology Relations

International Engagement Division

Agriculture and Agri-Food Canada

1341 Baseline Road, Tower 5, 5^{th} Floor

Ottawa, Ontario K1A 0C5

Tel: 613-773-1838

Fax: 613-773-1855

Mobile: 613-219-0016

E-mail:Brad.Fraleigh@agr.gc.ca



背景:カナダ農務省の生物多様性条約及び食料農業植物遺伝資源条約対応担当 官。農業関係の国際間科学技術政策の開発に関与している。

時間:午後2時30分から5時30分

① カナダの名古屋議定書批准の見通しについて

カナダが名古屋議定書を批准するには、多くの問題点を解決しなければならない。農業分野の問題として農務省から環境省に36の疑問点を提出している。最大の課題は、名古屋議定書の考え方にアクセス促進について具体策が示されていないことである。

カナダでは、アクセスと利益配分制度についてはすでに実施している現行制度 で十分であり、これ以上にアクセスと利益配分制度を作る必要がない、多くの アクセスと利益配分関連法が実際に十分実施されているとの考えが一般的であ る。例えば、所有権法、種子関連法、知的財産関連法、不法侵入法4などがすで に実施されており、法曹界では非常になじみがあるし、経験も多い。アクセス と利益配分に問題が起こったとしても、政府の関与なしに法曹界で自主的に解 決できる。このような状況で改めてアクセスと利益配分法が必要とは考えてい ない。何のパラダイムシフトも起きていない。

もし、アクセスと利益配分制度を作るとしたら、簡便な方法がベストであると 考える。必要ない法律を作っても複雑になるだけで、だれも従わない。カナダ は利用者の自主性を重んじる国である。

⁴ http://www.bclaws.ca/civix/document/id/complete/statreg/96462_01

② 提供者と利用者の契約交渉に政府が関与すべきではない

交渉は当事者間の問題であり、当事者間で同意すればそれが有効である。現行 の法律はすべてそのようになっている。例えば、バイオコントロール分野では 有効な契約があればそれで十分であると従来から行ってきたし、これを変更す るような理由はないと考える。

契約当時有効であった法律に従っているものは、現在の状況が変わったとして も現在でも有効である。問題が起きれば、契約当事者、それでもだめなら裁判 で解決するのが通常のやりかたであり、裁判で判決がでればだれでも従わなけ ればならない。

③名古屋議定書の許可証について

名古屋議定書第14条2.c及び第17条2.5では、ABSクリアリングハウスに報告 する書類として許可証が必要と書かれているが、許可証に同等なもの (equivalent)も含まれると書かれている。この「同等なもの」をカナダでは個別 の有効な契約であり、素材移転、利益配分、許可等を含んでいるものであれば 十分であると考える。PICとMATが必要ではなく、それらを含んだ契約書で十 分であるという考えである。たとえば、現在行っている注文書でもよいと考え る。カナダで家畜精子の分譲には許可書を発行しているが、これも同等な書類 である。この許可証ではフリーで分譲し見返りは求めないという決まりになっ ているので利益配分条項はない。

④ 証明書

利用国のチェックポイントが報告を受けた証明書類をどのように審査すればよ いのか課題となっている。古い時代の法律のもとで契約した MAT はその時代の 法律に従っているので有効な契約であると考える。法律は時代により変化して いくので、それぞれの時代で契約した書類をそれぞれの時代に有効であるかど うかを、現在調べるのは大変な労力が必要であるし不可能に近い。日本はチェ

Article 17 MONITORING THE UTILIZATION OF GENETIC RESOURCES

⁵ Article 14 THE ACCESS AND BENEFIT-SHARING CLEARING-HOUSE AND INFORMATION-SHARING

^{2.} (c) **Permits or their equivalent** issued at the time of access as evidence of the decision to grant prior informed consent and of the establishment of mutually agreed terms.

^{2.} A permit or its equivalent issued in accordance with Article 6, paragraph 3 (e) and made available to the Access and Benefit-sharing Clearing-House, shall constitute an internationally recognized certificate of compliance.

ックポイントの審査をどのようにするつもりなのか。チェックポイントが審査 しなければ、不履行かどうかわからないし、不履行への措置もできない。

名古屋議定書の第15条第1項⁶について日本国はどのように考えているのか教 えてほしい。カナダでは、「他の締約国の国内法令又は規則に従う」というのは 不可能に近いと考えている。まず国内法令又は規則を過去から現在まで熟知し ていなければならない。多数の国をいちいち過去から現在、未来までフォロー できない。法令や規則の解釈は考え方によって違うのが常識である。我々の解 釈が正しいのかわからない。したがって、名古屋議定書第15条第1項を実践し ていくことは困難である。現実の世界はもっと複雑で、条文通りにはいかない。

ABS学術対策チームの行っているクイックリファレンスチャートは、証明書に 関する複雑な現実問題を解決するひとつの手段ではないか?ただし各国の法令 規則を常にアップデートしていくのは少人数では困難である。日本がどのよう にこれを行うのか興味がある。今後もフォローしていきたい。

⑤ 国際的に認められた遵守の証明書(IRCC)

IRCC は疑いのない法的根拠のある遵守証明書のように見える。しかし、これは 提供国からの報告に基づくだけで、だれも正当性をチェックしない仕組みであ る。そうだとするとその法的根拠が希薄になる可能性があると考える。

国際社会、特に科学論文誌で IRCC あるいは PIC/MAT 証明書を論文発表の際に 要求する動きがある。しかし、カナダの学会・科学雑誌では IRCC に関心が低 く、IRCC を遵守証明として求める動きは今のところない。今後、IRCC 制度が 整い、国際社会で習慣がでてくれば変わるかもしれない。現在でもブタベスト 条約によって、微生物は特許のみならず学会発表に登録機関に登録が必要であ り、それがないと発表できない制度があるので、微生物学会ではなじみがある。

公的資金申請に IRCC 添付を求める制度が将来どうなるかわからない。ドイツ

⁶ 締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関し、**取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国** の国内の法令又は規則に従い、事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件 が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措 置をとる。

のドイツ研究振興協会7 (Deutsche Forschungsgemeinschaft: DFG)のような例 が増えるのではないかとも言われている。カナダではカナダ国立研究機関⁸

(National Research Council of Canada: NRC)がDFGと同等になる。NRC で公的資金申請に遵守証明書の提出を義務化しようとする考えがあったが、そのようなことは二重の無駄な努力であり研究申請を阻害するものとして現在では関心が低い。

⑥ 食料農業植物遺伝資源条約(ITPGRFA)

カナダ農務省関係で生物多様性条約に関連するのは、植物と菌類が中心であり、 農業産業界と協力して政策を実行している。また害虫コントロールにも力をい れている。

カナダの農業関係では ITPGRFA が十分実際に機能していると考えている。作 物育種のプラクティスでもよく利用されており、問題は発生していない。今後 も作物関係の遺伝資源利用は ITPGRFA を活用していくつもりである。

⑦ 合成生物学、科学技術助言補助機関(SBSTTA)

生物多様性条約の定義により DNA そのものは遺伝資源に入らないと解釈している。DNA データベースも情報であり素材ではないので遺伝資源ではない。このことは今度開かれる SBSTTA でも主張するつもりである。

合成生物学はバイオテクノロジーの拡大版であり、今後どうなるかわからない。 1980-90年台のバイオテクノロジー議論のやり直しになると予想する。カナダで は組換え体は物でしか規定していない。日本では方法も規定している。できた ものが自然界と同じならば組換え体としないので、規制しない。

⁷ http://www.dfg.de/jp/index.jsp

⁸ http://jacs.jp/dictionary/dictionary-ka/09/19/537/

Ms. Nashina Shariff Manager Environmental Stewardship Branch Environment Canada (EC) 351 St. Joseph Blvd., 21st floor, room 21051 Gatineau, QC K1A 0H3, Canada TEL: +1 819 420 7896 E-mail: Nashina.Shariff@ec.gc.ca 時間: 2015 年 9 月 29 日午前 11 時から 12 時 30 分

背景:カナダ環境省(EnvironmentCanada)のナショナルフォーカルポイント。 カナダにおけるアクセスと利益配分に関する情報収集と分析を行い、政策決定 を行う。

内容:

① カナダの名古屋議定書批准のための取り組み経過

カナダは名古屋議定書に署名しなかった。現在実行されているカナダ国内アク セスと利益配分制度に名古屋議定書を適用するには難しすぎる。多くの国内関 連法があり調整が困難である。先住民問題の解決、連邦制度で各州、準州の権 力調整が最大の課題である

カナダでは2006年ころからアクセスと利益配分制度の国内制度の設立を議論 してきた。その実績と議論内容と名古屋議定書の解釈の仕方がいろいろあり、 ただちに適用できる状況ではない。したがって、カナダではまず名古屋議定書 をどのように解釈し、理解するかが必要であり、現在でもその議論は続いてい る。

2012年頃名古屋議定書について議論するための"discussion paper"を作成した。 これはカナダ環境省の解釈、アイデアを述べただけのもので、方針を示したも のではない。とりあえず議論のきっかけになるように作っただけである。これ をもとに、連邦政府内の関係省、地方政府の関係者、準州の関係者、先住民団 体、産業界、学術関係者などと議論を重ねている。省庁では主に農務省、保健 省、水産海洋省、先住民及び北部地域開発省、天然資源省などがある。基本的 には現在もこの過程を続けていて、最終結論には至っていない。

② ナダの国内措置の考え方

基本的な考え方は、アクセスと利益配分は簡便な方法で行うべきで、可能な限 り現行制度のマイナーなチェンジで行いたいと考えている。なぜなら、特別な 制度を導入すれば、その影響が他の制度にも及ぶ可能性があり、大規模な改革 が必要になるからである。

他の制度の中には、土地の所有権に関わる制度が大きい。連邦政府が権利を行 使できる土地(Crown Land)は主に国立公園、植物園などであり、Parks Canada が管理機関であり、1970年の国立公園法によって運営されている。国立公園法 では、遺伝資源採取に関して許可が必要であるが、利益配分についてなんの取 り決めもない。米国の国立公園法とは違う。したがって、カナダの国立公園法 に米国式の利益配分条項を取り入れようという考え方は出されたが、Parks Canada は必要ないと反対している。国立公園内での学術研究を盛んにして、い ろいろ生態系が明らかになったほうがメリットあると考えているからである。

基本的な課題は、アクセスと利益配分制度の導入について連邦政府と地方政府 の役割分担、現在の権限との調整、先住民の現有権限とアクセスと利益配分制 度の調和等である。特に、カナダでは先住民の権利が憲法で保障されており、 土地利用に関しても多くの現行法がある。例えば連邦法でいえば、1876年の Indian Act⁹、1999年の First Land Management Act¹⁰などである。土地は連邦 政府が所有しているが利用は先住民に任せている居留地の場合や、先住民が専 有している場合など複雑であり、一概にまとめることはできない。

③利用者側アクセスと利益配分国内制度

主に、提供者側のアクセスと利益配分制度を考えているが、利用者側の制度も 議論の対象としている。利用者側制度として現行の野生生物保護と移動に関す る法律¹¹の拡大改正のアイデアがある。この法律は、もともとワシントン条約の 考え方に基づいて、外国で不正に入手した希少生物をカナダ国内や州間での移

⁹ http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-5/

¹⁰ http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-11.8/

¹¹ http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/w-9/index.html

動を禁止したものである。名古屋議定書第15条第1項では「締約国は、自国の 管轄内で利用される遺伝資源に関し、取得の機会及び利益の配分に関する他の 締約国の国内の法令又は規則に従い」とあるので、外国の法令に違反している 場合にカナダに持ち込めない。この条項を適切に表現しているのはカナダ現行 法の野生生物保護法である。したがって、カナダの現行法を利用するという方 針に立てば、この野生生物保護法が最も適切であると考えている。

しかし、野生生物保護法の拡大改正を現在利用者アクセスと利益配分制度にす るというアイデアを提示しているが、関係者の関心は低い。

④ カナダの伝統的知識

カナダには先住民集団が 600 程度ある。それぞれ独特の伝統的知識を保有して いる。例えば、イヌイット族は独特の自然環境、気候に対する習慣を持ってお り、それが生物多様性条約の第二の目標である持続的利用に役立っていると認 識されている。伝統的で古い知識であっても、実際に役立っていれば重要なも のと考えられる。したがって、遺伝資源に関連した伝統的知識もあるが、それ 以外のものと区別する考え方は持っていない。先住民団体の力が政治の世界で も強く、その考え方を無視してアクセスと利益配分制度を作るのは困難である。

⑤ ベストプラクティス

なかなかカナダ国家としてのアクセスと利益配分制度を作ることができないの で、現実的なベストプラクティスやベストモデル契約を作成することに関心が 移っている。アクセスと利益配分制度についてより現実的なボトムアップの解 決を図るためである。先住民の伝統医学とケベック州の研究所が協力し糖尿病 薬の研究開発プロジェクトを行っている例がある。先住民の薬草に対する知識 を利用したもので、先住民側と利益配分契約を結んでいる。これらは大変良い 例であると思う。このように、事例を集めてベストプラクティスを創れば、現 実の問題はある程度解決するはずであるし、その積み重ねは良い制度設計につ ながると考えている。

2015年11月に開催される生物多様性条約第8条(j)項に関する委員会に向け、 カナダ政府は報告¹²を提出している。その中で先住民との取り組みを紹介してい

¹² UNEP/CBD/WG8J/9/INF/1 17 July 2015

る。

アクセスと利益配分学術対策チームの行っているツールキット作成の取り組み は重要で、多くの経験を集積し、共有化できるようにしてほしい。英文化して いただければ大いに参考にさせていただきたい。 Dr. Mark S. Graham, Ph.D. Vice President, Research and Collections Canadian Museum of Nature 240 McLeod Street Ottawa, Ontario K2P 2R1, Canada Tel: 613-566-4743 Fax: 613-364-4022 Email: mgraham@mus-nature.ca



2015年9月30日午前10時から12時まで

背景:カナダ自然博物館¹³の研究と収集部門の副館長であり、自然博物館の研究 管理を行っている。また、生物多様性条約の一つの具体的活動のひとつである 世界分類イニシャティブ連合機構(GTI)¹⁴の議長である。

① 公共資金提供機関のアクセスと利益配分活動

生物資源関係の学術研究のためのカナダ公共資金提供機関には *Natural Sciences and Engineering Research Council* of Canada (*NSERC*)¹⁵と Genome Canada¹⁶の2つありある。後者は主に DNA 研究に資金提供しており、DNA バ ーコード計画を実行している Guelph 大学の Biodiversity Institute of Ontario などに資金提供している。その他に健康関係の研究に対して Canadian Institutes of Health Research (CIHR)¹⁷が資金提供を行っている。

¹³ http://nature.ca/en/research-collections

¹⁴ https://www.cbd.int/gti/

¹⁵ http://www.nserc-crsng.gc.ca/index_eng.asp

¹⁶ http://www.genomecanada.ca/en/

¹⁷ http://www.cihr-irsc.gc.ca/e/193.html

これらお主たる資金提供機関が遺伝資源へのアクセスと利益配分について何ら かのガイドラインを出しているあるいはこれから出すという話は聞いていない。 意識が低いことが想像される。このよう資金提供機関の指導がない状況では、 各研究機関がそれぞれ自主的にアクセスと利益配分制度を作らなければならな いと考えている。しかし、研究機関にアクセスと利益配分について知っている 専門家がいるわけでもなく、相談するところもない。ABS 学術対策チームのよ うなところがカナダにも必要ではないかと思う。ABS 学術対策チームの活動情 報をもっと提供してほしい。

② 実際の問題点

相互合意(MAT)に基づく契約に関して、ある提供国から入手した試料につい て、貸し出しの際にもその提供国の許可が必要とする契約を結ぶように2か月 前に提供国に要求されたことがある。この条件に同意すれば、博物館の仕事が 膨大なものになるし、現実的に実行可能とは思われない。他の研究機関や博物 館への試料の貸し出しは博物館の定常業務である。これがスムースにいかない ことは博物館として業務が滞ることになり、ひいては分類学の進歩を阻害する。 貸し出しにいちいち提供国の許可を数か月かけてとっていられない。そんなこ とをすれば貸し出し手続きが複雑になり、人手がかかる。大変頭の痛い問題で ある。

分類学での標本の貸し出しは研究者間の相互の信頼関係で行われており、返還 しないなどの問題が起こることは稀である。もし問題が起これば、それ以後の 貸し出しを断るという処置をとることで十分である。この長年の慣習を壊した くないという気持ちを持っている。分類学は完全な学術研究であり、生物多様 性の保全のための必須研究であることを理解してもらいたい。

学術機関の名古屋議定書遵守運動として欧州の分類学施設連合(CETAF)のガ イダンス作成が有名であるが、その中に貸し出しに関する標準素材移転契約に ついて議論中であることを聞いている。そこでは貸し出しは許可制を取り入れ ようとしているが、本博物館では許可制はできないと考える。多数の貸し出し に許可制を導入するだけのヒトリソースがないし、複雑な手続きは研究を遅延 するからである。研究者同士の信頼関係に基づいた現行の制度がよいと考える。

③ カナダ国内措置との関係

カナダ自然博物館では、標本の取り扱いに関する原則や素材移転契約をすでに 持っていて、それを運用している。もちろん名古屋議定書の要求事項は含まれ ていないので、今後内部で改定を検討するつもりである。

カナダ連邦政府環境省から、現在実施している原則や素材移転契約を提出する ように求められ、提出した。目的は現在各機関で実行している政策や実施方法 などグッドプラクティスの情報を集積、分析することにある。もしかしたら、 名古屋議定書関連の事項の挿入を提案してくるかもしれないし、全国統一の原 則や実行方法を提案する材料とするのかもしれない。しかし、セクター毎の研 究対象、研究方法が異なるので、統一したやりかたでは、広すぎて各セクター での実行性に欠けるのではないかと考える。



図 1 カナダ自然博物館

Dr. Alex Borisenko, Ph.D. Director of International Programs Biodiversity Institute of Ontario University of Guelph 50 Stone Road East Guelph, ON, Canada, N1G 2W1 Tel: (519) 824-4120 ext. 54834 Fax: (519) 824-5703 E-mail: aborisen@uoguelph.ca http://biodiversity.ca/



メール議論

背景:Guelph大学のオンタリオ生物多様性研究所の研究者で、専門は動物分類 学。現在、オンタリオ生物多様性研究所が進める国際 DNA バーコードライフ計 画(iBOL)¹⁸の国際プログラム担当部長である。

① 国際 DNA バーコードプロジェクトとは

地球上には約1000万から1億の種が存在するが、いわゆる分類学が解明した種 は200万種に到達していない。生物の多様性を考えたとき、このままでは地球 上の生物種をすべて解明するには長時間を要することになる。したがって、最 新の科学技術に基づく新たな分類学を創造することが求められている。

カナダの Guelph 大学では 2003 年から新たな種の同定方法を開発している。方法はゲノムの標準領域の短い DNA 配列を利用する方法で、DNA をバーコードで表現することができる。この DNA バーコードを用いることで、DNA レベル

¹⁸ http://www.ibol.org/

での種の同定が容易になり、特殊な経験と能力を必要としなくなる。

2010年に国際バーコードライフ計画(iBOL)が立ち上がり、研究組織、研究計画、 DNA バーコードのリファレンス研究施設などが設定された。2015年までに約 50 万種が DNA バーコード化された。

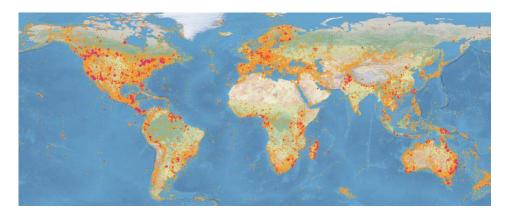


図 2 DNA バーコード化された種の分布図



- 図 3 メボソムシクイの DNA バーコード
- ② 国際 DNA バーコードプロジェクトの素材移転契約

DNA バーコードプロジェクトでは、海外の遺伝資源から一部 DNA サンプルを カナダで分析するのが通常業務である。決して全試料を持ち帰るわけではない。

その際に生物素材移転契約(BMTA)を結ぶのが一般的である。通常資源国研 究者との共同研究で起こる典型的なシナリオを含んでおり、資源国研究者が、 自身の研究対象の DNA 配列情報を得るために我々の分析施設を利用する際に 用いている。

本 BMTA は名古屋議定書が作られる前からあったものなので、名古屋議定書を 反映しているわけではない。しかし、本 BMTA がカバーしている範囲は名古屋 議定書の典型利用例を含んでいると考えている。提供国には研究対象の遺伝資 源の大部分が残ることになり、カナダの DNA 配列解析施設は、PCR 解析に必 要な最小試料のみを持ち込むだけである。

② DNA 及び DNA データと名古屋議定書

DNA バーコードプロジェクトは生物多様性条約の中で、相互信頼を構築する良い事例を提供していると考える。この事例は今後名古屋議定書の実行方法を考えるうえでも重要である。相互の信頼関係を築くことが最重要課題である。

名古屋議定書の解釈を巡り様々な議論があることを承知している。主な議論は DNA分析およびDNAデータベースに関する問題についてである。例えば、DNA データベースはだれのものかとか、DNAデータベースの利用は遺伝資源の利用 にあたるのかとかいった質問がよく聞かれる。これらの質問は、実際のDNA研 究を提供国の協力者と実行している研究者にとって深刻な悩みであることは理 解している。これらは名古屋議定書の言葉の解釈に関する問題である。解釈が より広くできるため、提供国の国内措置で問題を起こしていると考える。

問題の解決は大変困難である。多くの国際的な場で議論していくことが必要で ある。生物多様性条約では科学技術助言補助機関(SBSTTA)がこれらの問題 について議論する場であるので、ここで議論して合意をみることが重要である と考える。第20回の会合では合成生物学の議論が予定されているので、その時 に専門家の意見を聞くことになる。 Ms. Kathryn (Kate) Davis ABS Advisor, Botanic Gardens Conservation International (BGCI) 190 Promrose Ave. Ottawa ON K1R 7V5, Canada Tel: +1 613297 9010 E-mail: kathrynkdavis1@gmail.com WWW.bgci.org/resources/abs/



2015年9月30日午後4時から6時まで

背景:現在は Botanic Gardens Conservation International (BGCI)のアクセスと利益配分アドバイザーをしているが、それ以前英国王立植物園 Kew で植物園の原則、行動規範、ガイドラインなどを作成した実績を持つ。BCGI 活動のみならず、多くの提供国、利用国のアクセスと利益配分制度創設の取り組み支援を行っている。ご主人は Tim Hodges である。

内容:

各国研究機関の国内措置事情

米国の国立公園は厳しいアクセスと利益配分契約制度がある。これはかつてイ エローストーン国立公園の温泉から採取した微生物の酵素からPCR法が発明さ れた経験から、米国国立公園の遺伝資源を利用する場合、内務省が標準素材移 転契約を作成した。この標準素材移転契約には利益配分条項が入れられている。 ちなみにカナダの国立公園にはこのような具体的な契約はない。

DNA バーコード計画活動は生物多様性解明に重要である。ただし、アクセスと

利益配分問題が表面化してきており、実行が難しい状況にある。現在、国際生 命バーコードイニシャディブの倫理委員会が対応を検討している。米国は生物 多様性条約加盟国ではないが、アクセスと利益配分-CH にフォーカルポイント¹⁹ を登録している。米国国務省の Stephanie Aktipis が担当者であるが、現在アシ スタントの Kathlyn Scholl²⁰が担当しているのみである。主な活動は、米国内外 からのアクセスと利益配分に対する質問に対応している。

名古屋議定書合意後の国際交渉会議の後あたりから、多くの名古屋議定書批准 国から、非批准国のアクセスを拒否するという警告を発していることが多い。 このような警告に対して、遺伝資源を商用あるいはコモディティトレードを実 行している大企業は完全に無視できると思うが、非商用研究セクターにはシビ アーな状況になると考えられる。

② コンサルタント活動

ラテンアメリカプロジェクトとして、ラテンアメリカとカリビアン諸国のアク セスと利益配分プロジェクトに参加した。学術研究でアクセスと利益配分を実 行するためには、名古屋議定書の第8条(a)にある簡易な方法を考案することが 重要であるとの認識のもとで本プロジェクトは行われた。どのような方法が最 も効果的な簡易な方法であるかを考えてきた。

ラテンアメリカプロジェクトの成果21のまとめは下記の通りである。

Office of Conservation and Water

2201 C St NW

Washington, D.C. 20520

E-mail: AktipisS@state.gov

²⁰ Katlyn Scholl

US Department of State Office of Conservation and Water

¹⁹ Stephanie W. Aktipis, Ph.D.

Foreign Affairs Officer

U.S. Department of State

Foreign Affairs Officer

TEL: 202-647-1245

Femail: SahallKM@state

E-mail: SchollKM@state.gov

²¹ "ACCESS &BENEFIT-SHARINGIN LATIN AMERICA&THE CARIBBEANA

science-policy dialogue for academic research";

 $http://www.diversitas\-international.org/activities/policy/cbd\-1/access\-and\-benefits\-sharing\-abs.$

1. 科学と政治の橋渡しの必要性

科学者と政府オフィサーは違う世界に住んでいるので、アクセスと利益配分に対する関心事は異なる。両者の間に橋渡しを作ることで、相互理解を促進し意思疎通を図ることができる。

2. 省庁間共同作業によるアクセスと利益配分戦略フレームワーク

- 全体的、統合的アクセスと利益配分に関する政策フレームワークはアクセス と利益配分課題の分野横断的性格を描き出すために必要なことである。
- 統合的モデル開発は、投資回収が名古屋議定書規定事項に従った確実で効果 的なアクセスと利益配分システムによって生じる利益となる適切な経済手 段の配分に依存する。
- 国内アクセスと利益配分フレームワークに国際協力と利益配分を考慮することは、国内活動と国際活動の協働作用をもたらす。

3. 啓発と能力開発の必要性

- すべての利害関係者はアクセスと利益配分に関する法規制を遵守する能力 を持つべきである。
- アクセスと利益配分手続きに関与する権威ある当局は、学術研究の目的と仕組みに関する明確な理解を得るべきである。
- フォーカルポイントはアクセス規制をどのように遵守するかということに
 ついて研究者にガイダンスを供給すべきである。

4. 法令を最適化し簡便な運営を目指す

- 非商用研究と商用研究に対するアクセスと利益配分方法の区別と、研究目的の変更方法が最も重要な課題である。
- 伝統的知識の保護に対する新たな制度を開発することが必須である。
- 現実に行われている研究実態を考慮して、透明性のある確実で効果的な適用 方法を法制化によって確実なものにする必要がある。これらの法制度には、 許可発行、ex situ保存遺伝資源へのアクセス、国際間も含むコレクション 間の交換などの課題に対する回答を含んでいなければならない。適用方法は、 関連省庁の役割を均一化することにより効率化しなければならない。。
- アクセスに関するツールキットと統一化された素材移転契約を付けたすこ とにより ex situ 遺伝資源へのアクセスと交換の管理を促進することができ

る。

5. 戦略的研究協力

- 生物多様性に関する知識と能力を向上させるために、非常に有益である地域 あるいは国際研究協力を妨害するようなアクセスと利益配分方法であって はならない。
- プロジェクトや契約の交渉が行われるように、能力開発を支持・支援することは重要である。さらに、地域及び国家間の学際的、研究機関間の協力関係を強化することも重要である。

6. 先住民及び地域社会(ILCS)との協力

- 先住民及び地域社会と仕事をするとき、背任行為や学術研究の経済的利益について誤った期待を生じさせることによる信頼の失墜を避けることが必須である。
- 研究者と先住民及び地域社会が、敬意を払っている伝統的知識の複雑さや原理を相互に理解することが必要である。
- 先住民及び地域社会で in situ 研究を実行するとき、プロジェクト活動の一部に先住民及び地域社会を参加させることにより能力開発することができる。
- 伝統的知識を学術出版する時も含め、事前の情報に基づく合意は関連する伝統的知識保持者の権利を保護することであると理解すべきである。

7. コミュニケーション能力

- 学術研究者は、研究成果の利益を配分する義務があることを認識すべきである。
- 学術研究者は、政治家、官僚、私企業に対して非専門用語を用いて配分された利益の明確な事例を公表すべきである。
- 学術研究者は、適切な用語と形式で意思決定者や利害関係者に対して科学的な情報を提供できる能力を向上させるべきである。

現在メキシコ植物園プロジェクトを行っている。途中経過を公表する権限はないので、公表可能になったら知らせる。

② 普及啓発用 Toolkits

遺伝資源の研究者はアクセスと利益配分の具体的方法について知らない場合が 多い。研究者はこのようなことに関心がないからである。このような研究者の 関心をどのようにアクセスと利益配分に関心を向けさせるかが重要な課題であ る。

一方、提供国の研究者もアクセスと利益配分方法についてほとんど知らない。 提供者も利用者も、知らないで勝手な解釈で遺伝資源の移転を行っていてはい つまでたっても名古屋議定書は実行できない。知らないからなにもしなくても よいというわけではない。研究者といえども例外なくその国の法律を守らなく てはならない。そのため、利用者同様に提供者への普及啓発も重要課題である と考える。

普及啓発用に toolkit を利用するのが効率的、効果的である。名古屋議定書も toolkit を奨励している。アクセスと利益配分学術対策チームの toolkit は興味深 い。特に、セクター毎の対応や詳細な説明がされているのがよい。ぜひ英文で 読んでみたいので翻訳してほしい。

同様な試みは、IUCN カナダ委員会の会長である George Greene²²が長年行って いる。IUCN ではスイス政府の資金援助の下アクセスと利益配分管理ツールキ ット²³を作成している。現在、名古屋議定書に対応したものに改良中である。 分類学会関係では、欧州の分類学施設連合(CETAF)やカナダの国際 DNA バ ーコード計画の倫理委員会が積極的に行っている。情報があれば知らせるし、 日本の学会でも活動があれば知らせてほしい。日本の学会、研究機関の名古屋 議定書遵守対応についてまとめを送付した。

分類学会は、現在実施している行動規範、ガイドライン、政策などを名古屋議 定書の観点から見直すことに焦点を当てている。議論のポイントは下記の通り である。

 $^{^{22}}$ https://www.iisd.org/biography/george-greene

²³ https://www.iisd.org/ABS/

- 現行ガイドラインを利用しているか、利用していないとするとその理由はなにか?
- 現行ガイドラインはすべての研究ニーズをカバーしているか?
- 現行ガイドラインは複雑すぎないか、簡便化できないか?
- 現行ガイドラインは名古屋議定書の要求事項を含んでいるか?
- 遺伝資源第三者移転の追跡制度や第三者契約はあるか?
- 研究目的の変更に対応しているか?
- 利益配分をふくんでいるか?

学術機関の名古屋議定書対応として、現行行動規範、ガイドラインの見直し、 あるいは新たな確立が必要である。その際の基本事項として下記がある。

- 現行研究活動に必要な項目を充たすべきである
 ポイント:複雑すぎない、厳格すぎない、将来活動への応用
- 2. 名古屋議定書への対応、国際学会・機関との調和を図る ポイント:記録保持、追跡可能、利用変更、利益配分
- 3. ベストプラクティスの普及・啓発を行う ポイント1:行動規範利用の促進、不利用原因の解決

③ 提供国との契約プロセス

英国王立植物園 Kew では、素材移転契約をする場合科学者と法律家のペアで必 ず交渉した。通常の素材移転契約などの交渉は、法律家である China Williams と分類学者である Kathryn Davis が担当で行った。それ以上で広範囲な共同研 究契約をする場合、契約専門の法律家を臨時で雇い交渉した。ペアで必要な理 由は、科学的な取り組みを法律の言葉に直さなければならないからである。提 供国との共同研究契約の場合、英国王立植物園 Kew が契約しているコーポレー ト法律家のレビュー、許可を受けていた。組織として社会的責任を取るために 必要なステップであると考えている。

⑤ 分類学レポート

分類学関係のアクセスと利益配分に関して興味深い論文²⁴が発表されているので、ぜひ読んでほしい。下記に要約をまとめる。

欧州連合は名古屋議定書を批准しているが、米国もカナダも批准していない。 欧州連合加盟国の研究機関は政府から利用者に対する遵守のサポートは受けら れるが、米国やカナダの研究者、研究機関は政府から利用国としての遵守のガ イダンスやサポートを受けることは期待できない。米国は生物多様性条約にも 批准していないので名古屋議定書にサインすらすることができない。バージニ ア大学法学部の Margo Bagley によれば、米国は上院が当面生物多様性条約を批 准することはないという。しかし、米国 Society for the Preservation of Natural History Collections (SPNHC と略)の Andy Bentley によれば、米国が生物多 様性条約に加盟していなくても、米国はその原則を支持していると考えられて いる。

米国の博物館、植物園、保存所の関係者仲間では、いままで経験したことがな い世界に偶然迷い込んだような感覚にあると話し合っている。例えば、Yale Peabody Museum の David Skelly は、「特許にするために研究いているわけで はない。自分達の利用しているのは経済開発のための遺伝資源ではない。」と表 現している。Missouri Botanical Garden の Andrew Wyatt によれば、「我々の 収集した素材を経済的に利用するわけではないし、そのことは契約書に書いて ある。契約で合意していない経済的利用は特別な許可を必要としている」と憤 りを隠さない。このような条件はコレクションから入手したり、コレクション 間の移動をしたりする場合でも同様の素材移転契約を結んでおり、全く経済的 利用は考えていないし、研究者はそれに喜んでサインしている。

²⁴ MYRNA E. WATANABE; "The Nagoya Protocol on Access and Benefit Sharing", *BioScience* **65(6)**: 543–550 (2015), doi:10.1093/biosci/biv056.

Mr. Timothy Hodges Senior Policy Advisor Strategic Policy Foreign Affairs, Trade and Development Canada Government of Canada 125 Sussex Drive, Ottawa, ON K1A 0G2 TEL: +1 343 203-2077 FAX: +1 613 995-6576 E-mail: timothy.james.hodges@gmail.com, timothy.hodges@international.gc.ca



2015年9月30日午後3時から4時まで

背景:名古屋議定書作成過程で活躍。カナダ国内でもアクセスと利益配分問題 の中心人物であったが、現在は外務省で国際経済問題、開発途上国援助問題の 交渉担当官。

①国際的専門家グループ創設

名古屋議定書が合意されて5年経過したが理想通りの実施状況とはいいがたい。 多くの問題点があるが、なかでも提供国及び利用国での普及啓発が遅れている ことが大きい。政府関係者が判っていても、実際に遺伝資源を提供し、利用す るのは一般人であり、その関係者が正しい認識をしていなければ意味がない。

そこで、名古屋議定書を理解している専門家が国際的なグループを作り、協力 して活動するというアイデアを持っている。その活動目的は2つあり、

1. 提供国及び利用国の実行者の持っている個々の問題について相談を受け、解

決に協力する

2. 提供国及び利用国政府関係機関に対して生物多様性条約実践のための戦略 及び政策の提案を行う

具体的には、普及啓発のツールキットの開発を行い、まず提供国の提供者への 普及活動に力を入れる。特に先住民や地域社会への普及プログラムを考案する。 また、遺伝資源の利用促進のためのプロジェクト提案を提供国政府に行ってい る。現在、友人に構想を伝えて参加者を募っているので、参加してほしい。確 かに活動資金が最大の問題である。

②名古屋議定書における学術研究

名古屋議定書をまとめる時問題になったのは、経済界に比べ学術研究者からの 政策への要望が少なかった点である。研究者がどのように考えているのかわか らず、名古屋議定書に反映できなかったのが残念であった。この理由はいくつ かあるが、科学と政治・法律両方に通じた専門家、橋渡しをしてくれる人が少 ないからと思う。やはり学際的な専門家を育成することが必要であると思う。

それでも学術関係の項目として第8条a項を自分で書いて挿入した。学術研究、 特に分類学研究がなければ生物多様性の持続可能な利用ができないと考え、そ れを停滞させないのが目的である。学術関係者は名古屋議定書第8条a項を真 剣に考え、実行可能な方法を創設していただきたい。 Dr. Eve Heafey, JD Associate Smart & Biggar/Fetherstonhaugh 55 Metcalfe Street Suite 900 PO Box 2999 Station D Ottawa ON K1P 5Y6 Canada TEL:613.232.2486 FAX:613.232.8440 E-mail:eheafey@smart-biggar.ca_ EvaHeafey20151001



2015年10月1日午前10時から12時

背景:Smart & Biggar/Fetherstonhaugh 弁護士事務所の知的財産権担当弁護士。Ottawa 大学法学部時代博士論文として海洋遺伝資源のアクセスと利益配分に関する論文²⁵を 2014 年に発表。

内容:

①海洋遺伝資源と知的財産に関する論文について

国連 Legal Affairs (DOALOS と略)のインターンとして、海洋遺伝資源に対する 知的財産観点の課題について 2010 年に研究した。DOALOS の Charlotte Salpin²⁶ (下記)や国連海洋法条約 (UNCLOS と略) 担当法務部門から指導は受

²⁵ Heafey, Eve (2014) "Access and Benefit Sharing of Marine Genetic Resources from Areas beyond National Jurisdiction: Intellectual Property--Friend, Not Foe," *Chicago Journal of International Law*: Vol. 14: No. 2, Article 5. Available at: http://chicagounbound.uchicago.edu/cjil/vol14/iss2/5 26

https://sustainabledevelopment.un.org/index.php?page=view&type=6&nr=1458&menu=1442&template=375

け、報告書のレビューを受けている。したがって、論文での見解は国連の公式のものといえる。その後、DOALOSの許可を得て、2014年に発表した。

Charlotte Salpin Legal Officer Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea Office of Legal Affairs, United Nations 2 United Nations Plaza, DC2-424 New York, NY 10017, USA Tel.: +1 212-963-1112, Fax: +1 212-963-5847 E-mail: salpin@un.org Website: http://www.un.org/Depts/los/index.htm

UNCLOS について知的財産権から研究した論文、特に遺伝資源に注目したもの はなかったし、知的財産権に関する問題は UNCLOS で大きくなってきていたの で研究課題として取り上げられた。例えば、Creg Venter が行っている活動が話 題になっており、多くの資源国から無差別なバイオ探索研究に脅威を感じてい るとの意見が国連に寄せられていたからである。また、UNCLOS の国家管轄外 海域 (ABNJ) において、海洋遺伝資源のアクセスと利益配分について現在何の 取り決めもない。海底での遺伝資源探索が盛んになってきたため、国際海底機 構 (International Seabed Authority²⁷) は遺伝資源の取り扱いについて関心を 示しつつある。

論文では、海洋遺伝資源の取り扱いについて知的財産面から意見が記載されて いる。それによれば、共有保存所設置が最も可能性がある。共有保存所が設置 され、国家管轄権外の海洋遺伝資源の情報やそれ由来の知的財産はそこに収め られ公開される。そうすることにより、人類共有の財産としてのアプローチが 保証され、情報は公開され、保存所は公文書館としての役割を果たしている。 しかし、保存所は知的財産権を完全に維持している。しかし知的財産権はある 一定期間の間は強制的に行使不能にするという公海の自由原則を保持している ということもできる。

また、国家管轄権外の海洋遺伝資源のアクセスと利益配分を規定する有効な方

²⁷ https://www.isa.org.jm/

法として共有信託基金制度が取り上げられる。国家管轄権外の海洋遺伝資源の利用 に対して本信託基金へのロイヤリティ支払が義務付けられる。信託基金はこれ を海洋資源保存に利用する。この方法は、知的財産権保護と生物多様性保護を 関係づけることになる。ロイヤリティが極小にすることにより、公海の自由原 則との調和が図ることができる。基金は国際海底機構によって管理されるのが ふさわしい。なぜなら国際海底機構は海底鉱物資源の利用に対する配分を決め る権限を持っているからである。地球環境ファシリティ(GEF)も基金の候補であ る。

論文がその後どのように活用されているかはわからない。利益配分についてい くつかの提案をしたが、その後の問い合わせ、議論もいままでになかった。お そらく、UNCLOSの中では優先度が低いのではないかと考える。

②特許出願の出所開示

出所開示についてカナダは反対の立場にあるが、最近どのように変化したかは AIPPIカナダの会長をしていた同僚に聞いてみるのでしばらく待ってほしい。 本特許法律事務所では特に出所開示について何ら取り組みを行っていない。米 国と違い海外の遺伝資源を利用した特許出願が少ないからであると考える。し かし、米国出願者のヨーロッパへの出願も取り扱うので何らかの仕組みがある かもしれない。

③伝統的知識と商標

伝統的知識、例えば先住民の用いている言葉を商標として登録するということ はカナダでは少ないと思う。カナダ商標法の第9部には伝統的知識に関する規 定はない。商標法では一般的に流通している言葉を商標にすることは誤解を招 く恐れがあるため禁止されている。

ブリティッシュコロンビア州で伝統的名称に関して詐称通用(passing-off)の訴 訟ケース²⁸がある。"Queneesh"は先住民社会(K'ómoks First Nation)では神 聖な伝説の名称であり、商標として用いるのは先住民の権利を軽視していると

 $^{^{28}\,}$ Queneesh Studios Inc. v. Queneesh Developments Inc., 1996 CanLII 2586 (BC SC)

して訴えた。しかし、ブリティッシュコロンビア州最高裁判所は訴えを却下した。理由は、カナダ商標法の適用範囲には先住民の権利は含まれていないとしたからである。先住民の伝統的知識であっても商標化は可能であるとの考えである。先住民の伝統的知識は実際の場面で知的財産権より低く扱われていることを示している。

一方、連邦政府内では伝統的知識と知的財産権について議論している論文^{29,30}が でている。今後、カナダで名古屋議定書国内措置を考える上での重要な議論で あると考える。



図 4 Smart & Biggar/Fetherstonhaugh オタワ事務所前

²⁹ http://ycppl.info.yorku.ca/files/2012/06/Bell.WorkingPaper.1.pdf.

³⁰ http://nativemaps.org/files/Mann.pdf

Mr. Frederic Perron-Welch Fellow, Biodiversity Law Programme Centre for International Sustainable Development Law (CISDL) Chancellor Day Hall 3644 Peel Street Montreal, Quebec H3A 1W9 TEL: (+ 1) 818-685-9931 E-mail: fperron@cisdl.org

Chairman and Founder BIONOMOS Ltd 7140 Albert-Einstein Office 105 Montréal, Québec H4S 2B4 Canada TEL: 514-316-9276 E-mail: contact@bionomos.ca http://www.bionomos.ca



時間:10月2日午後2時から4時まで

背景: Frederic Perron-Welch は Centre for International Sustainable Development Law (CISDL)³¹の International Sustainable Biodiversity & Biosafety Law プログラムコーディネーターである。CISDL は、国際的な持続 可能開発法の理解を深め、開発し、実践していくことによって、持続可能な社 会とエコシステムの保護を促進することをミッションとしている。CISDL は独

³¹ Centre for International Sustainable Development Law(CISDL) Chancellor Day Hall, 3644 Peel, Montreal, QC, H3A 1W9 Tel. +1 514 398 8918 / Fax. +1 514 398 8197 / www.cisdl.org

立の研究機関であるが、McGill大学法学部と開発途上国の法学部とネットワークを 通じて活動している。CISDLの6つの研究対象法は、貿易および投資と競争、天然 資源、生物多様性とバイオセイフティ、気候変動と脆弱性、持続可能開発における 人権と貧困撲滅、健康と危険物である。さらに、Perron-Welch はカナダ環境法協 会のメンバーでもある。CISDL以外に東海岸環境法境界、IUCN環境法センタ ー、アクセスと利益配分能力開発イニシャティブでも関与している。

内容:

① カナダのアクセスと利益配分政策

カナダのアクセスと利益配分は、環境政策 vs.経済政策のバランスによって決ま る。カナダは現在経済の低下に悩んでおり、10月19日の総選挙では経済政策 を優先する声が高い。環境政策、その中でもアクセスと利益配分政策、名古屋 議定書国内措置のプライオリティは低いと思われる。名古屋議定書がカナダに 厄介なコスト問題を持ち込んでおり、国内措置を制度としたくないというのが 政治家の一般的な考えである

Environment Canada (カナダ環境省)の予算低下の中では、現在の環境保護 に予算を集中せざるを得ず、将来の政策であるアクセスと利益配分制度につい ては最低限の活動に抑えられている。国内外の実施情報やベストプラクティス の収集に専念している。それ以上の制度提案などは行えない状況になっている。

経済界の認識として、バイオテク企業が発達しておらず、利益配分は経済的な 重荷になると考えており、名古屋議定書どおりの国内法にされると米国に負け るという反対の声が強い。カナダのバイオテックは米国の影響が大きく、米国 に行けばなんでも自由にできるという考え方がある。一般人は経済か環境かと いわれるとやはり経済を取る。直接自分に降りかかってくるからである。環境 保護は、エクソン バルディー号事件のようなインパクトがないかぎり、あま り気にしていないように見える。

学術界の一般的な名古屋議定書の認識として、知らないか、知っていても余計 なことであると考えている。当然、学会や資金提供機関の認識も低いので、対 策活動はしていないようである。Genome Canada³²が DNA バーコード計画に

³² http://www.genomecanada.ca/en/

資金援助しているが、あまりアクセスと利益配分に取り組んでいるという話は 聞いたことがない。DNA バーコード計画の標準 MTA がやはり一番進んでいる と思われる。DNA バーコード計画の MTA はすでに Environment Canada に提 出している。

② カナダの伝統的知識

カナダは憲法により先住民社会を尊重しているが、カナダは移民の国であり、 欧州からの移民が政治を支配している。先住民と欧州移民との融合する政策は なく、先住民を見て見ないふりをする傾向がある。政治の世界で先住民の声が とりあげられることはなく、政治の世界では忘れられているという印象を受け る。これ以上先住民に権利を与えるという考えは政治の世界にはない。したが って、名古屋議定書の先住民に関する部分に対して関心は薄い。

先住民の伝統的知識を利用する世間の傾向はない。先住民の知識より欧州の知 識が勝っていると考えているからである。先住民の薬草を使う例はあるが、あ くまで健康食品、サプリメントであり、医薬品とは認められていないし、逆に 先住民の伝統的知識とも認めていない。中国伝統医学の方が普及している。 Health Canada(厚生省)が伝統医薬を医薬品として認めていない。したがっ て、先住民の伝統医学を研究する大学もほとんどない。あくまで分類学、民俗 学的な研究が中心であり、積極的に薬草や伝統医学のデータベースを作るとい 動きはない。

伝統的知識はバプリックのものであるので、知的財産権で保護するという考え 方はない。知的財産制度は西洋社会で発展した考え方なので、伝統的知識とは 相いれないと考える。そうかっといってインドのような伝統的知識を新たな権 利として認める動きもない。新たな権利を先住民に与えることは必要ないと考 えている。連邦政府で先住民を理解し協力し地位向上に努力する政治家はいな い。

ただし、最近先住民の伝統医薬知識とケベック州研究所の協力で伝統的薬草を 医薬品として開発しようという動きがある。ただし、医薬品となったら値段が 高くなり従来の利用者は購入できず、西洋医薬に比較して効目も悪いので誰も 買わないので、成功するかはわからない。

③ 提供国の普及啓発活動

このような政治情勢において重要なのは、利用者や一般人にアクセスと利益配 分の重要さを認識させる取り組みを行うことであると考える。正しく認識し、 それに基づいて考え、実行すれば、状況が変わると信じている。いわゆるボト ムアップの取り組みと言える。実績を積み、それを分析し、政治の世界に持っ ていけば、政治家も考えるようになると思う。

研究者は面倒で研究に関係のないことをやりたがらない。研究に集中したがる。 したがって、シニアの研究者にはなかなかアクセスと利益配分のことを理解し、 行動してもらえない傾向がある。若い学生時代からアクセスと利益配分の大切 さを理解させる試みはよいのでないか?若いヒトから変わっていけば、将来変 わっていくのではないかと思う。カナダでは若い人の参加が多い。

提供国への普及啓発活動も重要である。提供国でもアクセスと利益配分を知っ ているのはごく一部の政府役人で、提供国の研究者はほとんど何も知らない場 合が多い。利用国の研究者は直接提供国の研究者とコンタクトし、遺伝資源を 利用している。その場合、両者ともアクセスと利益配分について何も知らない ので、いい加減になり、遵守は困難である。両者ともに普及啓発しなければな らない。利用者のアクセスと利益配分遵守のモチベーションを高める方法とし て科学者としての社会的責任、科学への貢献の重要性を自覚させることである と考えている。

提供者に対してはキャパシティビルディングが重要である。それには教育ツー ルキットを作って、周知徹底を図るのが必要と思う。ツールキットはできるだ け詳しく、事例を示し、シンプルにする必要がある。また、成果が定量的にな るように、何回行い、出席者は何人、出席者のその後のアクセスと利益配分活 動などをフォローし記録することが重要である。

キャパシティビルディングの資金として、UNEP—日本ファンド、GEF、ドイ ツ研究援助などがある。日本ではJICA などの資金が使えるのではないか。 アフリカなどでは普及活動が盛んで、多くの提供者がアクセスと利益配分教育 を受けている。ナイジェリアで現在普及活動をしているが、そこではアクセス と利益配分制度のない利用国には利用させないという風潮が広がっている。持 続可能な利用の精神から反する事態である。すぐにはこのような考え方の影響 はないかもしれないが、長期的にみると利用する側に障害がでてくると思われ る。米国はプエイトリコが領土であり、熱帯地方のすべての遺伝資源がそろっ ているといわれている。したがって、米国にとって他の国が供給を停止したと しても問題は少ないと思われる。

③ その他

初めて IRCC がインドから出されたが、利益配分について秘密になっている。 これでは何の情報も得られない。もっと情報の共有を図るべきである。 Dr. Alain Cuerrier, Ph.D. Adjunct professor Department of Biological Sciences Biodiversity Centre *Institut de recherche en biologie végétale* Montreal Botanical Garden 4101 Rue Sherbrooke E Montréal, QC H1X 2B2, Canada TEL: 514.872.3182 E-mail: alain_cuerrier@ville.montreal.qc.ca



時間: 2015年10月5日午前10時から12時まで

略歴:モントリオール大学兼モントリオール植物園の伝統生物学、伝統動物学、 伝統植物学准教授。Folk classification、カナダ先住民の薬草研究で、糖尿病治 療や抗酸化作用のある薬草の開発を行う。ヌナバート準州のイヌイット族、ケ ベック州のクリー族の伝統的知識も研究している。

議論:

① モントリオール植物園での ABS 関連規則

カナダでは 2002 年ボン・ガイドラインができたころから、ABS 関連の規則作 成のための話し合いが関連機関の代表者を集めて開始された。その中に植物園 関連の代表者として参加した。この会の目的は、各関連機関でベストプラクテ ィスを作成するために、各機関の経験を話し合った。それまで行ってきた医薬 会社の薬草 10 サンプルを 50-100 ドルで買い取ってそれで終わりというような ことを無くしたいという気持ちが強かった。しかし、現実にベストプラクティ スを求められてもなかなかベストの事例はなかった。結局、常識的な話し合い で新しい進展はなかった。

モントリオール植物園でも何らかの ABS 規則を作るということになり、上記話

し合いに代表として出ていたので自分がリードした。その結果、モントリオー ル植物園ではアクセスに関する規則を作成し、小冊子³³を発行した。そこでの基 本は「何の契約のない植物は植物園をでるべきでない」ということで、契約を 基本としたものである。

現在モントリオール植物園では、この ABS 規則を基にして名古屋議定書提供者 向けの取り組みを行っている。しかし、カナダ政府は本プロジェクトに資金援 助をしてくれないので、進展していない。First Nations の提供者向けの取り組 みにも資金提供はないので、ボランティアとして行っている。

② カナダ伝統薬用植物の利用

2003年頃から、伝統的知識を含む薬草の探索研究を行うため先住民 Cree/FirstNations³⁴と交渉した。研究目的は、先住民の用いている薬草とその 薬効について調査するいわゆる民族植物学(先住民利用植物の研究)に関する ことである。交渉にあたって重要な姿勢は「先住民に敬意を払う(respect)」こ とである。これがなければ交渉はできない。

先住民 Cree には Natural Justice という NGO が関与している。交渉する先住 民 Cree のだれと交渉し同意を得るかは National Justice が教えてくれる。 National Justice には専属の弁護士がいる。先住民と研究者が交渉したことを法 律の文書として仕上げていく仕事をしている。研究者側にもモントリオール大 学やマギール大学の弁護士が関与している。

Montreal 大学や McGill 大学の研究者それぞれと先住民 Cree と合意を得たのが 2009 年であった。こんなんに長くかかったのは、研究者側大学弁護士が、契約 案はあまりにも制限が多すぎると主張したためと、先住民側が ABS について明 確な理解が少なかったためである。

契約によれば、もし薬草から新たな化合物を見出した場合でも、先住民が指定した伝統的知識部分は特許を取ることができない。医薬品会社への情報提供も

³³ http://espacepourlavie.ca/en/managing-plant-collections

³⁴ The First Nations とはカナダ先住民全体のことを言い、個々の部族を示すものではない。カナダ全土 には現在、約85万人以上の先住民人口と634の First Nations 自治政府や行政機関が存在し、その約半数 はオンタリオ州とブリティッシュコロンビア州にある。

先住民のレビューが必要である。伝統的知識の情報を含む論文について先住民 の事前の了解を必要とし、しばしば先住民に訂正を要求される。最終論文は再 度先住民の許可を求めなければ発表することができない。

このプロジェクトはカナダで伝統的知識を利用する研究のモデルとして高く評価されている。カナダ環境省にも事例として報告している。今後この例を中心に伝統的知識の利用に関する規則ができるのではないかと思う。First Nationsからも高く評価され、伝統的知識と生物多様性条約を結び付ける5年の経験と専門知識を尊重してアドバイザーとして雇用するとの申し入れがあったが、研究に忙しく断っている。

契約が成立したので、薬草探索研究を実施し、その結果はいくつかの論文とし て発表した。糖尿病にターゲットを絞ったのは、先住民 Cree 族は成人 2 型糖尿 病患者が約 20%近くと平均より多いため、その治療を伝統医学で治すためでも ある。抗糖尿病効果についてはカナダ保健省傘下の Canadian Institute of Health Research (CIHR)が先住民糖尿病薬チーム³⁵を組んで研究継続中である が、医薬品とするのは名古屋議定書の利益配分を考えると困難ではないかと考 えている。本研究の結果として、伝統的知識と現代医学の融合した付加価値商 品はハーブティーであり、特殊な販売方法で販売している。

③ 民俗植物学関連学会での名古屋議定書対応活動

民俗植物学関連学会で名古屋議定書対応活動の普及啓発をリードしている。名 古屋議定書に書かれていることは不透明であるため、現実の世界で実際の研究 を実行するのに応用しようとすると困難が伴う。特に利益配分は、学術研究の ように非金銭的であっても大変困難である。例えば、どこに利益配分するのが 適切であるのか実際の研究の場面で決めるのは困難である。

現実に詳細な規制が存在しない場合が多いので、実際の当事者間で交渉に任さ れることになる。そこで、利用者である研究者の行動規範、ガイドラインが重 要となる。少なくとも利用者は生物多様性条約や名古屋議定書の原則はりかい していなくてはならない。その上で倫理規範に基づいた判断と行動が求められ る。

³⁵ http://www.taam-emaad.umontreal.ca/

民俗植物学関連の学会等で、伝統的知識を利用する植物学研究者向けのワーク ショップを開催している。特に若い研究者向けの普及活動が大事と思っている。 例えば International Society of Ethnobiology³⁶では倫理規範を確立している³⁷。 毎年ワークショップを開き自身の経験を話している。伝統的知識保持者の知識 を研究しようとしても、提供者は全く何も知らない場合が多い。その時に研究 者がどのような倫理観を持って提供者と接するかが最も重要である。研究者が 間違えればすべてが間違った結果になるので、最初に研究者が提供者に接する 際の態度が重要となる。

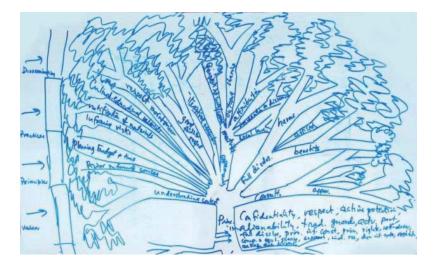


図 5 民族植物学学会での議論経過

自然健康製品研究協会(NHPRS Canada³⁸: 医薬関連の学会、製薬業界、政府 関係者の非政府団体)でも生物多様性条約に基づいた倫理規範を開発している。 これは、伝統医薬品、健康食品など伝統的知識に基づく製品を販売する際のベ ストプラクティスを提供する目的である。倫理規範の課題は、利用者がどのよ うに倫理的に考え行動できるか具体的な基準を示すことである。

提供者への普及啓発活動も行っている。アフリカを中心に活動を行っており、 現在のプロジェクトはウガンダである。そこではガイドラインを創設すること

³⁶ http://www.ethnobiology.net/

³⁷ International Society of Ethnobiology (2006). International Society of Ethnobiology Code of Ethics (with 2008 additions). http://ethnobiology.net/code-of-ethics/

³⁸ The Natural Health Product Research Society of Canada is a federally incorporated non-profit organization founded in 2003 by a collaboration of academic, industry, and government researchers from across Canada.

を目標としている。提供者側での認識も高まりつつあるが、まだまだ多くの国 ではアクセスと利益配分について認識が低い。

環境持続性統治を研究している POLIS³⁹でも、伝統薬草研究者倫理⁴⁰の開発を行っているが、現在は伝統的知識保持者との研究契約モデルの作成のみに注力している。POLIS プロジェクトはビクトリア大学環境法政策部が 2000 年に設立し、国際研究センター⁴¹が運営している。現在、ビクトリア大学の Bannister⁴²が担当している。POLIS の目的は世界の環境持続性を様々な方面から研究し、環境統治を明らかにすることにある。環境持続の原則にはなにがあり、環境持続性のために我々はどのように行動すべきか、世界的あるいは地域的レベルで環境統治をどのように行うかなどのテーマについて考えている。



図 6 モントリオール植物園とカナダ伝統薬草開発品

 $^{^{39}\} http://www.polisproject.org/about$

⁴⁰ http://www.polisproject.org/node/439

 $^{^{41}\} http://www.uvic.ca/research/centres/globalstudies/$

 $^{^{42}\} http://polisproject.org/people/roundtable/bannister$

Dr. Junko Shimura, Ph.D. Programme Officer, Taxonomy and Invasive Alien Species Global Taxonomy Initiative CBD Secretaty TEL: +1 514 287 8706 Email: junko.shimura@cbd.int



内容:

志村純子 20151006 2015 年 10 月 6 日午後 2 時から 4 時まで

① 南アジア、太平洋島嶼地域の生物多様性活動中心

南アジアや太平洋島嶼地域には多様性活動をしている CBD チームがある。ここには多様性専門家がいるし、地域政府とも親しい関係にある。

ここに ABS 学術対策チームの活動情報を送り、日本の学術関係の ABS はまじめに取り組んでいる、安心してほしい、バイオパイレシーではない、ちゃんと教育していることを理解させるのに重要である。

これらの活動中心を通じてフォーカルポイントにコンタクトした方が、理解が 早く、プロセスがスムースにいく。公式の機関を通じるより簡単である。その ためには普段からのコンタクトが重要である。

The ASEAN Centre for Biodiversity (ACB)⁴³

⁴³ http://www.aseanbiodiversity.org/

ACB は CBD の指導の下、南アジア地域の生物多様性保全と持続可能な利用に ついて地域あるいは世界の協力関係を促進するアセアン諸国間の専門組織であ る。現在フィリピンの本部があり、所長は Atty. Roberto V. Oliva⁴⁴であり、GTI 専門官は Dr. Filiberto Pollisco⁴⁵となっている。

The Pacific Regional Environment Programe (SPREP)

SPREP⁴⁶活動は、戦略行動計画 2011-2015 に基づいている。目的は、太平洋地 域における環境保護と遺伝資源の持続可能な利用との調和を目指している。加 盟諸国間の協議に基づき、現在4つの目標を定めている。①気候変動、②生物 多様性エコシステム管理、③廃棄物管理と汚染コントロール、④環境監視とガ バナンス

SPREP の本部はサモアにあり、現在 90 人以上のスタッフがいる。現在のメン バーは、米領サモア、オーストラリア、マリアナ諸島連合、クック島、ミクロ ネシア島連合、マーシャル諸島、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーラン ド、ニウエ、パラウ、パプアニューギニア、アンモア、ソロモン諸島、トケラ ウ、トンガ、ツバル、英国、米国、バヌアツ、および Wallis and Futuna であ る。事務局長はオーストラリア人の Dr David Sheppard⁴⁷である。生物多様性 担当オフィサーはサモア人の Ms. Easter Galuvao⁴⁸で、外来種担当オフィサー はニュージーランド人の Dr. David Moverley⁴⁹である。

南アジア・島嶼地域のアクセスと利益配分に対して被害意識が強い。そのため 名古屋議定書に対する期待感が強く、興奮状態であるといえる。その信用を失

⁴⁶ http://www.sprep.org/index.php
Filiberto A. Pollisco, Jr., Ph.D.
Program Development Specialist
ASEAN Centre for Biodiversity
3F ERDB Bldg. Forestry Campus, UPLB
Los Banos, Laguna, Philippines 4031
Tel No: +63 49 536 3989
Tel/Fax: +63 2 536 2865

 47 davids@sprep.org

⁴⁹ davidm@sprep.org

⁴⁴ rvoliva@aseanbiodiversity.org

 $^{^{45}}$ fapollisco@aseanbiodiversity.org

⁴⁸ easterg@sprep.org

えば大きな損失を招くことになる。長期的に見て、生物資源の少ない日本の経済に悪影響を招くようになる。制度のない国は信頼してもらえない。

何とか民間でこれらの地域の信頼を繋ぎ止めるための活動が必要と考えられる。 提供者の国にアクセスと利益配分に関する法律があれば、それに従い、ちゃん とした契約をするのが当然の行為である。契約に従って研究活動を行うことも 当然である。

② 生物多様性条約事務局内のアクセスと利益配分マネージメント

Varelie Norman (法律家) がまとめ役、実際の ABS は Veatris Gomes⁵⁰が担当している。Matt Dias⁵¹がクリアリングハウスメカニズムのシステム担当である。

多くの国からクリアリングハウスのシステムについて売り込みがあったが、結 局声の大きな国、良い多くのサポート、サービスをする国のシステムに落ち着 くのが通例である。システムが選ばれればあとはその国の思い通りになり、他 の国はそれに不満があっても従うしかないという結果になる。ISOの世界標準 と同じシステムである。

クリアリングハウスのシステムについては、名古屋議定書では簡単にしか書い ていないので、これからは知りながら考えていくことになる。この制度がうま くいくかどうかがアクセスと利益配分ができるかどうか、ひいては名古屋議定 書がうまくいくかどうかにかかっている。

⁵⁰ Ms. Beatriz Gómez-Castro Programme Officer

beatriz.gomez@cbd.int

+1 514 287 6686

⁵¹ Mr. Matthew Dias Information Management Officer

matthew.dias@cbd.int +1 514 287 6682 Ms. Valerie Normand Senior Programme Officer, Access and Benefit-Sharing Convention on Biological Diversity 413 Saint Jacques Street Suite 800 Montreal , Quebec H2Y 1N9, Canada TEL: +1 514 287 7033 E-mail: valerie.normand@cbd.int ValerieNormand20151007



2015年10月7日午後3時から5時まで

背景: Valerie Normand は、生物多様性条約事務局で名古屋議定書関連アクセスと利益配分プログラムのシニアーオフィサーである。アクセスと利益配分に 関する生物多様性条約内の政策を決定している。

内容:

① 普及啓発用ツールキット

利用者特に大学等の研究者への普及啓発は重要である。なぜなら、実際の遺伝 資源利用者の大部分は大学の研究者だからである。研究者に教育科目として教 育しているところはないし、いままで研究者はABSに関心がなかったが、今後 は必要になるだろう。

CBD 事務局としては、各国の普及啓発活動を援助する目的で、ABS クリアリン グハウスに標準契約書、ガイドライン、行動規範などの情報を積極的に投稿し てもらい、掲載し、普及していく取り組みを行っている。ベストケースも投稿 してもらいたいと考えているが、悪いケースはだれも投稿しないと思う。

事前に送ってくれた英文のABS学術対策チームのツールキットは大変よくできていると思う。ガイダンスや FAQ などは重要である。ぜひ共有化するために投稿してもらいたいと考えている。共有化し議論することにより、より高品質の

ツールキットができると考えている。ツールキットを利用して、研究者への普 及活動を進めてもらいたい。

② 提供側研究者への普及啓発活動

提供者側の研究者もなにもアクセスと利益配分について知らない場合が多い。 提供国政府自身の制度が整っていないこともあるが、普及啓発のできる専門家 がいないことも原因であると考えている。

したがって当然提供国の普及啓発活動の必要性は理解できる。各国それぞれ制 度が少しずつ違う場合が多いので、各国それぞれ個別に行うべきである。提供 国政府内でも専門家が少なく、生物多様性条約事務局はまず提供国政府内の能 力開発に注力しており、提供側の研究者、研究機関の普及啓発まで手が回らな いのが現状である。能力開発資金を提供している国際メカニズムは地球環境フ ァシリティ(Global Environment Facility: GEF⁵²)である。

生物多様性条約事務局では、名古屋議定書批准促進活動から、提供国国内制度 整備促進活動に方針を切り替えつつある。アクセスと利益配分制度制定能力開 発のため、提供国政府機関から事務担当者1名と法律担当者1名を選抜し招待 して、集中訓練を行っている。国ごとにペアの専門家を育成すれば、提供国に 帰っても様々な制度作りができると考えている。

③ ABS クリアリングハウスの現状と IRCC

ABS クリアリングハウスは少しずつ改良している。以前生物多様性条約サイト の中にあった各国情報で、各国の生物多様性条約関連国内法の PIC や MAT な ど必要条項を一覧表にしたものがあったが、現在の ABS クリアリングハウスサ イトにはない。しかし、法律のみならずガイドラインなどを含め、各国のアク セスと利益配分に関連する情報を、各国から提供してもらい、それをサイトに 掲載する計画である。掲載は来年1月頃を予定している。現在各国に掲載に必 要な一覧表のひな形を渡してあり、それを埋めた情報を受け取り、サイトにア ップする予定である。以前は法律だけであったが、今度はガイドライン等も含 めるので、よりアクセスと利益配分情報がきめ細かくなるはずである。

52

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/gbl_env.htmlhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/gbl_env.html

国際的に認められた遵守の証明書⁵³(Internationally Recognized Certificate of Compliance: IRCC)が初めてインドから提出された。IRCC のひな形(参考資料)は決まっているが、それを埋めるのは提供国側であり、CBD 事務局が埋める内容について強制することはできない。残念ながら、今回インドから出てきた IRCC では、利益配分について秘密事項になっており内容が見ることができない。これでは、利用者にとってあまり参考とならないが、強制できないのでしかたがない。IRCC は公開され、対象利用国のチェックポイント、秘密でなければ利用者に送られる。利用国側チェックポイントからは、今後チェックポイントコミュニケ⁵⁴(Checkpoint Communiqués : CPC)が発行され、CBD 事務局に送られる予定である。すでに CPC のひな形(参考資料)が作成されている。

現在、標準契約書として2つアップされている。一つは国際製薬団体連合会 (International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and

Associations: IFPMA)の提出したもの⁵⁵で、研究開発型製薬会社の遺伝資源へのアクセスと利益配分についてのガイドラインを示したものである。もう一つは、国際微生物保存施設連盟(World Federation for Culture Collections: WFCC)の行動規範⁵⁶である。これは微生物保存施設のアクセスと利益配分の在り方を示したものである。今後標準契約書のみならずガイドラインや行動規範などの情報を広く募集し、公海していく予定である。

③ 今後のアクセスと利益配分制度について

欧州連合では EU 規則に基づく実施法(implementation act)のドラフトが発表された。EU 委員会ではこれから1年くらいかけて EU 規則の懸案事項に関す

⁵³ Internationally Recognized Certificate of Compliance (IRCC)

Certificate constituted from the information on the permit or its equivalent registered in the ABS Clearing-House, serving as evidence that the genetic resource which it covers has been accessed in accordance with prior informed consent and that mutually agreed terms have been established. It contains the minimum necessary information to allow monitoring the utilization of genetic resources by users throughout the value chain (Article 17).

⁵⁴ Checkpoint Communiqués (CPC)

A summary of the information collected or received by a checkpoint related to prior informed consent, to the source of the genetic resource, to the establishment of mutually agreed terms and/or to the utilization of genetic resources and registered in the ABS Clearing-House (Article 17.1 (a)). 55

 $http://www.ifpma.org/fileadmin/content/Innovation/Biodiversity\%20 and\%20 Genetic\%20 Resources/IFPMA_Guidelines_Access_to_Genetic_Resources.pdf$

⁵⁶ http://bccm.belspo.be/documents/files/projects/mosaicc/code2011.pdf

るガイダンスが発表される予定と聞いている。しかし、この具体的ガイダンス 作成は外部コンサルタントに依頼するようなので、具体的にどのようになるか わからない。今後注視する必要があると思っている。

先月パリの国際商業会議所(International Chamber of Commerce: ICC)の会 議⁵⁷に出席し、EU 実施法について議論した。多くの日本人から名古屋議定書に ついて定義などについて多くの疑問がだされた。日本人の EU 規則の実施に対 する関心の高さがわかるが、それは大変難しい問題であり、直ぐに統一された 答えがでるわけではない。二国間の当事者間契約が基本であり、その契約が提 供者側の規則に従っていれば、当面はそれでよく、今後事例が蓄積すれば統一 された見解も出てくると思う。もちろん提供者側の規則は、生物多様性条約や 名古屋議定書の基本概念を逸脱したものであってはならない。加盟している限 りその基本概念に合意しているからである。日本もこのような考えで国内措置 を進めてもらいたいと考えている。

生物多様性条約事務局では名古屋議定書の批准にいままで注力してきたが、こ れからは方針を若干変更し、批准国内の制度整備に注力していく。名古屋議定 書の実行のための国内制度設計の考え方は、①できるだけ簡便で、だれでも実 行可能なようにすること、②利用者と提供者が相互に理解しあい、信頼し、合 意できるような制度にすること、である。この基本的考え方のもとにいろいろ な制度を組み立てていくつもりである。名古屋議定書はあくまで基本であり、 その具体化、実践可能化には大変難しい現実問題がさまざまにでてくるはずで ある。この基本をもとに、基本に立ち返りつつ問題解決を図っていくつもりで ある。

いろいろな利用分野でいろいろな試み、事例をたくさん作って、それを分析し て制度設計を行うボトムアップアプローチに賛成する。遺伝資源利用形態は多 様性が高いので一つの制度でコントロールできるとは考えられない。それぞれ の利用分野でベストケースを積み重ねるのが必要である。したがって、よい制 度に至るまでには時間がかかるのはしかたがないと考えている。

57

http://www.iccwbo.org/Training-and-Events/All-events/Events/2015/ICC-Conference-on-Access-and-Be nefit-Sharing-Working-out-ABS-2015/

(参考)インドから提出された最初の国際的に認められた遵守の証明書(IRCC)







ABSCH-IRCC-IN-204353-1 Internationally recognized certificate of compliance constituted from information on the permit or its equivalent made available to the Access and Benefit-sharing Clearing-House

In accordance with Article 17, paragraph 2, of the Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing, a permit or its equivalent issued in accordance with Article 6, paragraph 3 (e) and made available to the Access and Benefit-sharing Clearing-House, shall constitute an internationally recognized certificate of compliance.

General Information

Issuing country

INDIA

Verification link (view latest version)

http://absch.cbd.int/database/ABSCH-IRCC-IN-204353

A85-CH Unique Identifier (UID)

ABSCH-RCC-N-204353-1

Issuing Authority

Congetent National Authority | National Biodiversity Authority (NBA) Sth Floor, TCEL Biopark, CSIR Road, Taramani Chennal, Tamiinadu 600 113. India Phone: +91 44 2254 2777 Fax: +91 44 2254 1200 Email: secretary@nbaindia.org, chaiman@nba.nic.in, secretary@nba.nic.in Website: Thtp://www.nbaindia.org

Details of the permit or its equivalent

Reference number of the permit or its equivalent

India/NBA/Appl/9/684

Additional national references or identifiers

Date of issuance of the permit or its equivalent

Application in Form-I for accessing ethno-medicinal knowledge of the Siddi community from Gujarat for research

Date of expiry of the permit or its equivalent

27 Mar 2015

26 Mar 2018

Prior Informed Consent (PIC) Information

Confirmation that prior informed consent (PIC) obtained or granted

YES

Provider The person or entity that holds the right to grant access to the genetic resources in accordance with domestic legislation.

CONFIDENTIAL INFORMATION

Entity to whom PIC was granted

Ms Seema Solanki

Medical Anthropology and Ethno biology. Research Scholar (-) University of Kent Canterbury United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland Phone: +91 9717032453 Email: seemacolanki.du@gmail.com, ##830@kent.ac.uk

Mutually Agreed Terms (MAT) Information

Confirmation that mutually agreed terms (MAT) have been established

YES

Additional information about the mutually agreed terms

 The user shall not obtain any form of IPR, based on the biological resources and /or associated knowledge accessed under this agreement. In any manner without obtaining the prior approval of NBA under provisions of the Biological Diversity Act. 2002.

2. The applicant shall submit a report to NBA on the outcome of the research work.

Subject-matter

Subject-matter or genetic resources covered:

Accessing ethno-medicinal knowledge of the Siddi community from Gujarat for research

Information on the utilization of the genetic resource(s)

Type of use allowed by the permit or its equivalent

CONFIDENTIAL INFORMATION

Conditions for third party transfer:

The user shall not transfer or part with the biological resources and /or associated knowledge accessed under this agreement in any manner without obtaining the prior approval of NBA under provisions of the Biological Diversity Act, 2002.

Certificate History

Date	Action	Author	Comment
01 OCT 2015 11:52 AM	PUBLISHED	Hem Pande (hempande@nic.in)	Permit information published to the ABS clearing- house and certificate generated.

Further Information

Questions about the permit or its equivalent constituting an internationally recognized certificate of compliance should be addressed to the competent national authority issuing the permit or its equivalent. Additional information about the permit or its equivalent may be available in the Access and Benefit-Sharing Clearing Ilouse (http://absch.cbd.int/). Secretariat of the Convention on Biological Diversity 413 rue Saint-Jacques, suite 800 Montreal, Québee, H3Y 1N9 Canada Fax: +1 514 288-6588

Errail: secretariat@cbd.int

Questions about the Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing or the operation of the Access and Benefit-sharing Clearing-House may be directed to the Secretariat of the Convention on Biological Diversity. Mr. Atsuhiro Yoshinaka

Global Coordinator Japan Biodiversity Fund Convention on Biological Diversity 413 Saint Jacques Street Suite 800 Montreal , Quebec H2Y 1N9 Canada TEL: +1 514 287 7054 E-mail: atsuhiro.yoshinaka@cbd.int

奥田 青州 Mr. Seishu Okuda Junior Programme Officer Japan Biodiversity Fund Convention on Biological Diversity 413 Saint Jacques Street Suite 800 Montreal, Quebec H2Y 1N9 Canada TEL: +1 514 288 4352

E-mail: seishu.okuda@cbd.int

内容:

① 日本ファンドの取り組み

日本基金の目的は、名古屋議定書の批准促進ための基金として作られた。管理 運営のため環境省から2人出向している。批准促進活動の方法として、開発途 上国政府に働きかけ、途上国政府ができない部分を援助する方法が一般的であ る。アジアではミャンマーやカンボジアなどを援助してきた。今後は批准国内 の制度設計やキャパビルに重点を移すことになると思う。

名古屋議定書批准活動全体の責任者は Valerie Norman である。したがって、今回の案件であるベトナムの学術関係者への普及啓発に資金援助することは可能

と思われる。しかし基本的に個々の国あるいは特定国のターゲットだけを援助 するのではなく、プロジェクトとしていくつかの国をまとめて行うのが通例の 取り組みである。現在はまだ提供国政府のアクセスと利益配分制度確立を優先 しており、大学等研究機関への取り組みは今後の課題となる。

途上国の大学等研究機関への普及啓発活動は、Valerie Norman が興味を示しプ ログラムを開発し、日本政府環境省の許可を得てからでないと日本基金は使え ない。Valerie はドイツ基金 DIZ のプロジェクトも運営している。従って取り上 げられる可能性は高い。

実際の利用者への普及啓発活動やツールキット開発の重要性は高いので、日本 基金の今後検討課題として考えていきたい。いままでは、全体としての普及啓 発活動やツールキットを開発してきたが、今後は地域別、あるいは国別の取り 組みが必要と考える。それぞれの国で生物多様性に関する事情が異なるからで ある。また、実際に利用者が遺伝資源を利用するケースを多く作り、それを報 告、分析してベストケースを学術分野毎に確立する取組も重要である。 Prof. Chidi Oguamanam, Ph.D. Professor Faculty of Law, Common Law Section University of Ottawa 57 Louis Pasteur St. Room 429 Ottawa, Ontario K1N 6N5, Canada TEL: 613-562-5800 ext. 7742 TEL: 613-562-5124 E-mail: Chidi.Oguamanam@uottawa.ca



2015年10月8日午後1時から3時まで

背景:Oguamanam 教授は知識ガバナンスに関する領域の専門家である。特に 知的財産及び科学技術と生物多様性、バイオテクノロジー、農業技術のダイナ ミズムに興味を持っている。利害関係者のイノベーションによる利益の最適化 に関してアクセスと利益の分配を議論する国際機関やレジームのダイナミズム に興味を持っている。国内的あるいは国際的な活動に従事しているだけではな く、国内州レベルあるいはそれ以下のレベルの関係活動家や政府間活動家に対 して技術的あるいは専門的アドバイスを提供している。また、活動範囲は、先 進国の先住民や地域社会のみならずその他の開発途上国にまで及んでいる。

内容:

① ABSCanada の活動

ボン・ガイドラインができてから、カナダでは ABS に取り組む動きがあり組織 体が設立された。しかし、政府はバイオテク産業の意見を重んじて ABS 制度を 作ることに躊躇していた。カナダのバイオテク産業の意見は、イノベーション を阻害するものであり、研究開発コストを増大させるものであるというもので ある。一方提供者側である先住民族は、全人口の 4%程度であるが、被害意識が 強く自分達の遺伝資源と関連する伝統的知識が盗まれており、全く見返りを得ていないという意見が多数を占めた。

名古屋議定書が合意されても、カナダ政府の態度は変わらず、サインもしてい ないし批准もしていない。公式にはコンサルテーション中ということになって いる。

このような状況では、ABS 問題は一向に解決に向かわないと考えた。解決の道 は、利害関係にあるバイオテク産業、先住民族、政府関係者、法学者を一同に 集め、それぞれの主張を公にすることで調和を図ることであると考えた。政府 が行うとなかなか意見がでないので、中立機関を設立することが重要である。 実際の活動は以下の3つである。第一に、バイオテク産業と先住民族が直接話 し合いを行う場を設定し、お互いの主張を明らかにしてもらうことが必要であ る。第二に、それぞれの主張のギャップを埋めるプロジェクトを提案すること である。お互いのギャップを埋める方法ができれば、ABS 制度がボトムアップ でできると考えた。第三に、先住民族の ABS に関するキャパシティビルディン グプロジェクトを行っている。

実際の活動では、地域毎にミーティングを開き、地方政府、地域住民、先住民 族とバイオテク産業を招き、そこでお互いの主張を話し合ってもらう。主に、 地域住民は多くの疑問、不安、懐疑、金銭的利益配分への期待を表明する場合 が多い。バイオテク産業側からは、探索研究から得た物からいつも儲かるもの がすぐにできるわけではないこと、製品ができて売れたとしても大きな儲けが 常にあるとは限らないことを説明している。お互いの議論の結果、問題点を明 らかにして、今後どうするか話し合う。東海岸地域から始め、今年中には西海 岸でミーティングをして最後になる。

第三のキャパビルとして、3人の中立専門家(一人はイギリスから招聘)を雇い、 地域ミーティングの前に先住民族だけを集めて二日トレニーングを行う。 ABC-ABSという。ここでは、先住民族は全く ABS について知識がないため、 ABS、CBD、NPとは何かとうことを説明し、理解させる。トレニーングの後

には自分達の質問ができる程度にさせるのが目標であう。 第二のキャパビルは、オタワ大学法学部環境法講座のマスターコース、ドクタ ーコースでABSを教えている。現在ドクターコースには3人の学生が卒業し た。マスターコースの生徒はいてトレニーングを受けている。卒業生は国連 UNEPやアフリカ連合(AU)のプロジェクトに派遣する機会を与えており、実 際の場で研究することを勧めている

② アフリカプロジェクトでの伝統的知識と知的財産権

アフリカ連合と共同でアフリカ伝統的知識と知的財産権の関係について研究している。特許は科学発明に対して与えられる確立した制度である。しかし、アフリカの伝統的知識は科学とみなされず IPRs とされていない。我々は、アフリカ伝統的知識には価値があると考えている。しかし現在の知的財産制度とは異なり、公式な形で認められていない点や利用に関して制限がない点が特徴である。

先進国での知的財産制度と同じように、アフリカでは伝統的知識に技術革新の 根源があると考えている。薬草の例が判りやすい。多くの薬草由来の発明では、 最初は伝統的知識から出発する。薬草から新規化合物を見つけ、有用性を示せ ば特許を取ることが可能である。しかし伝統的知識は、重要な情報をもたらし たにもかかわらず特許制度では新規性がないとして特許を取ることができない。 これは権利取得段階での問題である。権利行使の段階を考えると、特許を利用 するならばライセンス料という利益配分を行うことができる。いままでは伝統 的知識を利用しても利益配分はなかった。しかし、名古屋議定書によって伝統 的知識の利用には利益配分を行わなければならなくなった。伝統的知識に明確 な利益配分制度ができたことになり、これは今までの考え方と全く違う考え方 である。

知識形態	権利取得方法	利益配分方法
伝統的知識	なし	名古屋議定書
特許	特許法	ライセンス契約

課題は、伝統的知識の利用をどのように同定するかで、伝統的知識の定義と出 所開示である。定義についてはWIPOのIGCで2000年から話し合われてきた。 しかし、15年経っても何の結論も得られていない。南アフリカを中心とする国 がIGCを閉鎖すべきであるという動議をWIPOに出す。ブラジルなどバイオテ ックを発展させている国は多くの伝統的知識があるにもかかわらず反対してい る。状況は不透明だが、アフリカ連合は南アフリカに賛成しており賛成国もお おいので、いずれ近いうちに結論がでるであろう。そうなるとWIPOの代わり にTRIPSで議論することになると予想している。

③ カナダの今後の国内措置状況

カナダが名古屋議定書国内措置を実施できないのは、政治形態によるところが 大きい。連邦政府制を取っているが、憲法により、連邦政府、地方政府、先住 民の役割が規定されている。特にアクセスと利益配分に関しては土地利用権との関係が深いため、連邦政府環境省が決められる範囲はせいぜい国立公園 (Crownland)程度である。

したがって、問題の解決にはこの三者の協力が必要である。2006年以来カナダ 政府環境省は関係者情報の入手に努めているだけであり、現在でも基本問題の 解決には着手していない。民間から三者の協力を醸成するために、前記の ABSCanada を作った。環境省はこの ABSCanada に協力してくれている。 ABSCanada は環境省の資金援助で動いているわけではないので、政府の意見に 従う必要はない。カナダの非政府系 Social Sciences and Humanities Research Council(SSHRC)⁵⁸がメインの資金源である。その他非政府系 International Commission of Agricultural and Biosystems Engineering(CIGR)⁵⁹が資金援助 している。そのた、いくつかの環境 NGO が同様の活動をカナダで行っている。 このように、ボトムアップの取り組みが重要性を増している。

重要なことは、単なる ABS 制度の問題ではなくなっていることである。ABS 制度上の問題から社会倫理の問題へと転換している。社会的責任を自覚し、ABS 制度を遵守することが社会的倫理の達成につながる。出所開示も単なる特許制 度ではなく、特許出願者の社会倫理を試しているといえる。そのため、行動規 範を確立し、実行することが今後最も大切なことになると考えられる。政府は 規則を決めるだけであるが、それを守る利用者は高い倫理性が必要である。倫 理性の確立が鍵となる。



図 7 オタワ大学

⁵⁸ http://www.sshrc-crsh.gc.ca/home-accueil-eng.aspx

⁵⁹ http://www.cigr.org/

Mr. Saburo Takeda, S.Takeda & Associates LLC 6 Little Mountain Road, Old Tappan New Jersey, 07675, U.S.A. Tel: 201-664-2184 Fax: 201-664-2185 Mobile: 781-858-8902 E-Mail: stakeda@optonline.net

内容

米国の名古屋議定書状況

米国の製薬業界ではあまり名古屋議定書が話題に上ることはない。むしろ TPP 合意の方が医薬品データ保護が短くなることのほうが話題が高い。

天然物から新しい医薬品を発見するのはかつてはやったことがあるが、現在の 評価は、時間とお金がかかるわりには成功確率が低いということになり、あま り積極的に実施している製薬企業はない。

しかし、今年のノーベル医学生理学賞で大村先生と**Tu**が受賞したことで、少し 見方がかわりバイオ探索研究が活発になるかもしれない。両方とも天然物から の医薬品だからである。ただし、ターゲットになる疾患はおそらく今回の例の ように熱帯病や希少病のようにあまり製薬企業の関心の低い分野になる可能性 が高い。

日本でも iPS 細胞などの再生医療などに注目して、あまり天然物医薬には関心がないのではないかと思う。日本には伝統的な漢方もあるし、研究は行われていると思うが、資金がいきわたっているとは思わない。

アクセスと利益配分の観点では、製薬業界では利益負担があることが躊躇する 理由である。生物多様性条約に加盟しているかいないかに関係なく、米国では 契約が基本となっており、いつでも他人のものを利用する場合は、契約を交わ さなければならない。いままでは、自由意思で契約をすればよかったが、アク セスと利益配分で規制ができると、それに従わなければならず、提供者の国が パーセンテージを決めていれば自由な変更が不可能となり足かせになる。これ は余計な規制である。

大村先生の受賞のきっかけになったのは、静岡県のゴルフ場の土壌であると聞いている。大村先生がゴルフ場とどのような契約を結んでいるのか興味がある。 大村先生の土壌採集が生物多様性条約以前であったとしても、土地所有者の許可あるいは契約は必要で、大抵の場合は利益配分がある。もし結んでいないと、 日本ではおめでたいことなのでゆるされるかもしれないが、米国では問題となってもおかしくないと思う。

米国は契約を重視する。契約は自由であるが、有効な契約は規則に基づいてい なければならない。提供者が誰であれ、その国の規則に従った契約が必要であ る。その国にアクセスと利益配分の規則があれば、契約にそれを盛り込むのは 当然である。契約と生物多様性条約の成立とは関係なく、遡及するあるいはし ないという議論は政治上の問題であり、契約上は契約する時点でのその国の規 則だけが唯一の根拠となる。もし契約上で問題になれば、裁判で争うのみであ る。米国が生物多様性条約に加盟していないのは、契約社会を制限しないとい う考え方が社会に根付いており、それを変える考え方が出てこないからである。 Ms. Katlyn Scholl Office of Conservation and Water, Bureau of Oceans, Environment and Scientific Affairs United States Department of State 2201 C Street, NW, Room 2658, Washington DC 20520 TEL: +1 202 647 4827, FAX: +1 202 647 1636

E-mail: schollkm@state.gov



メール情報

背景:

Katlyn Scholl⁶⁰は米国国務省海洋・環境・科学局で生物多様性条約非加盟国の フォーカルポイントである Dr. Stephanie W. Aktipis⁶¹のアシスタントとして生 物多様性関連の活動を行っている。



内容:

生物多様性条約に対する米国の取り組み

米国は生物多様性条約にも名古屋議定書にも加盟していない。従って、名古屋 議定書国内措置に対する公式な取り組みもないし、生物多様性戦略もない。現 行法の見直し、アクセスと利益配分の考え方を導入するという動きもない。名 古屋議定書が米国の研究活動に影響するのかどうかについても正式に評価して いない。

TEL: +1 202 647 4827, FAX: +1 202 647 1636

E-mail: aktipiss@state.gov

⁶⁰ Scholl, Katlyn M

E-mail: schollkm@state.gov

⁶¹ Ms. Stephanie Aktipis

Foreign Affairs Officer

Office of Conservation and Water, Bureau of Oceans, Environment and Scientific Affairs United States Department of State 2201 C Street, NW, Room 2658, Washington DC 20520

国立公園を除き、米国は公式のアクセスと利益配分政策を定めていないし、米 国の遺伝資源について、名古屋議定書に定められた事前情報に基づく同意や相 互に合意する条件を必要としない。

米国内で遺伝資源にアクセスし収集する研究者に対して、その他の連邦あるい は州法に従って行うよう忠告している。その法律の中には私有権法がある。米 国国立公園から試料を収集したい研究者は、内務省の国立公園局の許可と契約⁶² をとらなければならない。

米国の研究者がアクセスと利益配分に関する独自の政策がある国で遺伝資源を 収集する場合、研究者に対してその国の法令を遵守するように助言している。 そのため、米国の研究者に、提供国のフォーカルポイントに行って PIC や MAT を取得するためのプロセスについて助言・情報を求めるように進めている。

これらのアドバイスはケースバイケースで行っており、質問に答える形式である。国務省自ら名古屋議定書の普及啓発活動をしているわけではない。米国科学財団(National Science Foundation: NSF)が普及啓発プログラムをもっているかは問い合わせる。問合せ結果は下記参考資料になる。

米国国立科学財団の生物多様性条約関連の取り組み



米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF)生物化学部門環境生物局(Division of Environmental Biology: DEB)⁶³は生物多様性、系統分類、分子進化、生命進化、自然淘汰、生態、生物保全、生物地球化学循環等の基礎研究を支援している。

下記は生物多様性条約関連の2015年3月12日の情報である。

^{62 &}lt;u>http://www.nature.nps.gov/benefitssharing/</u>

⁶³ http://www.nsf.gov/div/index.jsp?org=DEB

Guest Post: A Shifting Landscape for International Biology-related Research⁶⁴

本報告は、NSF 国際科学技術オフィスでアフリカ、中近東、南アジアを担当し ている地域プログラムコーディネーターの Elizabeth (Libby) Lyons によって投 稿されたものである。本内容は、DEB のみならず他の部署にも関係する重要事項 である。

2014 年 10 月 12 日に名古屋議定書が発効し、多くの国から生物素材を入手し利 用する研究に影響を及ぼすことになった。NSF が支援する研究プロジェクトが この変化に対応できるように援助したい。そうすることによって、科学発見、 能力開発、教育訓練、国際協力、生物多様性保全などが米国とパートナー国の 間で今後も行えるようになると考える。

名古屋議定書発効にあたって、次の重要な二点を認識することが重要である。

- 名古屋議定書はヒト遺伝資源以外のすべての生物資源を含む国際プロジェクトに影響を及ぼす。たとえ米国に対象遺伝資源が移動する計画がない場合や、商用利用を全く考えない場合でも適用されるということである。もし、DNAを含む非ヒト遺伝資源を国際的に研究する場合、研究活動の法的確実性を確保するために、アクセス及び/又は輸出許可取得を行うプロセスが必要となる。
- 生物資源に対して主権的権利を持つ国が生物資源とそれに関連する伝統 的知識を所有している。したがって、主権的権利を持つ国は、生物資源を 利用したり保護したりする法律を作る権利を持っている。NSF および米 国の研究所は、利用者が提供国の法令に従い、必要な許可を確保すること を必須の要件としている。

⁶⁴

https://nsfdeb.wordpress.com/2015/03/12/guest-post-a-shifting-landscape-for-international-biology-related-research/

名古屋議定書は、生物資源のアクセスと利益配分に関する標準手法と保護を開 発することを支援するために作られたものである。近い将来、名古屋議定書の 施行により、生物学研究特に野外研究は政治的監視のもとに置かれことになる。 例えば、名古屋議定書の言葉の解釈、利用と保護のバランス、関連国内法の発 達度合など各国国内法令の多様性によって、名古屋議定書の複雑性を増してい くものと予想される。

しかし、よいこともある。例えば、いくつかの国では現在のアクセスと利益配 分に関する仕組みを変えないと表明している国もあれば、地域の協力体制を発 展させようとする国⁶⁵もある。また、ある国では、非商用目的の基礎研究の重要 さを認識している国では認可過程を簡易化している国もある。

名古屋議定書時代に対処する方法には下記が考えられる。名古屋議定書は大変 厄介なものであると認識している。しかし、名古屋議定書遵守の重要性を強調 したい。過去にあった不遵守の事例をみると、名古屋議定書を不遵守すること によって、プロジェクト主催者、プロジェクト自身、米国大学・研究機関、更 には米国と提供国の国際関係にまで重大な結果を生んでいる。名古屋議定書問 題に関わる疑問は、下記に連絡いただきたい。

米国国立科学財団国際科学技術局

ISE regional contacts http://www.nsf.gov/od/oise/country-list.jsp

バングラディッシュ、ブータン、エチオピア、インド、モルディブ、南アフリカ、タンザニア担当 Elizabeth (Libby) Lyons **elyons@nsf.gov**

⁶⁵ Access and Benefit-Sharing in Latin America and the Caribbean: A Science-Policy Dialogue for Academic Research. Diversitas, June 2014

名古屋議定書時代に対応する方法

1. 名古屋議定書の課題を理解する

スイス科学アカデミーは非商用学術研究のアクセスと利益配分に関してツー ルキットを発表している。これを読めば、定義、効果的実践などの概略を理 解することができる。また、科学学会やコレクション・博物館の連合体も同 様な情報を発表している。

2. 研究活動中の国の要求する許可要件を理解する

生物多様性条約事務局の名古屋議定書 ABS クリアリングハウスに各国情報 が集約されつつある。また、同じ国で研究している他の研究者にアプローチ して、アクセスと利益配分に関する情報を入手することもできる。

3. 可能な限り広い範囲の研究計画で許可を申請する

自身の研究が異なった方向になって、新たな許可申請をすることを避けるために許可申請は可能な限り広い研究範囲で行う。

4. 提供国研究協力者との関係を強化する

NSF は提供国研究者との協力関係を支援する。提供国研究者はその国の許可 要件を知っている可能性が高いからである。いくつかの国では、国内の協力 パートナーがいることを許可条件としている。

5. 利用研究が提供国にどのように利益をもたらすか表現できるようにする

ここでいう利益は非金銭的なものが多い。提供国側の視点では、このような 利用研究は、生物多様性からの発見、学生への教育訓練、学術共同研究や学 術ネットワーク、生物多様性保全と持続可能な利用などの極めて重要な成果 をもたらすものであると考えている。

6. 研究プロジェクトのタイミングを考慮する

許可申請プロセスを理解し、できるだけ速やかに許可申請を行うべきである。 NSF資金利用や研究員雇用の開始日を許可入手まで遅らせないよう考慮すべきである。

考察

名古屋議定書は、遺伝資源のアクセスと利益配分を促進するための考え方は盛 り込まれおらず、利用国の遵守と監視制度に焦点が当たっている。実際の利用 者の自己責任による自主的な活動に利用促進を任せているが、監視制度だけで は遺伝資源の利用は促進されないと考えられる。これでは利用者の負担を増大 させるだけで軽減にはなっていない。何ら具体的な遺伝資源利用の促進策を利 用国として提示しなければ、遺伝資源の利用は減少する。

遺伝資源のアクセスと利益配分を促進するためには、遺伝資源利用の多様な具 体事例を基にしたボトムアップの仕組みを確立することが重要であると考える。 そのためには、具体的利用を促進し、利用実態を集積し、その利用形態を分析 し、実態に合わせた制度化を考えるというプロセスが当面最も重要と思われる。 そのための制度設計が必要となろう。

アクセスと利益配分問題を考えるに当たり、利用者と提供者、利用国と提供国 の区別を考慮すべきではない。利用する場合と提供する場合に分けて、実際に どのようにアクセスさせどのように利益配分を公正かつ衡平に行うのがベスト であるかを考えるべきである。このような考え方をもとに、いままで経験して きたプラクティスを分析しベストプラクティスを構築すれば、生物多様性条約 や名古屋議定書にこだわることなくアクセスと利益配分問題を解決することが できると考えられる。

カナダでは、長年の経験を積み重ねた現行の制度を最大限に利用し、そこに必 要最小限の新たな要件を付け加えることを主眼とした取り組みを行っている。 カナダでは長年に渡っていろいろな問題に対処するため法制度を整備してきた。 名古屋議定書の国内措置を制定するにあたり所有権を第一に考慮する必要があ るが、その場合より多くの一般人まで巻き込まなければならない。それほどア クセスと利益配分問題は複雑である。所有権で問題が生じた場合、カナダでは 最初の解決手段は当事者間の話し合いであり公式には裁判である通常考えてき た。いずれも行政が関与することはなく、司法の関与で解決してきた。遺伝資 源のアクセスと利益配分問題も、行政ではなく司法の関与で解決すべき課題で ある。同じような問題が起こった場合、解決事例を参考に法制度を制定するの が通常の行政・立法のやり方であるとカナダでは考えられている。 多くの経験に基づくアクセスと利益配分問題の解決事例を蓄積することがまず 求められる。現実の解決策が最も優れた解決策である。現在のままでなんの問 題がない部分についてわざわざ解決策を提示することは複雑化するだけである。 問題が起これば自主的な解決、司法による解決を受けて行政による解決を考え るべきである。カナダ環境省の国内措置に対する取り組みはこの方針に基づき 推進されている。カナダ政府は一見何もしていないように見えるが、事例収集 には積極的であり、あらゆる事例を現場から収集する努力は大いに評価される べきである。この事例をいかに行政的に制度としていくかがカナダ政府の今後 の課題であろう。

名古屋議定書の普及啓発にツールキットの作成が効果的であることが生物多様 性条約事務局との議論で確認された。事務局でも個々の提供国の制度確立から、 提供国内の普及啓発に活動を移しつつある。この中で、提供と利用というに分 割されたツールキットより、遺伝資源の持続可能な利用に焦点をあてた総合的 ツールキットの作成が望まれている。ツールキットの中ではケーススタディー が重要な項目であり、いかに多くの事例を集積するかが課題となる。 参考資料

カナダ連邦政府と州政府との権限分配

カナダの連邦政府と州政府の権限分配は1867 年憲法「第6章立法権の配分」に おいて定められている⁶⁶。連邦政府の権能は憲法第91条に列挙されており、概 して連邦政府はカナダ全体に関連する事柄についての責任を負う。具体的には、 失業保険、郵便、国家防衛、外交、市民権などがそれに含まれる。遺伝資源と 関連する分野では、国立公園等連邦政府所有地(Crown Land)の統治権がある。 また、インディアンおよびインディアンに保留された土地についての立法権も持っ ている。

憲法第 92 条では、州が法律を独占的に制定できる事項について列挙されてお り、例えば、憲法第 92 条第 8 項では、州は州内の地方政府の制度を制定する ことが可能である。憲法第 92 条 A では非再生天然資源、森林資源及び電気エ ネルギーに関して下記のように州に排他的な立法権が与えられる。憲法第 92 条 A(1) 各州において、立法府は、次の各号に掲げる事項について、専属的に 法律を制定することができる。

- (a) 州内の非再生天然資源の探査
- (b) 州内の非再生天然資源及び森林資源の開発、保全及び管理。これらの資 源から得る一次生産物の割合に関する法律を含む。
- (c) 電力の生成及び生産を目的とする州内の用地及び施設の開発、保全及び 管理

憲法第 92 条 A (2) 各州において、立法政府は、州内の非再生天然資源および 森林資源の一次生産物並びに州内の施設によって生産された電力の州外カナダ 地域への移出に関して、法律を制定することができる。ただし、これらの法律 は、州外カナダ地域へ移出される価格又は供給について、差別的取扱いを承認 又は規定するものであってはならない。憲法第 92 条 A (3) 第二項の規定は、 第二項に掲げる事項に関する国会の立法権限を減少するものではなく、国会の 法律と州の法律とが抵触する場合には、その抵触する範囲において国会の法律 が優先するものとする。憲法第 92 条 A (4) 各州において、立法府は、次の各 号に掲げる事項に関し、それらの生産物の一部又は全部が州外に移出されるか どうかにかかわらず、いかなる形式又は制度であれ租税による金銭徴収のため

⁶⁶ カナダにおける国と地方の役割分担 山崎由希子 Jean-François Tremblay 石田三成 https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_03.pdf

の法律を制定することができる。ただし、これらの法律は、州外カナダ地域に 移出される生産物と州外に移出されない生産物について、差異を設ける課税を 承認し又は規定するものであってはならない。

(a) 州内の非再生天然資源及び森林資源並びにそれらの一次生産物

(b) 発電を目的とする州内の用地及び施設並びにその生産物

憲法第 92 条 A(5) 本条において「一次生産物」とは、付則六で定めるものを いう。憲法第 92 条 A(6) 本条第一項から第五項までの規定は、本条の施行前 に州の立法府又は州の政府が有していた権限又は権利を制限するものではない。

これらの憲法に定める権限の配分に従い、各州では天然資源に関して独自の規 則を定めている。その中でも遺伝資源研究と関連ある規則には下記のようなも のがある。

ライセンス	地域	適用法令	許可部門
移転許可	連邦政府	野生動植物保護法	環境省
森林研究ライ センス	連邦政府	森林管理法及び規則	環境天然資源省森林管理局
研究ライセン ス	北西準州	科学者法	Aurora Research Institute
研究ライセン	ヌナブト	科学者法	Nunavut Research
ス	準州		Institute
研究ライセン ス	ユーコン 準州	科学者及び探索法	

表 1 カナダ遺伝資源利用研究関連ライセンス制度と管轄権



図 8 カナダ連邦議会

カナダ政府の遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する仕組みの現状と今後の 検討

遺伝資源へのアクセスと利益配分を規制する連邦法は現在ない。遺伝資源への アクセスと利益配分に関する法的権限は、州政府、準州政府、先住民コミュニ ティが分担している。2010年第10回締約国会議が開かれる前に、カナダ連邦 政府は「21世紀の遺伝資源管理について、カナダ国内政策ガイダンス⁶⁷」を発 表した。このガイダンスは、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する政策の 基礎を連邦レベル、州レベル、準州レベルで形成するために拘束力のない形で 開発された。

現在、連邦レベルでは、国立公園内において研究と収集に関する許可制度を実施している⁶⁸。先住民グループ、学術界、政府、非政府機関が、伝統的環境知識の利用と政策決定への反映に関与することが遺伝資源管理にどのような影響を与えるかを検討課題としている。すなわち、先住民の管理システムや知識が管理システムをどのように形成するか、および用語の仕様、概念、手法がどのように決定プロセスに反映されるかが検討課題である。

研究者と土地所有者は直接試料採取の契約を行う。学術機関、研究者、あるい は私企業の間では素材移転に関する契約が存在する。また、多くの企業セクタ ーでは遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する考え方や慣例を持っており、 多くの場合、遺伝資源へのアクセスと利益配分は、直接関与する機関の考え方 や慣例か日々の実践によって統治されている。

カナダの三つの準州、すなわちユーコン準州、北西準州、ヌナブト準州は、遺 伝資源へのアクセスと利益配分に調和するアクセス制度をはるかに早く取り入 れている。各準州は研究ライセンス法をアクセス制度という形で制定している。 北西準州とヌナブト準州は科学者法という法律で研究ライセンスを実行してい る。科学者法では、準州内で科学研究目的の研究活動を行ったり、試料を収集 したりするにはライセンスを得なければならない。ただし、野生生物研究や野

67

 $http://cisdl.org/biodiversity-biosafety/public/policies/Canada_2010_Domestic_Policy_Guidance_on_ABS.pdf$

 $^{^{68}\,}$ The federal government has a permitting system in place for research and collection in national parks

生生物試料収集は例外であるが、これらの行為は他の法律の下で許可を取るこ とが必要となる。

ユーコン準州での研究は研究者と探索法によってライセンスが与えられる。北 西準州のライセンス申請は Aurora Research Institute に、ヌナバート準州のラ イセンス申請は Nunavut Research Institute に提出する。Aurora Research Institute は Aurora 大学の一部であり、その役割は、科学的、技術的および先 住民の知識によって北西準州住民の生活向上し、社会的あるいは経済的な目標 を達成することである。

Nunavut Research Institute のミッションは、Inuit Qaujimanituqangit の開発、促進および発展のリーダシップを与え、ヌナブト住民の豊かな生活の糧として科学、研究、技術を供給することである。研究者法では、科学研究と商用研究の区別はない。Aurora Institute の解釈によれば、北西準州で行われるすべての研究は例外なくライセンスが必要である。先住民の伝統的知識研究のみならず物理的、社会的および生物的研究にも適用される。

北西準州の研究者法は、事前の情報に基づく同意について記載がないが、申請 過程で研究者が研究計画を政府当局あるいは/および影響を受ける地域社会と議 論しており、関係者がその推進を支持していることを書面で確認される。また、 環境、天然資源、森林管理部門はすべての森林関係の研究申請を審査する。こ のことは、樹木や植物に関連する研究は、森林管理法および規則のもとで森林 研究ライセンスも受けなければならないことを意味している。

利益配分の義務は報告と研究結果の共有に限定されている。北西準州とヌナブ ト準州の研究ライセンス制度はしばしば利用されている。Aurora Research Institute は ethnography,生物、保護区域、伝統的知識の分野で 2007 年の研究 者法のもとで発行したライセンス状況を発表している。同様に Nunavut Research Institute は 2002 年のライセンス数は数百と報告している。

79

カナダにおけるアクセスと利益配分制度の開発と将来 The Development and Future of the ABS regime in Canada

アクセスと利益配分問題を主題とする特別な連邦法は存在しない。アクセスと 利益配分法を公正する主題の立法措置は、連邦議会、州政府や準州政府や先住 民族社会の間で配分される。一般的に、連邦議会は、連邦政府の所有地に生息 する遺伝資源あるいは連邦政府所有物(連邦植物研究施設などに保存されてい る植物など)に対して立法する権限がある。また、連邦議会は、特許、著作権、 地方政府間あるいは国際間の取引、及び先住民やそれらの土地に対して立法権 限を持つ。

バイオテクノロジーイノベーションに関する規制は、カナダ環境保護法のもと 連邦政府の環境規制権力によって実行されている。一方地方州と準州は、統治 地域における公共地および関連する森林資源に対いて権限を持つ。私有地への アクセス管理や土地利用計画の法律など所有権に対する統治も行う。また、契 約や tort に対する立法権限も持っている。

2004 年から 2006 年の間に、カナダ環境省のリーダシップのもとで、アクセス と利益配分に関するカナダの権益をより明確に理解するために一連の啓発活動 が行われた。この啓発活動には連邦政府、地方州政府、準州政府が関与した。 本活動の目標は、カナダの利害関係者に政策形成過程を明らかにし、それに対 する見解を得るためである。

2005年には、連邦政府、地方州政府、準州政府の間で、遺伝資源を管理するカナダのアプローチについて次のような政策目標と基本方針が合意された。

表 2 カナダの ABS 政策の基本方針及び特徴

以下に、ABS 政策の基本原則の作成及び策定に使用できる方針を提案する。 この方針は、カナダ及び他国で ABS 政策を施行した実例及び実際的経験から 得られたものである。

環境を重視 - 生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

•	実用的かつ経済的 - 遺伝資源の利用による社会経済的な利益を利用者と
	提供者にもたらし配分することを目的として、遺伝資源の所有権に関する
	問題を明確化し、規制制度を確立することにより、持続可能な開発に貢献
	する。
	簡潔、有効かつ柔軟 - 様々な ABS 政策・アプローチが相互に連携し補完
	しあうことを可能にする
	政府の法律及び政策を支持、補完 - カナダの国際的な公約を基盤とし、尊
	重する。
•	バランスよく衡平かつ透明 - 明瞭で、かつ当事者全員が納得する論理的根
	拠のある方法で、遺伝資源の利用者と提供者の間でバランスよく責任を分
	担する。
•	包括的 - 先住民グループ、地域社会及び利害関係者の適切な参加を得て、
	策定・実施されている。
٠	各管区の権限を尊重しつつ、ABS 政策の策定には管区間の連携が望まし
	いことに留意する。

2004 年から 2006 年の間に行われた進展にもかかわらず、2006 年に成立した新 連邦政府政権の登場によって、アクセスと利益配分政策形成が遅れている。2009 年春、連邦政府環境省によって、連邦、地方州、準州と、森林省委員会、公園 委員会、絶滅危惧種保護委員会を含むカナダ資源省委員会による対策グループ が形成された。本対策チームはカナダにおけるアクセスと利益配分に関する問 題を検討し、国民の意見形成のための選択肢を与えることを目的としている。

議論は、「カナダにおける遺伝資源へのアクセスとその利用による利益配分:新 政策の方向性⁶⁹」という文書に基づいて行われる。本文書は、アクセスと利益配 分の国内政策に関するオプションと伝統的知識の取り扱い方法を提示している。 この文書のみそは、アクセスと利益配分の適用に連邦政府がコミットしないと いうことである。受領した意見に基づいて、どのようにカナダの ABS 政策を開 発するか、政策そのものを開発するのかさえ決めていない。

⁶⁹ Environment Canada: Discussion Paper " Access to Genetic Resources and Sharing the Benefits of Their Use in Canada: Opportunities for a New Policy Direction",

http://www.biodivcanada.ca/1AB19CC4-9C19-44B6-972B-42243654600B/accessing_genetic_e.pdf

カナダ生物多様性条約関連法

カナダには遺伝資源を利用する研究開発に対し、その研究場所によって許可を 取らなければならない。またワシントン条約で定められている希少生物の場合、 その国内外移動について許可を取らなければならない。

表 3 カナダ遺伝資源利用研究関連ライセンス制度

ライセンス	地域	適用法令	許可部門
移転許可	連邦政府	野生動植物保護法	環境省
森林研究ライセ ンス	連邦政府	森林管理法及び規 則	環境天然資源省森林管 理局
研究ライセンス	北西準州	科学者法	Aurora Research Institute
研究ライセンス	ヌナブト準州	科学者法	Nunavut Research Institute
研究ライセンス	ユーコン準州	科学者及び探索法	

CONSOLIDATION Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and **Interprovincial Trade Act** S.C. 1992, c. 52 Current to March 31, 2015 Last amended on December 10, 2010 Published by the Minister of Justice at the following address: http://laws-lois.justice.gc.ca 特定の野生動物及び植物種の保 An Act respecting the protection of certain 護についての法、及びそれらの species of wild animals and plants and the 種の国家間・州間での取引につ regulation of international and いての規則 interprovincial trade in those species (1992年12月17日に承認) [Assented to 17th December 1992] 上院及び下院の助言と同意によ Her Majesty, by and with the advice and り、女王陛下は以下を制定する consent of the Senate and House of Commons of Canada, enacts as follows: SHORT TITLE 略称 1. 本法は、 「野生動物植物保護 1. This Act may be cited as the Wild Animal 法及び国家・州間での取引規則」 and Plant Protection and Regulation of と称することができる International and Interprovincial Trade Act. **INTERPRETATION** 解釈 2. In this Act. 2. 本法において 「動物」は、ワシントン条約の "animal" means any specimen, whether living or dead, of any species of animal that 附属書に「動物」として掲載さ is listed as "fauna" in an appendix to the れている、生死を問わないあら ゆる試料を意味し、当該動物の Convention, and includes any egg, sperm, 卵、精子、組織培養、あるいは tissue culture or embryo of any such animal; 胚を含む; "Convention" means the Convention on

連邦政府 野生動植物保護及び国際国内移動規制法 W-8.5

"Convention" means the Convention on international trade in endangered species of wild fauna and flora, made on March 3, 1973 in Washington, D.C., United States and ratified by Canada on April 10, 1975,
 「ワシントン条約」は、1973年3 月3日に米国ワシントンにて制定され、1975年4月10日にカナダが批准し、折に触れて修正され、その修正の範囲内でカナダ

as amended from time to time, to the extent	を法的に拘束する、「絶滅のお
that the amendment is binding on Canada;	それのある野生動植物の種の国
"conveyance" means any vehicle, aircraft or	際取引に関する条約」を意味す
water-borne craft or any other contrivance	る;
that is used to move persons or goods;	「乗り物」は、人や物を移動さ
"distribute" includes sell;	せる、あらゆる車両、航空機、
"Minister" means the Minister of the	水上輸送機、あるいは他の装置
Environment;	を意味する;
"officer" means a person, or a person who	「配布」には、販売も含まれる;
belongs to a class of persons, designated	「大臣」は、環境大臣を意味す
pursuant to section 12;	る;
"plant" means any specimen, whether	「職員」は、第12条に従って指
living or dead, of any species of plant that is	名された人、あるいは指名され
listed as "flora" in an appendix to the	た階級に属する人を意味する
Convention, and includes any seed, spore,	「植物」は、ワシントン条約の
pollen or tissue culture of any such plant;	附属書で「植物」として掲載さ
"prescribed" means prescribed by	れている、生死を問わないあら
regulation;	ゆる試料を意味し、当該植物の
"transport" includes send.	種子、胞子、花粉あるいは組織
-	培養を含む;
	「所定の」は、規則により定め
	られたものを意味する;
	「移転」には、送付も含まれる。
BINDING ON HER MAJESTY	女王陛下への法的拘束
3. This Act is binding on Her Majesty in	3. 本法は、カナダあるいは州の
right of Canada or a province.	権利について、女王陛下に法的
	に拘束する。
PURPOSE	目的
4. The purpose of this Act is to protect	4. 本法は、ワシントン条約を実
certain species of animals and plants,	行し、国家及び州間での動植物
particularly by implementing the	の取引を規制することで、特定
Convention and regulating international	の動植物種の保護することを目
and interprovincial trade in animals and	的とする。
plants.	
AGREEMENTS	契約
5. The Minister may enter into an	5. 大臣は、本法の協力的な管理
o, min minibion may child into an	

agreement with the government of any	及び運営のため、また国家と州
province to provide for the cooperative	の規制活動の衝突及び重複を回
management and administration of this Act	避するために、州政府と契約を
and to avoid conflict between, and	締結することができる。
duplication in, federal and provincial	
regulatory activity.	
PROHIBITIONS	禁止事項
6. (1) No person shall import into Canada	6.(1)何人も、外国の法に違反
any animal or plant that was taken, or any	して所有、配布、移転された動
animal or plant, or any part or derivative of	植物、捕獲された動植物、ある
an animal or plant, that was possessed,	いは動植物の一部及び派生物
distributed or transported in contravention	を、カナダに輸入してはならな
of any law of any foreign state.	۷n _o
(2) Subject to the regulations, no person	(2) 規則に従い、第10条(1)に基
shall, except under and in accordance with	づいて発行された許可証による
a permit issued pursuant to subsection	場合を除き、何人も、動植物あ
10(1), import into Canada or export from	るいは動植物の一部及び派生物
Canada any animal or plant, or any part or	を、カナダに輸入、カナダへ輸
derivative of an animal or plant.	出してはならない。
(3) Subject to the regulations, no person	(3) 規則に従い、第10条(1)に基
shall, except under and in accordance with	づいて発行された許可証による
a permit issued pursuant to subsection	場合を除き、何人も、動植物あ
10(1), transport from one province to	るいは動植物の一部及び派生物
another province any animal or plant, or	を、ある州から他の州へ移転さ
any part or derivative of an animal or plant.	せてはならない。
7. (1) Where the transportation out of a	7.(1) 動植物あるいは動植物の
province of an animal or plant, or any part	一部及び派生物を州外への移転
or derivative of an animal or plant, is	は、移転する物が州の権限ある
permitted by the province only if the person	当局が発行した許可証を所持し
who transports it holds a permit issued by a	ている場合のみ許可され、当該
competent authority in that province, no	許可証による場合を除き、何人
person shall, except under and in	も、動植物あるいは動植物の一
accordance with such a permit, transport	部及び派生物を、その州から他
any animal, plant or part or derivative of an	の州へ移転させてはならない。
animal or plant from that province to	(2) 何人も、州の法や規則に違反
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

another province.	して所有、配布、移転された動
(2) No person shall transport from a	植物、捕獲された動植物、ある
province to another province any animal or	いは動植物の一部及び派生物
plant, or any part or derivative of an animal	を、その州から他の州へ移転さ
or plant, where the animal or plant was	せてはならない。
taken, or the animal, plant, part or	
derivative was possessed, distributed or	8. 規則に従い、何人も、以下の
transported, in contravention of any	ような動植物、あるいは動植物
provincial Act or regulation.	の一部及び派生物を、そうと知
	りながら所有してはならない;
8. Subject to the regulations, no person	(a) 本法に違反して輸入あるい
shall knowingly possess an animal or plant,	は移転されてきたもの;
or any part or derivative of an animal or	(b) 本法に違反して、ある州か
plant,	ら他の州へ移転、あるいはカナ
(a) that has been imported or transported	ダから輸出目的(で所有);
in contravention of this Act;	(c) 当該動植物、あるいは一部
(b) for the purpose of transporting it from	及び派生物の元となる動植物が
one province to another province in	ワシントン条約の附属書Iに掲
contravention of this Act or exporting it	載されているものを、配布ある
from Canada in contravention of this Act; or	いは配布を申し出る目的(で所
(c) for the purpose of distributing or	有)。
offering to distribute it if the animal or	
plant, or the animal or plant from which the	9. 動植物、あるいは動植物の一
part or derivative comes, is listed in	部及び派生物をカナダへ輸入、
Appendix I to the Convention.	カナダから輸出、あるいはある
	州から他の州へ移転する者は、
9. Every person who imports into Canada,	それらをカナダ国内で所定の方
exports from Canada or transports from one	法で保管し、所定の期間の間は、
province to another province an animal or	規則で要求される書類を保管し
plant, or any part or derivative of an animal	なければならない。
or plant, shall keep in Canada, in the	
prescribed manner and for the prescribed	
period, any documents that are required to	
be kept by the regulations.	
FEDERAL PERMITS	連邦政府による許可
10. (1) The Minister may, on application	10.(1) 大臣は、申請及び大臣が

	r
and on such terms and conditions as the	適切と考える条件に基づき、動
Minister thinks fit, issue a permit	植物あるいは動植物の一部及び
authorizing the importation, exportation or	派生物を輸入、輸出、州間の移
interprovincial transportation of an animal	転を許可する許可証を発行する
or plant, or any part or derivative of an	ことができる。
animal or plant.	(2) 申請は、大臣の要求する書式
(2) An application shall be made in the form	及び条件で、大臣の要求する情
and on the terms and conditions that the	報をすべて含み、かつ所定の費
Minister requires, contain all the	用と共になされなければならな
information that the Minister requires and	ℓ [∧] ₀
be accompanied by the prescribed fees.	(3) 大臣は、条件に違反した許可
(3) The Minister may, after giving a person	証を、許可証を所持する者に陳
who holds a permit an opportunity to make	情の機会を与えた後、撤回ある
representations, revoke or suspend the	いは停止することができる。
permit for contravention of any term or	(4) 大臣は、本セクションで大臣
condition of the permit.	に与えられている許可証に関す
(4) The Minister may delegate to any	る権限を、カナダや州の他の大
minister of the Crown in right of Canada or	臣あるいはカナダ政府に雇われ
of a province or to any person who is	ている者に委譲することができ
employed by the Government of Canada,	る。そして、大臣あるいは権限
the government of a province or any other	を委譲された者は、大臣が明記
government in Canada any power conferred	した条件に従って権力を行使す
on the Minister under this section relating	ることができる。
to permits. The minister or other person to	1992, c. 52, s. 10; 2002, c. 29, s.
whom the power is delegated may then	139.
exercise the power subject to any terms and	
conditions that the Minister specifies.	11. 何人も、本法に関する物事
1992, c. 52, s. 10; 2002, c. 29, s. 139.	について、虚偽のあるいは誤解
	を与える情報をそうと知りなが
11. No person shall knowingly furnish any	ら提供したり、虚偽の陳述をし
false or misleading information or make	たりしてはならない。
any misrepresentation with respect to any	
matter in this Act.	
ADMINISTRATION	管理
12. (1) The Minister may designate such	12.(1) 本法あるいは本法のあ
persons or classes of persons as the	らゆる条項の目的のために、職
persons of elasses of persons as the	

Minister considers necessary to act as	員あるいはアナリストの役割を
officers or analysts for the purposes of this	果たす者を大臣が必要と考えれ
Act or any provision of this Act, and if the	ば、大臣は、そうした人あるい
person to be designated is an employee, or	は人々を指名することができ
the class of persons to be designated	る。そして、指名された者が政
consists of employees, of the government of	府や州の職員である場合は、大
a province, the Minister shall only	臣は、当該政府との合意によら
designate that person or class with the	なければそれらの者を指名する
agreement of that government.	ことはできない。
(2) Officers designated under subsection (1)	(2)(1)に基づき指名された職員
have, for the purposes of this Act, all the	は、本法の目的のために、保安
powers of a peace officer, but the Minister	官の権限をすべて有するが、大
may limit, in any manner the Minister	臣は、大臣が適切と考えるあら
considers appropriate, the powers that	ゆる方法において、ある職員が
certain officers may exercise for the	本法の目的のために行使する権
purposes of this Act and, where those	限を制限することができる。権
powers are so limited, they shall be	力を制限する場合には、(3)で述
specified in the certificate referred to in	べる証明書において、それを明
subsection (3).	記しなければならない。
(3) On entering any place under this Act, an	(3) 本法に基づいて立ち入りを
officer or analyst shall, on request, show	行う場合、職員あるいはアナリ
the person in charge or the occupant of the	ストは、要求に応じて、その場
place a certificate, in the form approved by	所の担当者あるいは所有者に対
the Minister, certifying that the officer or	し、当該職員あるいはアナリス
analyst, as the case may be, has been	トが本セクションに基づき指名
designated under this section.	された旨を証明した、大臣の承
(4) No person shall knowingly make any	認した書式による証明書を提示
false or misleading statement either orally	しなければならない。
or in writing to, or obstruct or hinder, an	(4) 何人も、本法または規則に基
officer or analyst who is carrying out duties	づき職務を執行する職員あるい
or functions under this Act or the	はアナリストに対し、虚偽ある
regulations.	いは誤解を与える陳述を口頭ま
(5) Officers and analysts are not personally	たは書面で行ったり、妨害をし
liable for anything they do or omit to do in	たりしてはならない。
good faith under this Act.	(5) 職員及びアナリストは、本
1992, c. 52, s. 12; 2009, c. 14, s. 116.	法に基づいて行ったあるいは行

	わなかったことについて、個人
12.1 (1) A document made, given or issued	的な責任は負わない。
under this Act and appearing to be signed	1992, c. 52, s. 12; 2009, c. 14, s.
by an analyst is admissible in evidence and,	116.
in the absence of evidence to the contrary,	
is proof of the statements contained in the	12.1 (1) 本法に基づき作成ある
document without proof of the signature or	いは発行され、アナリストが署
official character of the person appearing to	名したとされる書類は法廷で証
have signed the document.	拠能力を有し、それとは反対に
(2) The party against whom the document	証拠が不在の場合において、そ
is produced may, with leave of the court,	れに署名したとされる者の署名
require the attendance of the analyst who	又は公的身分の立証なしに、書
signed it.	類に含まれる陳述についての証
(3) No document referred to in subsection	拠となる。
(1) may be received in evidence unless the	(2) 書類が作成された者に対立
party intending to produce it has given to	する当事者は、裁判所の許可に
the party against whom it is intended to be	より、署名したアナリストの出
produced reasonable notice of that	頭を求めることができる。
intention together with a copy of the	(3)(1)で述べた書類は、それを作
document.	成しようと意図している当事者
2009, c. 14, s. 116.1.	が、対立する当事者に対して、
	その意図について書類とともに
13. Any thing that has been imported into	合理的な通知を行わない限り、
or is about to be exported from Canada, or	証拠として受領することができ
has been transported, or is about to be	ない。
transported, from a province to another	2009, c. 14, s. 116.1.
province, may be detained by an officer	
until the officer is satisfied that the thing	13. カナダへ輸入、あるいはカ
has been dealt with in accordance with this	ナダから輸出されようとしてい
Act and the regulations.	る物、ある州から他の州へ移転
	した、あるいは移転しようとし
14. (1) For the purpose of ensuring	ている物は、それらが本法及び
compliance with this Act and the	規則に従って扱われていると職
regulations, an officer may at any	員が納得するまで、職員によっ
reasonable time enter and inspect any place	て留置することができる。
in which the officer believes, on reasonable	

grounds, there is any thing to which this	14.(1) 本法及び規則の遵守を
Act applies, or there are any documents	確保する目的で、職員は、本法
relating to the administration of this Act or	が適用される物、あるいは本法
the regulations, and the officer may	や規則の執行に関連する書類が
(a) open or cause to be opened any	存在すると、妥当な理由に基づ
container that the officer believes, on	き信じる場所に、合理的な時機
reasonable grounds, contains such a thing;	にいつでも
(b) inspect any such thing and take	立ち入って検査をすることがで
samples free of charge;	きる。さらに、職員は、以下の
(c) require any person to produce for	ことができる
inspection or copying, in whole or in part,	(a) そうした物が入っている
any document that the officer believes, on	と、妥当な理由に基づき信じる
reasonable grounds, contains any	容器を開封する、あるいは開封
information relevant to the administration	させる;
of this Act or the regulations; and	(b) それらを検査し、無償でサ
(d) seize any thing by means of or in	ンプルを採取する;
relation to which the officer believes, on	(c) 本法や規則の執行に関連す
reasonable grounds, this Act or the	ると、妥当な理由に基づき信じ
regulations have been contravened or that	る書類の一部又は全部を、検査
the officer believes, on reasonable grounds,	のために作成あるいは複写する
will afford evidence of a contravention of	よう要求する;
this Act or the regulations.	(d) 本法や規則の違反の手段で
(1.1) An analyst may, for the purposes of	ある、又は違反に関連すると、
this Act, accompany an officer who is	職員が妥当な理由に基づき信じ
carrying out an inspection of a place under	る物、あるいは本法や規則の違
this section, and the analyst may, when	反の十分な証拠となると妥当な
accompanying the officer, enter the place	理由に基づき信じる物を差し押
and exercise any of the powers described in	さえる。
paragraphs (1)(a) and (b).	(1.1) アナリストは、本法の目的
(2) For the purposes of carrying out the	として、本セクションに基づい
inspection, an officer may stop a	て検査を行う職員に同行するこ
conveyance or direct that it be moved by the	とができ、また職員に同行する
route and in the manner that the officer	際には、当該場所に立ち入り、
may specify, to a place specified by the	上記(1)項(a)及び(b)で述べられ
officer where the inspection can be carried	た権利を行使することができ
out.	る。

(3) An officer may not enter a	(2) 検査を実行する目的で、職員
dwelling-place except with the consent of	は乗り物を停止させ、あるいは
the occupant or under the authority of a	職員が明示したルート又は方法
warrant issued under subsection (4).	で、検査を行える場所へ移動す
(4) Where on ex parte application a justice	るよう指示することができる。
of the peace is satisfied by information on	(3) 職員は、居住者の同意、ある
oath that	いは(4)項に基づき発行された令
(a) the conditions for entry described in	状なくして、居住地内に立ち入
subsection (1) exist in relation to a	ることはできない。
dwelling-place,	(4) 一方からの申請において、治
(b) entry to the dwelling-place is necessary	安判事が宣誓による情報で以下
for any purpose in relation to the	について納得した場合、治安判
administration of this Act or the	事は、職員が、令状に明記され
regulations, and	た条件に従って居住地に立ち入
(c) entry to the dwelling-place has been	ることを許可する令状を発行で
refused or there are reasonable grounds for	きる
believing that entry will be refused,	(a) 当該居住区に関して、(1)項
the justice may issue a warrant authorizing	で述べた条件が存在する、
an officer to enter the dwelling-place	(b) 居住地への立ち入りが、本
subject to any conditions that may be	法又は規則の執行に関する目的
specified in the warrant.	のために必要である、
1992, c. 52, s. 14; 2009, c. 14, s. 117.	(c) 居住地への立ち入りを拒否
	された、あるいは立ち入りが拒
14.1 While carrying out duties or functions	否されるであろうと信じるに足
under this Act, officers and analysts, and	る、合理的な理由が存在する。
any persons accompanying them, may enter	1992, c. 52, s. 14; 2009, c. 14, s.
on and pass through or over private	117.
property without being liable for doing so	
and without any person having the right to	14.1 本法に基づく責務を果た
object to that use of the property.	す一方で、職員及びアナリスト、
2009, c. 14, s. 118.	及び彼らに同行する者らは、責
	任なく、また所有物の利用に反
14.2 The owner or person in charge of a	対する権利を持つ者なくして、
place being inspected under section 14, and	個人の所有物への立ち入り、回
every person found in the place, shall	覧をすることができる。
(a) give the officer or analyst all reasonable	2009, c. 14, s. 118.

assistance to enable the officer or analyst to	
carry out their duties or functions under	14.2 セクション14に基づき検
this Act; and	査をされている場所の所有者あ
(b) provide the officer or analyst with any	るいは担当者、及び当該場所に
information with respect to the	居る者らは、以下を行わなけれ
administration of this Act that he or she	ばならない
may reasonably require.	(a) 職員あるいはアナリストに
2009, c. 14, s. 118.	対し、彼らが本法に基づく責務
	を果たすことができるよう、あ
15. For the purpose of ensuring compliance	らゆる合理的な援助を行う;
with this Act and the regulations, an officer	(b) 職員あるいはアナリストに
may exercise the powers of search and	対し、本法の執行に関して求め
seizure provided for in section 487 of the	られたあらゆる情報を提供す
Criminal Code without a warrant if the	る。
conditions for obtaining a warrant exist	2009, c. 14, s. 118.
but, by reason of exigent circumstances, it	
would not be feasible to obtain a warrant.	15. 本法及び規則の遵守を確保
	する目的で、職員は、令状を取
16. (1) An officer who detains or seizes a	得する条件は存在するものの緊
thing under section 13, 14 or 15 or under a	急状況で令状を取得できない場
warrant issued under the Criminal Code	合には、令状無くして刑法第487
may retain custody of the thing or transfer	条で与えられた検索及び押収の
custody of it to such person as the officer	権限を行使することができる。
may designate.	
(2) Where a thing referred to in subsection	16.(1) セクション13、14、15
(1) is perishable, the officer may dispose of	に基づき、あるいは刑法より発
it or destroy it and any proceeds realized	行された令状に基づき物品を留
from its disposition shall be paid to the	置又は差し押さえた職員は、当
lawful owner of the thing unless	該物品を自ら拘束し続けるか、
proceedings under this Act are instituted	あるいは職員が指名した者に拘
within ninety days after the detention or	束させることができる。
seizure.	(2)(1)項の物品が傷みやすい物
	の場合、職員は、それらを処分
17. The owner, importer or exporter of any	あるいは破壊することができ
thing detained or seized under this Act may	る。そして、本法に基づく処分
abandon the thing to Her Majesty in right	が留置や差し押さえから90日以

of Canada.	内に行われたのでなければ、処
	分で生じた収益はすべて当該物
18. (1) Where an officer believes, on	品の法的な所有者に支払われ
reasonable grounds, that any thing is being	る。
or has been imported into Canada in	
contravention of this Act or the regulations,	17. 本法に基づき留置又は差し
the officer may, whether or not the thing is	押さえられた物品の所有者、輸
detained or seized, require, by delivering a	入者、輸出者は、カナダの権利
notice in the prescribed form and manner,	として女王陛下に引き渡すこと
that it be removed from Canada in	ができる。
accordance with the regulations.	
(2) Where a notice to remove a thing is	18.(1) 職員が、ある物品が本法
delivered, the removal shall be carried out	や規則に違反してカナダに輸入
within the period specified in the notice or,	されている、あるいはされてい
if no such period is specified in the notice,	たと妥当な理由に基づき信じる
within ninety days after its delivery.	場合、職員は、当該物品が留置
	されているかいないかにかかわ
19. (1) Where a person is convicted of an	らず、それらをカナダから除去
offence under this Act, the convicting court	するよう、所定の形式と方法で
may, in addition to any punishment	通知を送ることができる。
imposed, order that any thing detained or	(2) 物品を除去する通知が送付
seized, or any proceeds realized from its	された場合、通知に明記された
disposition, be forfeited to Her Majesty.	期間内、期間が明記されていな
(2) Where the owner of a thing detained or	い場合は送付から90日以内に除
seized under this Act consents to its	去を実行しなければならない。
forfeiture, it is thereupon forfeited to Her	
Majesty.	19.(1) 本法の違反について有
(3) Where a thing is detained or seized	罪判決を下された者に対し、当
under this Act, it, or the proceeds realized	該判決を下した裁判所は、処罰
from its disposition, is forfeited to Her	を科すのに加え、留置又は差し
Majesty	押さえられた物品、あるいは処
(a) in the case of a thing that has been	分で生じた利益を女王陛下に没
detained under section 13, if the thing has	収させるよう命じることができ
not been removed within the period	る。
prescribed by the regulations;	(2) 留置又は差し押さえられた
(b) in the case of a thing that has been	物品の所有者が没収に同意する

seized, if ownership of the thing cannot be	場合、それらは女王陛下により
ascertained within thirty days after the	没収されることになる。
seizure; and	(3) 本法に基づき物品が留置又
(c) in the case of a thing that is the subject	は差し押さえされた場合、当該
of a notice under section 18, if the thing has	物品あるいはそれらの処分で生
not been removed from Canada in	じた利益は、以下の場合、女王
compliance with that section.	陛下に没収される
(4) Where the convicting court does not	(a) 物品がセクション13に基
order the forfeiture of a detained or seized	づき留置されたが、それらが規
thing under subsection (1), the thing, or the	則に定める期間内に除去されな
proceeds realized from its disposition, shall	い場合;
be returned to the lawful owner of the thing	(b) 物品が差し押さえられた
or the person in whose possession the thing	が、所有者が差押から30日以内
was at the time of the detention or seizure.	に明らかにならない場合;
(5) Where a person is convicted of an offence	(c) セクション18の通知に係る
under this Act, any thing seized or any	物品であり、それらが同セクシ
proceeds realized from its disposition, may	ョンに従ってカナダから除去さ
be retained until the fine is paid or the	れない場合。
thing may be sold under execution in	(4) 有罪判決を下した裁判所が、
satisfaction of the fine and the proceeds	留置又は差し押さえされた物品
applied, in whole or in part, in payment of	を(1)項に基づく没収命令をしな
the fine.	い場合、当該物品は法律上の所
	有者、あるいは留置又は差し押
20. (1) Where a sample has been taken	さえ時に当該物品を所有してい
pursuant to paragraph 14(1)(b) or a thing	た者に返却されることになる。
has been forfeited or abandoned under this	(5) 本法の違反により有罪判決
Act, it shall be dealt with and disposed of as	が下された者は、没収品あるい
the Minister may direct.	は処分で生じた利益は、罰金が
(2) [Repealed, 2009, c. 14, s. 119]	支払われるまで保持される。あ
1992, c. 52, s. 20; 2009, c. 14, s. 119.	るいは物品は罰金の支払いのた
	めに売却され、収益は罰金の一
21. (1) The Governor in Council may make	部又は全部の支払いにあてられ
regulations for carrying out the purposes of	る。
this Act, including regulations	
(a) respecting the issuance, renewal,	20. (1) 14(1)(b)に従ってサンプ
revocation and suspension of permits and	ルが採取された、あるいは没収、
permission of permission and	

the circumstances in which persons may be	遺棄された場合、それらは大臣
exempted from holding such permits;	の指示に従って取扱われ、処理
(b) respecting the exemption of animals	される。
and plants, and parts and derivatives of	(2) [削除、 2009, c. 14, s. 119]
animals and plants, from the operation of	1992, c. 52, s. 20; 2009, c. 14, s.
any provision of this Act;	119.
(c) amending the definitions "animal" and	
"plant"	21.(1) 評議会の地方長官は、以
(i) for the purposes of subsection 6(1),	下の規則を含め本法の目的を達
(ii) for the purposes of subsection 6(2),	成するため、規則を制定できる。
(iii) for the purposes of subsection 6(3),	(a) 許可証の発行、更新、取消、
(A) in order to protect species that are	停止、及び許可証保持が免除さ
subject to the legislative authority of	れる状況に関して;
Parliament, or	(b) 本法の条文の運用から免除
(B) at the request of the minister who is	される動植物、動植物の一部及
responsible for the protection of wild	び派生物に関して;
animal or plant species of the government	(c) 以下の目的のために、「動
of the province into which the animal or	物」「植物」の定義を修正
plant is to be transported, where that	(i) 第6条(1)の目的のため、
minister is of the opinion that the transport	(ii) 第6条(2)の目的のため、
would be harmful to the environment of	(iii) 第6条(3)の目的のため、
that province,	(A) 議会の立法当局の支配
(iv) for the purposes of section 7, in order	下にある種を保護する目的で、
to protect species of animals and plants in a	あるいは
province, other than those species that are	(B) 動植物の移転先の州政
subject to the legislative authority of	府において、野生動植物種の保
Parliament, at the request of the minister	護に責任のある大臣が、当該移
who is responsible for the protection of wild	転が州の環境に有害であると考
animal or plant species of the government	えた場合、大臣の要請を受けて、
of the province, and	(iv) 第7条の目的のため、議会
(v) for the purposes of section 8;	の立法当局の支配下にある種よ
(d) specifying the places and times at	りも州の動植物種の保護のため
which, and the manner in which, animals	に、野生動植物種の保護に責任
and plants, classes of animals and plants	のある州政府の大臣の要請を受
and parts and derivatives of animals and	けて、
plants may be imported into Canada and	(v) 第8条の目的のため:

exported from Canada;	(d) 動植物、動植物群、動植物
(e) respecting the marking of animals and	の一部及び派生物がカナダに輸
plants, and parts and derivatives of	入、及びカナダから輸出される
animals and plants, and the packaging for	際の場所及び時期、方法を特定;
animals, plants and parts and derivatives	(e)カナダへの輸入及びカナダ
of animals and plants for importation into	からの輸出、ある州から他の州
or exportation from Canada or for	への移転のための動植物、動植
transportation from one province to another	物の一部及び派生物の標識、動
province;	植物、動植物の一部及び派生物
(f) prescribing the documents to be kept by	の梱包に関して;
persons mentioned in section 9 and the	(f) 第9条で述べた者が保管す
manner of keeping the documents and the	べき書類、及び書類の保管の方
period for which they are to be kept;	法及び保管すべき期間を規定;
(g) specifying the terms and conditions	(g) 第18条にもとづいて動植
under which animals and plants, and parts	物、動植物の一部及び派生物を
and derivatives of animals and plants, are	カナダから除去する際の諸条件
to be removed from Canada under section	を明記;
18;	(h) 本法に基づく罰金の支払
(h) prescribing the manner in which the	い、あるいは命令の実行の結果
proceeds resulting from the payment of	得られた収益の分配について、
fines or the execution of orders under this	方法を規定
Act shall be distributed;	(i) 本法の施行に関連して支払
(i) prescribing the fees or charges to be	われるべき手数料や課徴金、及
paid in connection with the administration	び手数料や課徴金の支払いに際
of this Act and the terms and conditions of	する諸条件について規定;
paying such fees and charges; and	(j) ワシントン条約の一般的な
(j) generally to implement the Convention.	実行。
(2) The Governor in Council shall make	(2) 評議会の地方長官は、ワシン
regulations specifying the animals and	トン条約の附属書にそれぞれ
plants that are listed as "fauna" and "flora",	「動物」、「植物」として掲載
respectively, in an appendix to the	されている動植物を明記した規
Convention and shall, not later than ninety	則を制定し、ワシントン条約の
days after any change to a list in an	附属書のリストに変更があった
appendix to the Convention, amend the	場合には、90日以内に規則を修
regulations to reflect that change.	正して変更を反映させる。
1992, c. 52, s. 21; 2002, c. 29, s. 140.	1992, c. 52, s. 21; 2002, c. 29, s.

	140.
21.1 (1) The Governor in Council may, on	
the recommendation of the Minister, by	21.1 (1) 評議会の地方長官は、
order, amend the definition "animal" or	大臣の推薦で、命令により、第6
"plant" in section 2 for the purposes of	条(2)の目的のために、第2条の
subsection 6(2).	「動物」あるいは「植物」:の定
(2) If the Minister is of the opinion that the	義を修正することができる。
import of any specimen, living or dead,	(2) 大臣が、標本の輸入が、その
would be harmful to Canadian ecosystems	生死にかかわらず、カナダの生
or to any species in Canada and that urgent	態系あるいはカナダ国内の種に
action is needed, the Minister may	とって有害であり、緊急の対応
recommend that an order be made under	が必要であると考える場合、大
subsection (1).	臣は、(1)項に基づき命令を出す
(3) The amendment made by the order	よう推薦することができる。
applies for the period specified in the order,	(3) 命令によってなされた修正
which period may not be longer than one	は、当該命令で明記された期間
year from the day the order is made.	の間適用されるが、その期間は
(4) The order is exempt from the application	当該命令が出された日から1年
of section 3 of the Statutory Instruments	を超えてはならない。
Act.	(4) この命令には、命令法の第3
2002, c. 29, s. 141.	条は適用されない。
	2002, c. 29, s. 141.
OFFENCE AND PUNISHMENT	違反及び罰則
22. (1) Every person who contravenes a	22.(1)何人も、本法の条項の違
provision of this Act or the regulations	反に際し、
(a) is guilty of an offence punishable on	(a) 即決判決で有罪となり罰せ
summary conviction and is liable	られる場合には、以下を免れな
(i) in the case of a person that is a	V 1
corporation, to a fine not exceeding fifty	(i) 企業による違反の場合、5
thousand dollars, and	万ドル以下の罰金
(ii) in the case of a person other than a	(ii) (i)以外の者による違反の
person referred to in subparagraph (i), to a	場合、2.5万ドル以下の罰金又は
fine not exceeding twenty-five thousand	6か月以内の懲役、あるいはその
dollars or to imprisonment for a term not	両方;
exceeding six months, or to both; or	(b) 起訴犯罪で有罪となり、以
(b) is guilty of an indictable offence and is	下を免れない

liable	(i) 企業による違反の場合、10
(i) in the case of a person that is a	万ドル以下の罰金
corporation, to a fine not exceeding three	(ii) (i)以外の者による違反の
hundred thousand dollars, and	場合、5万ドル以下の罰金又は5
(ii) in the case of a person other than a	年以内の懲役、あるいはその両
person referred to in subparagraph (i), to a	方;
fine not exceeding one hundred and fifty	(2) 本法への違反について2回以
thousand dollars or to imprisonment for a	上の有罪判決を受けた者は、2回
term not exceeding five years, or to both.	目以降の違反についての罰金
(2) Where a person is convicted of an offence	は、(1)項の定めにかかわらず、
under this Act a second or subsequent time,	規定の2倍となる。
the amount of the fine for the subsequent	(3)(1)項の定めにかかわらず、2
offence may, notwithstanding subsection	種以上の動物あるいは植物に関
(1), be double the amount set out in that	する違反について有罪となった
subsection.	場合に科される罰金は、その違
(3) Notwithstanding subsection (1), any fine	反が独立した告発あるいは情報
imposed on a conviction for an offence	による事件であるかのように、
involving more than one animal or plant, or	各動植物、動植物の一部又は派
part or derivative of an animal or plant,	生物ごとに計算され、したがっ
may be computed in respect of each animal,	て科される罰金は、計算の結果
plant, part or derivative as though it had	としてその合計額となる。
been the subject of a separate complaint or	(4) 本法への違反が2日以上にわ
information and the fine imposed shall then	たってなされた、あるいは継続
be the sum payable in the aggregate as a	した場合、それらは各日ごとに
result of that computation.	違反がなされた、あるいは継続
(4) Where an offence under this Act is	したものとして、独立した違反
committed or continued on more than one	とみなされる。
day, it shall be deemed to be a separate	(5) 本法に違反し有罪判決を受
offence for each day on which the offence is	けた者が、その違反の結果とし
committed or continued.	て金銭的な利益を得たと裁判所
(5) Where a person has been convicted of an	が納得した場合には、裁判所は
offence under this Act and the court is	その者に対し、本法で定められ
satisfied that as a result of the commission	ている罰金の最大金額にかかわ
of the offence monetary benefits accrued to	らず、当該金銭的利益と裁判所
the person, the court may order the person	が見積った金額を、追加の罰金
to pay, notwithstanding the maximum	として支払いを命じることがで

amount of any fine that may otherwise be	きる。
imposed under this Act, an additional fine	(6) 本法に違反し有罪判決を受
in an amount equal to the court's	けた者に対し、裁判所は、罰則
estimation of the amount of those monetary	を科すのに加えて、違反の本質
benefits.	及び当該違反行為を取り巻く状
(6) Where a person is convicted of an offence	況を考慮して、以下の禁止、指
under this Act, in addition to any	示、要求を1つあるいはそれ以上
punishment imposed, the court may,	含む命令を出すことができる:
having regard to the nature of the offence	(a) 違反の継続あるいは反復を
and the circumstances surrounding its	もたらしうると裁判所が考える
commission, make an order containing any	行動や活動に従事することを禁
one or more of the following prohibitions,	じる;
directions or requirements:	(b) 本法の条項への違反行為が
(a) prohibiting the person from doing any	もたらした動植物への危害を改
act or engaging in any activity that could,	善する、あるいは危害を回避す
in the opinion of the court, result in the	るために裁判所が適切と考える
continuation or repetition of the offence;	行動取るよう指示する;
(b) directing the person to take any action	(c) 裁判所が適切と考える方法
the court considers appropriate to remedy	で、違反行為に関する事実につ
or avoid any harm to any animal or plant to	いて公表するよう指示する;
which any provision of this Act applies that	(d) 大臣あるいは州政府に対
resulted or may result from the commission	し、大臣あるいは当該政府を代
of the offence;	表して取った、あるいは取らさ
(c) directing the person to publish, in any	れた改善あるいは予防のための
manner the court considers appropriate,	行動のかかった費用の一部ある
the facts relating to the commission of the	いは全部を、補償として支払う
offence;	よう指示する;
(d) directing the person to pay the	(e) 命令において明記された合
Minister or the government of a province an	理的な条件に従って、社会奉仕
amount of money as compensation, in whole	活動を行うよう指示する;
or in part, for the cost of any remedial or	(f) 本項で述べられたあらゆる
preventive action taken by or caused to be	禁止、指示、要求の遵守を確実
taken on behalf of the Minister or that	にする目的で、保証金あるいは
government as a result of the commission of	裁判所が適切と考える額の金銭
the offence;	を裁判所に対して支払うよう指
(e) directing the person to perform	示する;

community service in accordance with any	(g) 有罪判決が出された日から
reasonable conditions that may be specified	3年以内に、大臣からの申し出に
in the order;	より、その時の状況において裁
(f) directing the person to post a bond or	判所が適切と考える、その者の
pay into court an amount of money the	活動に関する情報を大臣に提出
court considers appropriate for the purpose	するよう指示する;
of ensuring compliance with any	(h) 善い行動を確実に行えるよ
prohibition, direction or requirement	うにし、さらに違反を繰り返す、
mentioned in this subsection;	あるいは本法の下で他の違反を
(g) directing the person to submit to the	行うことを防ぐために、裁判所
Minister, on application by the Minister	が適切と考える他のすべての条
within three years after the date of the	件に従うよう要求する;
conviction, any information respecting the	(7) 本法に違反し有罪判決が下
activities of the person that the court	されたが、裁判所が刑法第731
considers appropriate in the circumstances;	条(1)(a)に従って刑の宣告を一
and	時停止した場合、裁判所は、本
(h) requiring the person to comply with	項に基づき出された執行猶予命
any other conditions that the court	令に加えて、(6)項で述べた禁止、
considers appropriate for securing the	指示、要求に従うよう命令を出
person's good conduct and for preventing	すことができる。
the person from repeating the offence or	(8) 刑の執行を一時停止された
committing other offences under this Act.	者が(7)項に基づき出された命令
(7) Where a person is convicted of an offence	に従わなかった場合、あるいは
under this Act and the court suspends the	命令が出された日から3年以内
passing of sentence pursuant to paragraph	に、本法の他の違反について有
731(1)(a) of the Criminal Code, the court	罪判決を受けた場合、裁判所は、
may, in addition to any probation order	検察からの申し出により、刑の
made under that paragraph, make an order	宣告が一時停止されなければ科
directing the person to comply with any	されていたであろう刑罰を科す
prohibition, direction or requirement	ことができる。
mentioned in subsection (6).	(9) 本法への違反に関する即決
(8) Where a person whose sentence has	判決の方法による訴訟は、訴訟
been suspended fails to comply with an	の対象となる事項について、大
order made under subsection (7) or is	臣が知って以降2年以内であれ
convicted, within three years after the day	ば、いつでも提起することがで
on which the order was made, of another	きる。

offence under this Act, the court may, on	(10) 訴訟の対象となる事項を大
the application of the prosecution, impose	臣が知った日を証明する、大臣
any sentence that could have been imposed	により発行されたと称する書類
if the passing of sentence had not been	は証拠として受領され、反対の
suspended.	証拠が存在しない場合には、そ
(9) Proceedings by way of summary	れに署名したとされる者の署名
conviction in respect of an offence under	又は公的身分の立証なしに、当
this Act may be instituted at any time	該事実についての証拠とみなさ
within, but not later than, two years after	れる。
the day on which the Minister became	(11) 成年に達した者は誰でも、
aware of the subject-matter of the	カナダ司法長官が訴訟参加しな
proceedings.	い場合は、本法の適用する事項
(10) A document purporting to have been	につき訴訟を提起することがで
issued by the Minister, certifying the day	きる。
on which the Minister became aware of the	1992, c. 52, s. 22; 1995, c. 22, s.
subject-matter of any proceedings, shall be	18.
received in evidence and, in the absence of	
any evidence to the contrary, shall be	
considered as proof of that fact without	
proof of the signature or the official	
character of the person appearing to have	
signed it.	
(11) Any person who has attained the age of	
majority may, where the Attorney General	
of Canada does not intervene, institute	
proceedings to which this Act applies.	
1992, c. 52, s. 22; 1995, c. 22, s. 18.	
TICKETABLE OFFENCES	違反切符の対象となる違反
23. (1) In addition to the procedures set out	23.(1) 訴訟の開始について刑
in the Criminal Code for commencing a	法で定められた手続きに加え
proceeding, proceedings in respect of any	て、所定の違法行為に関する訴
prescribed offence may be commenced by an	訟は、以下の職員によっても開
officer	始することができる
(a) completing a ticket that consists of a	(a) 出頭命令部分と情報部分か
summons portion and an information	らなる違反切符を完成させた
portion;	者;

(b) delivering the summons portion of the	(b) 被告人宛の違反切符の出頭	
ticket to the accused or mailing it to the	命令部分を被告人に対して配	
accused at the accused's latest known	達、あるいは被告人の最新の住	
address; and	所に送付した者;	
(c) filing the information portion of the	(c) 出頭命令部分が配達あるい	
ticket with a court of competent jurisdiction	は送付された後、実施可能とな	
before or as soon as practicable after the	る前、あるいはなるべく早くに	
summons portion has been delivered or	違反切符の情報部分を管轄裁判	
mailed.	所に対して申し立てた者。	
(2) The summons and information portions	(2) 違反切符の出頭命令及び情	
of a ticket shall	報部分には、	
(a) set out a description of the offence and	(a) 違反の内容及び、違反があ	
the time and place of its alleged	ったとされる場所と時間につい	
commission;	て詳述する;	
(b) include a statement, signed by the	(b) 違反切符を作成した職員	
officer who completes the ticket, that the	は、被告人が違反を犯したと信	
officer has reasonable grounds to believe	じる合理的な理由を有している	
that the accused committed the offence;	との声明文を、当該職員の署名	
(c) set out the amount of the prescribed	とともに盛り込む;	
fine for the offence and the manner in	(c) 当該違反に対する所定の罰	
which and period within which it may be	金額、支払い方法及び期限を詳	
paid;	述する;	
(d) include a statement that if the accused	(d) 被告人が違反切符に記載し	
pays the fine within the period set out in	た期限内に罰金を支払った場	
the ticket, a conviction will be entered and	合、被告人についての有罪判決	
recorded against the accused; and	が記録されるとの声明文を盛り	
(e) include a statement that if the accused	込む;	
wishes to plead not guilty or for any other	(e) 無罪を申し立てたい場合、	
reason fails to pay the fine within the	あるいはその他の理由で違反切	
period set out in the ticket, the accused	符に記載した期限内に罰金を支	
must appear in the court and at the time	払わなかった場合、被告人は記	
set out in the ticket.	載された日時に裁判所に出頭し	
(3) Where any thing is seized under this Act	なければならないという声明文	
and proceedings relating to the thing are	を盛り込む;	
commenced by way of the ticketing	(3) 本法の下で物品が没収され、	
procedure described in subsection (1), the	物品に関する審理が(1)に記載さ	

officer who completes the ticket shall give	れた違反切符の手続きによる方
written notice to the accused that if the	法で開始された場合、切符を作
	成した職員は被告人に対し、違
accused pays the prescribed fine within the	
period set out in the ticket, the thing, or	反切符に記載した期限内に所定
any proceeds realized from its disposition,	の罰金を支払わなかった場合、
shall thereupon be forfeited to Her Majesty.	物品あるいはそれらの処分で生
(4) Where an accused to whom the	じた収益はすべて女王陛下に没
summons portion of a ticket is delivered or	収される旨の書面通知を渡さな
mailed pays the prescribed fine within the	ければならない。
period set out in the ticket,	(4) 違反切符の出頭命令部分が
(a) the payment constitutes a plea of guilty	配達あるいは送付された被告人
to the offence described in the ticket and a	が、切符に記載された期限内に
conviction shall be entered against the	所定の罰金を支払った場合、
accused and no further action shall be	(a) その支払いは切符に記載さ
taken against the accused in respect of that	れた違反について有罪の申立と
offence; and	なり、被告人の有罪判決が記録
(b) any thing seized from the accused	され、当該違反についてはそれ
under this Act relating to the offence	以上何も行われない。
described in the ticket, or any proceeds	(b) 切符に記載された違反に関
realized from its disposition, are forfeited to	して本法の下で没収された物
Her Majesty and may be disposed of as the	品、あるいはそれらの処分で生
Minister directs.	じた収益は女王陛下に没収さ
(5) The Governor in Council may make	れ、大臣の指示に従って処分さ
regulations	れる。
prescribing	(5) 評議会の地方長官は、以下に
(a) offences under this Act to which this	ついて規則を制定できる
section applies and the manner in which	(a) 本条が適用される本法への
those offences may be described in tickets;	違反、及びそれらの違反を違反
and	切符に記載する方法;
(b) the amount of the fine for a prescribed	(b) 所定の違反に関して、1000
offence, which amount shall not exceed one	ドルを超えない範囲での罰金額
thousand dollars.	
GENERAL	総則
24. Where a corporation commits an offence	24. 企業が本法の違反を犯した
under this Act, any officer, director or agent	場合、
of the corporation who directed, authorized,	違反行為について監督、許可、

2		
	assented to or acquiesced or participated in	承
	the commission of the offence is a party to	\mathcal{O}^{2}
	and guilty of the offence and is liable on	に
	conviction to the punishment provided for	企
	the offence, whether or not the corporation	た
	has been prosecuted or convicted.	反

25. In any prosecution for an offence under this Act, it is sufficient proof of the offence to establish that it was committed by an employee or agent of the accused, whether or not the employee or agent is identified or has been prosecuted for the offence, unless the accused establishes that the offence was committed without the knowledge or consent of the accused and that the accused exercised all due diligence to prevent its commission.

26. A prosecution for an offence under this Act may be instituted, heard and determined in the place where the offence was committed or the subject-matter of the prosecution arose, where the accused was apprehended or where the accused happens to be, or is carrying on business.

27. Where any fee or charge imposed under this Act is unpaid, the fee or charge, as the case may be, may be recovered from the person on whom it was imposed as a debt due to Her Majesty.

27.1 (1) For the purpose of encouraging compliance with this Act and the regulations, the Minister shall maintain, in 承認、黙認、参加した当該企業 の役員、取締役、代理人は違反 に加担し有罪であり、 企業が起訴され有罪判決を受け たか否かにかかわらず、当該違 反に対して科された罰則と有罪 判決について責任を負う。

25. 本法の違反に関する起訴に おいては、被告人が当該違反は 被告人が知らずにあるいは同意 なく行われ、かつ被告人が違反 行為を防ぐために相当な注意を 払ったと立証しない限り、従業 員又は代理人が特定された、あ るいは違反について起訴された か否かにかかわらず、従業員あ るいは被告人の代理人によって なされたという十分な証拠とな る。

26. 本法の違反に関する訴訟 は、違反がなされたあるいは訴 訟の対象となる事項が発生した 場所、被告人が逮捕された場所 あるいはたまたま業務を行って いた場所において提起し、審問 し、終結させることができる。

27. 本法に基づいて課される手 数料や課徴金が支払われない場 合、それら手数料や課徴金は、 場合によっては女王陛下に支払 うべき借金として、それらを課 された者から回収される。

a registry accessible to the public, information about all convictions of corporations for offences under this Act. (2) Information in the registry is to be maintained for a minimum of five years. 2009, c. 14, s. 124. 2009, c. 14, s. 124. 28. The Minister shall annually prepare a report with respect to the administration of this Act during the preceding calendar year and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion. 28. 1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 2017, F (Inpert) REPEAL 2017, R (Inpert) REPEAL 2017, R (Inpert) R (Inper) R (Inp		
corporations for offences under this Act.一般に公開されている登録簿に おいて、本法に違反した企業の 有罪判決についての情報を保持 する。 (2) 登録簿内の情報は、最低5年 (2) 登録簿内の情報は、最低5年 は維持されるものとする。 2009, c. 14, s. 124.28. The Minister shall annually prepare a report with respect to the administration of this Act during the preceding calendar year and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion.28. 大臣は年に1度、前年の本法 の運営に関する報告書を準備 し、完成後、議会が会期に入っ て15日以内に、その複製を各議 院に提出する。28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review is be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125.28.1 (1) 大臣は、再審査のされた日か ら14年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]第除 29. [削除]COMING INTO FORCE worder of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see第級 * 30. 本法のすべての条項は、評 議会の地方長官の命令によって 決定した日に発効する。 * [注: 1996年5月14日発効。	a registry accessible to the public,	27.1 (1) 本法および規則の遵守
 (2) Information in the registry is to be maintained for a minimum of five years. 2009, c. 14, s. 124. 28. The Minister shall annually prepare a report with respect to the administration of this Act during the preceding calendar year and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion. 28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE * [Note: Act in force May 14, 1996, see * [Note: Act in force May 14, 1996, see 	information about all convictions of	を奨励を目的として、大臣は、
maintained for a minimum of five years. 2009, c. 14, s. 124. 2009, c. 14, s. 124. 28. The Minister shall annually prepare a report with respect to the administration of this Act during the preceding calendar year and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion. 28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see *30. This Act in force May 14, 1996, see *30. This Act in force May 14, 1996, see	corporations for offences under this Act.	一般に公開されている登録簿に
2009, c. 14, s. 124.する。 (2) 登録簿内の情報は、最低5年28. The Minister shall annually prepare a report with respect to the administration of this Act during the preceding calendar year and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion.28. 大臣は年に1度、前年の本法 の運営に関する報告書を準備 し、完成後、議会が会期に入っ て15日以内に、その複製を各議 院上出する。28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than ome year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125.28.1 (1) 大臣は、再審査のされた日か 51年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]29. [Mi]除 29. [Mi]k]COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see* 2009, c. 14, s. 124.	(2) Information in the registry is to be	おいて、本法に違反した企業の
 (2) 登録簿内の情報は、最低5年 は維持されるものとする。 2009, c. 14, s. 124. (2) 登録簿内の情報は、最低5年 は維持されるものとする。 2009, c. 14, s. 124. 2009, c. 14, s. 124. 28. 大臣は年に1度、前年の本法 の運営に関する報告書を準備 し、完成後、議会が会期に入っ て15日以内に、その複製を各議 院に提出する。 28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE * [Note: Act in force May 14, 1996, see (2) 登録簿内の情報は、最低5年 は維持されるものとする。 2009, c. 14, s. 124. (2) 大臣は、京都告書を準備 し、完成後、議会が会期に入っ て15日以内に、その複製を各議 院に提出する。 28.1 (1) 大臣は、本条の発効日 から10年後、及びその後も10年 ごとに、22条から22.16条につい て再審査する。 (2) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 29. [開除] 29. [開除] 29. [開除] 29. [開除] 20. 本法のすべての条項は、評 議会の地方長官の命令によって 決定した日に発効する。 * [注: 1996年5月14日発効。 	maintained for a minimum of five years.	有罪判決についての情報を保持
28. The Minister shall annually prepare a report with respect to the administration of this Act during the preceding calendar year and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion.128. 大臣は年に1度、前年の本法 の運営に関する報告書を準備 し、完成後、議会が会期に入っ て15日以内に、その複製を各議 院に提出する。28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125.28.1 (1) 大臣は、本条の発効日 から10年後、及びその後も10年 ごとに、22条から22.16条につい て再審査する。 (2) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]29. [削除]COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see*1096年5月14日発効。	2009, c. 14, s. 124.	する。
report with respect to the administration of this Act during the preceding calendar year and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion. 28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see		(2) 登録簿内の情報は、最低5年
this Act during the preceding calendar year and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion. 28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see	28. The Minister shall annually prepare a	は維持されるものとする。
and shall cause a copy of the report to be laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion. 28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see	report with respect to the administration of	2009, c. 14, s. 124.
laid before each House of Parliament on any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion.の運営に関する報告書を準備 し、完成後、議会が会期に入っ て15日以内に、その複製を各議 院に提出する。28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125.28.1 (1) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]約除 29. [l]除]COMING INTO FORCE * 30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see%運営に関する報告書を準備 し、完成後、議会が会知告書を準備 し、完成後、議会が会知告書を準備 こちに見に発効する。 * [注: 1996年5月14日発効。	this Act during the preceding calendar year	
any of the first fifteen days that the House is sitting after its completion. 28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see and the set of the force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see and the set of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see and the set of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see content of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see content of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see content of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see content of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see content of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see content of the Governor in Council.	and shall cause a copy of the report to be	28. 大臣は年に1度、前年の本法
is sitting after its completion. is sitting after its completion. 28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see *30. This Act or any 14, 1996, see	laid before each House of Parliament on	の運営に関する報告書を準備
 REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE 第30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed * [Note: Act in force May 14, 1996, see 院に提出する。 院に提出する。 院に提出する。 院に提出する。 院に提出する。 院に提出する。 28.1 (1) 大臣は、本条の発効日 から10年後、及びその後も10年 ごとに、22条から22.16条につい ジーン・ジーン・ジーン・ ジーン・ 	any of the first fifteen days that the House	し、完成後、議会が会期に入っ
28.1 (1) The Minister shall, 10 years after the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125.28.1 (1) 大臣は、本条の発効日 から10年後、及びその後も10年 ごとに、22条から22.16条につい て再審査する。 (2) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]29. [削除]COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see*1000 (2) : 1000 (2) : 1000	is sitting after its completion.	て15日以内に、その複製を各議
the day on which this section comes into force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see 28.1 (1) 大臣は、本条の発効日 から10年後、及びその後も10年 ごとに、22条から22.16条につい て再審査する。 (2) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告 するために再審査について報告		院に提出する。
force and every 10 years after that, undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. (2) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see	28.1 (1) The Minister shall, 10 years after	
undertake a review of sections 22 to 22.16. (2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see (2) 大臣は、再審査のされた日か 51年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [削除] *30. 本法のすべての条項は、評 議会の地方長官の命令によって 決定した日に発効する。 * [注: 1996年5月14日発効。	the day on which this section comes into	28.1 (1) 大臣は、本条の発効日
(2) The Minister shall, no later than one year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125.て再審査する。 (2) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]別除 29. [削除]COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, seeて再審査する。 (2) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 するために再審査について報告 書を作成する。 30. 本法のすべての条項は、評 議会の地方長官の命令によって 決定した日に発効する。 * [注: 1996年5月14日発効。	force and every 10 years after that,	から10年後、及びその後も10年
year after the day on which the review is undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125.(2) 大臣は、再審査のされた日か ら1年以内に、議院の各院が審議 するために再審査について報告 書を作成する。 2009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]割除COMING INTO FORCE発効*30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council.*30. 本法のすべての条項は、評 議会の地方長官の命令によって 決定した日に発効する。* [Note: Act in force May 14, 1996, see* [注: 1996年5月14日発効。	undertake a review of sections 22 to 22.16.	ごとに、22条から22.16条につい
undertaken, cause a report on the review to be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125. REPEAL 29. [Repeal] COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see * [注: 1996年5月14日発効。	(2) The Minister shall, no later than one	て再審査する。
be tabled in each House of Parliament. 2009, c. 14, s. 125.するために再審査について報告 書を作成する。2009, c. 14, s. 125.こ009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]別除29. [Repeal]29. [削除]COMING INTO FORCE *30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see*30. 本法のすべての条項は、評* [Note: Act in force May 14, 1996, see* [注: 1996年5月14日発効。	year after the day on which the review is	(2) 大臣は、再審査のされた日か
2009, c. 14, s. 125.書を作成する。 2009, c. 14, s. 125.REPEAL 29. [Repeal]削除COMING INTO FORCE発効*30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council.*30. 本法のすべての条項は、評* [Note: Act in force May 14, 1996, see* [注: 1996年5月14日発効。	undertaken, cause a report on the review to	ら1年以内に、議院の各院が審議
2009, c. 14, s. 125.REPEAL削除29. [Repeal]29. [削除]COMING INTO FORCE発効*30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council.*30. 本法のすべての条項は、評* [Note: Act in force May 14, 1996, see* [注: 1996年5月14日発効。	be tabled in each House of Parliament.	するために再審査について報告
REPEAL削除29. [Repeal]29. [削除]COMING INTO FORCE発効*30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council.*30. 本法のすべての条項は、評by order of the Governor in Council.決定した日に発効する。* [Note: Act in force May 14, 1996, see* [注: 1996年5月14日発効。	2009, c. 14, s. 125.	書を作成する。
29. [Repeal]29. [削除]COMING INTO FORCE発効*30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council.*30. 本法のすべての条項は、評 議会の地方長官の命令によって 決定した日に発効する。* [Note: Act in force May 14, 1996, see* [注: 1996年5月14日発効。		2009, c. 14, s. 125.
COMING INTO FORCE発効*30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council.*30. 本法のすべての条項は、評 議会の地方長官の命令によって 決定した日に発効する。* [Note: Act in force May 14, 1996, see* [注: 1996年5月14日発効。	REPEAL	削除
*30. This Act or any provision thereof shall come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see * [注: 1996年5月14日発効。	29. [Repeal]	29. [削除]
come into force on a day or days to be fixed by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see * [注: 1996年5月14日発効。	COMING INTO FORCE	発効
by order of the Governor in Council. * [Note: Act in force May 14, 1996, see * [注: 1996年5月14日発効。	*30. This Act or any provision thereof shall	*30. 本法のすべての条項は、評
* [Note: Act in force May 14, 1996, see * [注: 1996年5月14日発効。	come into force on a day or days to be fixed	議会の地方長官の命令によって
	by order of the Governor in Council.	決定した日に発効する。
SI/96-41.] SI/96-41参照]	* [Note: Act in force May 14, 1996, see	* [注: 1996年5月14日発効。
	SI/96-41.]	SI/96-41参照]

ノースウエスト準州 科学者法 S.N.W.T. 2014,c.10,s.22.

SCIENTISTS ACT

R.S.N.W.T. 1988,c.S-4

AMENDED BY

S.N.W.T. 2014,c.10 In force April 1, 2014

This consolidation is not an official statement of the law. It is an office consolidation prepared by Legislation Division, Department of Justice, for convenience only. The authoritative text of statutes can be ascertained from the <i>Revised Statutes of the Northwest</i> <i>Territories, 1988</i> and the Annual Volumes of the Statutes of the Northwest Territories. Any Certified Bills not yet included in the Annual Volumes can be obtained through the Office of the Clerk of the Legislative Assembly. Certified Bills, copies of this consolidation and other G.N.W.T. legislation can be accessed on-line at http://www.justice.gov.nt.ca/Legislation/ SearchLeg&Reg.shtml	この統合は、法律の公式声明では ない。司法省立法局が、便宜上の ためだけに準備したものである。 法律の正式な本文は、1998年ノー スウェスト準州修正法及びノース ウェスト準州の法律年鑑から確認 できる。 年鑑に収録されていない認証され た法案はすべて、立法議会の事務 局を通じて入手可能である。 認証された法案、この統合のコピ ー、及び他のG.N.W.T.(ノースウ ェスト準州政府)の法規は、以下 からもアクセス可能である http://www.justice.gov.nt.ca/Legi slation/SearchLeg&Reg.shtml
 This Act does not apply to scientific research on wildlife or the collection of specimens of wildlife as defined in the <i>Wildlife Act.</i> No person shall carry on scientific research in or based on the Territories, or collect specimens in the Territories for 	 本法は、野生生物法で規定されている野生生物、及び野生生物の標本コレクションについての科学研究には適用されない。 何人も、以下の場合を除き、準州内あるいは準州を基点とした科学研究、科学研究目的で準州内の

use in scientific research, unless	標本採取をしてはならない
(a) he or she is the holder of a licence	(a) 本法に基づくライセンスを所
issued under this Act; or	有している; あるいは
(b) the research consists solely of	(b)研究が、考古学法に基づき許
archaeological work for which a permit	可証が発行されている、考古学的
has been issued under the Archaeological	調査のみである。
Sites Act.	S.N.W.T. 2014,c.10,s.22.
S.N.W.T. 2014,c.10,s.22.	
3. (1) The Commissioner may issue	3.(1) 委員会は、準州内あるいは準
licences, subject to the conditions that	州を基点とした科学研究を行うラ
the Commissioner may determine, that	イセンス保持者を認可するため
authorize the holders of the licences to	の、委員会が決定した条件に従い、
carry out scientific research in or based	ライセンスを発行することができ
on the Territories.	る。
(2) The Commissioner shall issue a	(2) 委員会は、委員会の意見におい
licence within one year after the receipt	て、計画された研究の遂行が、準
of the application for a licence unless, in	州の自然及び社会環境あるいはそ
the opinion of the Commissioner, to be	れらの一部にとって有害、あるい
stated in writing with the reasons for the	は過度に阻害する可能性があると
opinion, the research proposed to be	され、その意見について理由と共
carried out might be injurious to or	に書面に記載した場合を除き、ラ
unduly interfere with the natural and	イセンスの申請を受領してから1
social environment of the Territories or	年以内に発行しなければならな
any part of that environment.	ℓv _o
(3) The Commissioner may at any time,	(3) 委員会はいつでも、委員会が十
for any cause that to the Commissioner	分であると考える理由で、本セク
seems sufficient, extend, renew, alter or	ションに基づき発行されたライセ
revoke a licence issued under this	ンスを延長、更新、あるいは取り
section.	消すことができる。
4. (1) Every applicant for a licence shall	4.(1) ライセンスの申請者は、計画
provide an accurate statement giving the	している科学研究について、コミ
information on the proposed scientific	ッショナーが要求する情報を正確
research that the Commissioner may	な文書で提供しなければならな
require.	1 V .

(2) Where any material change takes	(2)(1)で述べた情報の提供後に重
place after the provision of the	大な変更が生じた場合は、申請者
information referred to in subsection (1),	は遅滞なく訂正後の情報を委員会
the applicant shall without delay provide	あるいは委員会が指名した者に提
corrected information to the	供しなければならない。
Commissioner or a person designated by	
the Commissioner.	
5. (1) Every person to whom a licence is	5.(1)何人も、本法に基づきライヤ
issued under this Act shall, within six	ンスが発行された者は、ライセン
months after the date on which the	スの有効期限から6か月以内に、
licence expires, furnish in duplicate to	員会あるいは委員会が指名した者
the Commissioner or a person designated	に対し、以下を正副2通提供しない
by the Commissioner,	ればならない。
(a) a report setting out the scientific	(a) 遂行された研究内容、及び得
work done and the information obtained;	られた情報について説明した報告
and	書; 及び
(b) such other information as the	(b) 委員会が決定したその他の情
Commissioner may determine.	報。
(2) The Commissioner may, as the	 (2) 委員会は、委員会が適切とみ7
Commissioner sees fit, extend the time	した場合には、(1)で要求された報
for submission of the report and other	告書、及び他の情報の提出期間を
information required under subsection	延長することができる。
(1).	
6. Where a person to whom a licence is	6. 本法に基づきライセンスを発行
issued under this Act collects any	された者が標本を採取する場合、
specimens, the Commissioner may	委員会はその者に対し、標本の一
require that person to submit to the	部あるいは全部を委員会あるいは
Commissioner or a person designated by	委員会が指名した者に提出するよ
the Commissioner any or all of the	う要求することができ、それらの
specimens collected, and the specimens	標本は委員会が適切と考える方法
may be disposed of in the manner that	で処分することができる。
the Commissioner considers proper.	
the Commissioner considers proper.	
7. Every person who contravenes this Act	7. 何人も、本法あるいは規則、オ

licence issued under this Act is guilty of	の条件に違反した者は、当該違反
an offence and liable on summary	につき有罪であり、即決判決にお
conviction to a fine not exceeding \$1,000	いて1000ドル以下の罰金又は6か
or to imprisonment for a term not	月以下の期間の懲役、あるいはそ
exceeding six months or to both.	の両方を科される。
8. The Commissioner, on the	8. 委員会は、大臣の推薦により、
recommendation of the Minister, may	本法の条項及び目的を遂行するた
make such regulations as the	めに委員会が必要と考える規則を
Commissioner considers necessary for	制定することができる。
carrying out the purposes and provisions	
of this Act.	

ユーコン準州 研究探索法 rsy-2002-c-200-part-1

SCIENTISTS AND EXPLORERS ACT 研究探索法 RSY 2002, c.200

Please Note: This document, prepared by	ご留意ください: 当文書は、ユ
the Yukon Legislative Counsel Office, is	ーコン立法相談局が作成したも
an unofficial consolidation of this Act and	のだが、本法の非公式な統合であ
includes any amendments to the Act that	り、2015年7月30日の時点で流通
are in force and is current to: currency	している本法の、実施されている
date.	修正箇所も含めたものです。
For information concerning the date of	本法の修正について、承認日や発
assent or coming into force of the Act or	効日に関する情報については、公
any amendments, please see the Table of	法体系あるいは年報を参照して
Public Statutes and the Annual Acts.	ください。
If you find any errors or omissions in this	誤りや欠落等を見つけた場合に
consolidation, please contact:	は、以下まで連絡を下さい:
Legislative Counsel Office	立法相談局
Tel: (867) 667-8405	電話番号: (867)667-8405
Email: lco@gov.yk.ca	電子メール: lco@gov.yk.ca
Licences 1(1) The Minister may issue a licence, subject to any conditions as to duration, area, or otherwise that the Minister may prescribe, to a person to enter the Yukon for scientific or exploration purposes and to carry out those purposes in the Yukon.	ライセンス 1(1)大臣は、科学探索の目的で ユーコンに立ち入り、ユーコン内 で当該目的を遂行しようとする 者に対し、期間、地域、あるいは その他大臣が規定した条件に従 ってライセンスを発行すること ができる。
(2) The Minister may, at any time, for any cause that to the Minister seems	(2) 大臣は、大臣にとって十分だ

sufficient, extend, renew, alter, or revoke	と思える理由により、本セクショ
a licence issued under this section.	ンに基づき発行したライセンス
S.Y. 2002, c.200, s.1	を延長、更新、修正、あるいは取
	消すことができる。
	S.Y. 2002, c.200, s.1
Conditions applicable to all licences	すべてのライセンスに適用され
2(1) In addition to any conditions	る条件
prescribed with respect to a licence issued	2(1) セクション1に基づき発行
under section 1, every licence is subject to	されたライセンスについて規定
the following conditions	された条件に加え、すべてのライ
(a) that the objects of entry of the holder of	センスは以下の条件に従う
the licence into the Yukon are exclusively	(a) ユーコンへの立ち入りライ
for scientific or exploration purposes and	センス保持者の目的は科学ある
not, in any way, political or commercial;	いは探索であり、決して政治的、
(b) that, subject to section 3, the licensee	商業的なものではない;
will strictly comply with the provisions of	(b) セクション3に従い、ライセ
all laws of the Yukon.	ンス保持者はユーコンのすべて
	の法律の条項を遵守する。
(2) Every applicant for a licence shall	
furnish to the Minister an accurate	(2) 何人も、ライセンスの申請者
statement showing the number, identity,	は、大臣に対し、申請者自身の身
and nationality of the persons who will	元及び国籍に加え、申請者に同行
accompany the applicant as well as the	する者の人数、身元及び国籍を示
applicant's own identity and nationality.	した正確な文書を提供しなけれ
	ばならない。
(3) The Commissioner in Executive	
Council may prescribe the fee for any	(3) 評議委員会は、本法に基づき
licence issued under this Act.	発行されるライセンスのための
S.Y. 2002, c.200, s.2	手数料を規定することができる。
	S.Y. 2002, c.200, s.2
No entry without licence	ライセンスなくしての立ち入り
3 No person shall enter the Yukon for	禁止
scientific or exploration purposes and no	3 何人も、本法に基づき発行され
person shall carry out those purposes in	たライセンスなくして、科学又は
the Yukon unless they are the holder of a	探索目的でユーコンに立ち入る
valid licence issued under this Act.	ことはできず、またユーコン内で
	·

S.Y. 2002, c.200, s.3	当該目的を達することはできな
	۷۰ ₀
	S.Y. 2002, c.200, s.3
Returns	答申
4(1) Every licensee shall, at the close of	4(1) すべてのライセンス保持者
the scientific or exploration work in	は、発行されたライセンスに基づ
respect of which their licence was issued,	く科学探索を終了した時点で、大
furnish, in duplicate, to the Minister	臣に対して、以下を正副2通提供
(a) a statement setting forth the scientific	しなければならない。
information the licensee has acquired in	(a) ライセンスが発行された目
carrying out the purposes in respect of	的を遂行したことで、ライセンス
which the licence was issued;	保持者が獲得した科学的な情報
(b) a report setting forth the localities	について説明した文書;
visited and the time spent in each locality;	(b) 訪問した場所及び各場所で
(c) a descriptive catalogue of all specimens	過ごした日時を明記した報告書;
collected;	(c) 採取された標本についての
(d) copies of all photographs taken and	記述的な目録;
maps and plans made in connection with	(d) 撮影した写真すべてのコピ
the work together with explanatory notes;	ー及び作業に関連した地図や計
and	画表に注釈を付けたもの;
(e) any other information that the	(e) 評議委員会が規定したその
Commissioner in Executive Council may	他のあらゆる情報。
prescribe.	
	(2) ライセンス保持者は、要求さ
(2) Every licensee shall immediately after	れたらすぐに、ライセンス保持者
being requested by them to do so, furnish	による水上旅行の日誌を、場合に
to a member of the Royal Canadian	よっては、それらの航海あるいは
Mounted Police or an officer in charge of a	旅行についての全詳細とともに、
government patrol, or other Crown officer,	カナダ王立騎馬警察のメンバー、
a log of voyages by water taken by the	政府のパトロールを担当する職
licensee, or information of the route	員、刑事に対して提供しなければ
followed on journeys by land or air taken	ならない。
by the licensee, as the case may be,	S.Y. 2002, c.200, s.4
together with full particulars of those	
voyages or journeys.	
S.Y. 2002, c.200, s.4	

Specimens	標本
5 The Minister may require a licensee to	5 大臣は、ライセンス保持者に対
submit to the Minister or to any person	し、彼らが採取した標本の一部あ
that the Minister may designate, any or	るいは全部を大臣、あるいは大臣
all of the specimens collected by the	の指名する者に提出す両要求す
licensee, and those specimens may be	ることができ、それらの標本は、
disposed of in any manner the Minister	大臣が的つと考える方法で処分
thinks fit.	することができる。
S.Y. 2002, c.200, s.5	S.Y. 2002, c.200, s.5
Regulations	規則
6 The Commissioner in Executive Council	6 評議委員会は、本法の条項の目
may, from time to time, make rules and	的を遂行するために、折に触れて
regulations for carrying out the purposes	規則を制定することができる。
and provisions of this Act.	S.Y. 2002, c.200, s.6
S.Y. 2002, c.200, s.6	
Offence and penalty	違反及び罰則
7 Any person who violates any provision of	7 何人も、本法又は規則の条項、
this Act or the regulations or the	あるいは本法に基づくライセン
conditions of a licence issued under this	スの他の条件に違反した者は、即
Act commits an offence and is liable on	決判決において1000ドル以下の
summary conviction to a fine not	罰金又は6か月以下の期間の懲
exceeding \$1,000 or to imprisonment for a	役、あるいは罰金と懲役の両方を
term not exceeding six months, or to both	科される。
fine and imprisonment.	S.Y. 2002, c.200, s.7
S.Y. 2002, c.200, s.7	

ヌナプト準州 Nunavut Act 法 (N-28.6)

Nunavut Act S.C. 1993, c. 28 Assented to 1993-06-10

An Act to establish a territory to be known as Nunavut and provide for its government and to amend certain Acts in consequence thereof	ヌナブトとして知られる準州を 設立して政府について規定し、 またそれに関連して特定の法律 を修正するための法
Her Majesty, by and with the advice and consent of the Senate and House of Commons of Canada, enacts as follows:	女王陛下は、カナダの上院及び 庶民院の助言と同意により、以 下のように定める:
SHORT TITLE	略称
1. This Act may be cited as the Nunavut Act.	1. 本法は、「ヌナブト法」と称 することができる。
INTERPRETATION 2. In this Act,	解釈 2. 本法において、 「大臣」
"Minister" "Minister" means the Minister of Indian Affairs and Northern Development;	「大臣」は、先住民問題及び北 部開発大臣を意味する; 「公有地」 「公有地」は、女王陛下に属す
"public land"	る、あるいはカナダ政府が処分
"public land" means any land, and any interest in any land, in Nunavut that	権限を有しているすべての土 地、あるいはすべての土地にお
belongs to Her Majesty in right of Canada or of which the Government of Canada has	ける権利を意味する。 「Tunngavik」
power to dispose;	「Tunngavik」は、カナダ株式
"Tunngavik" "Tunngavik" means Nunavut Tunngavik	会社法R.S.C. 1970、c. C-32の第 二部に基づく株式資本を有さな
Incorporated, a corporation without share	いヌナブトTunngavik株式会

capital incorporated under Part II of the	社、あるいは当該株式会社のあ
Canada Corporations Act, R.S.C. 1970, c.	らゆる承継者を意味する。
C-32, and any successor to that corporation.	1993, c. 28, s. 2; 1998, c. 15, s.
1993, c. 28, s. 2; 1998, c. 15, s. 1.	1.
PART I	第1部
ESTABLISHMENT AND GOVERNMENT	設立及び政府
Establishment of Nunavut	ヌナブトの設立
3. There is hereby established a territory of	3. ヌナブトとして知られてい
Canada, to be known as Nunavut,	るカナダの準州は、以下よりな
consisting of	3
(a) all that part of Canada north of the	(a) 北緯60度線以北とスケジ
sixtieth parallel of north latitude and east	ュールIで述べる東の国境の間
of the boundary described in Schedule I	のカナダの国土で、ケベック州、
that is not within Quebec or Newfoundland	ニューファンドランド、ラブラ
and Labrador; and	ドール地方以外のすべて;
(b) the islands in Hudson Bay, James Bay	(b) マニトバ州、オンタリオ州、
and Ungava Bay that are not within	ケベック州内にないハドソン
Manitoba, Ontario or Quebec.	湾、ジェイムズ湾、アンガヴァ
1993, c. 28, s. 3; 2015, c. 3, s. 172.	湾の島々
	1993, c. 28, s. 3; 2015, c. 3, s.
Seat of Government	172.
4. The seat of government of Nunavut shall	
initially be at such place in Nunavut as the	政府の所在地
Governor in Council may designate, but the	4. ヌナブトの政府の所在地は、
Legislature for Nunavut may thereafter	最初は総督の指名したヌナブト
designate another place as the seat of	内の場所となるが、その後ヌナ
government.	ブトの法律により、政府の場所
	として他の場所が指名される可
Executive Power	能性もある。
Commissioner of Nunavut	
5. (1) There shall be a chief executive officer	行政権
for Nunavut, called the Commissioner of	ヌナブト長官
Nunavut, who shall be appointed by the	5.(1)総督に指名により、ヌナ
Governor in Council.	ブト長官と呼ばれる、ヌナブト
(2) The order in council appointing the	の最高経営責任者を置く。
Commissioner shall be published in the	(2) 総督による長官の指名命令

Canada Gazette.	は、カナダ官報に掲載される。
C (1) The Commission on shall act in	C (1) 巨合け 公叔なるいけナ
6. (1) The Commissioner shall act in	6.(1)長官は、総督あるいは大
accordance with any written instructions	臣から長官に対して与えられた
given to the Commissioner by the Governor	指示に従って行動する。
in Council or the Minister.	(2)長官は、書面による指示を受
(2) The Commissioner shall, as soon as	け取ったら、速やかにヌナブト
possible after receiving written	諮問委員会が入手できるように
instructions, make them available to the	し、ヌナブト立法議会に提出す
Executive Council of Nunavut and cause	るが、それらは作成された時点
them to be laid before the Legislative	で効力を持つ。
Assembly of Nunavut, but they are effective	
when they are made.	7.ノースウェスト準州の長官に
	よって、本条が発効する直前に、
7. The executive powers that, immediately	カナダの法律で授権された執行
before the coming into force of this section,	権は、これらの権限を実行する
were vested by any laws of Canada in the	時点でのヌナブト政府との関係
Commissioner of the Northwest Territories	で適用及び実行可能である限
shall be exercised by the Commissioner of	り、ヌナブト長官により実行さ
Nunavut so far as they are applicable to	れる。
and capable of being exercised in relation to	
the government of Nunavut as it is	8. 総督は、長官が不在、病気、
constituted at the time of the exercise of	又は業務ができない、あるいは
those powers.	長官職が空席などの場合に、長
-	官の権限や義務、機能をすべて
8. The Governor in Council may appoint a	行う、及び行うことができる、
Deputy Commissioner of Nunavut, who, if	ヌナブトの次長を指名すること
the Commissioner is absent, ill or unable to	ができる。
act or the office of Commissioner is vacant,	
has and may exercise and perform all of the	9. 長官及び次長は、それぞれの
powers, duties and functions of the	職に関する義務を引き受ける前
Commissioner.	に、総督の規定した職務につい
	ての宣誓を行い、宣誓書に署名
9. The Commissioner and the Deputy	をする。
Commissioner shall, before assuming the	
duties of their respective offices, take and	10. 長官及び次官がすべて不

subscribe such oaths of office and allegiance	在、病気、又は業務ができない、
as the Governor in Council may prescribe.	あるいは両職が空席などの場
	合、ヌナブト裁判所の主席判事
10. If both the Commissioner and the	は、裁判官法第223条(3)の意味
Deputy Commissioner are absent, ill or	の範囲内で、長官が行う、及び
unable to act or both those offices are	行うことができる権利、義務、
vacant, the senior judge, within the	機能を実行することができる。
meaning of subsection 22(3) of the Judges	1993, c. 28, s. 10; 1999, c. 3, s.
Act, of the Nunavut Court of Justice has	1.
and may exercise and perform all of the	
powers, duties and functions of the	ヌナブト諮問委員会
Commissioner.	11. ヌナブト立法議会の推薦に
1993, c. 28, s. 10; 1999, c. 3, s. 1.	より長官が指名した構成員によ
	って、ヌナブト諮問委員会を設
Executive Council of Nunavut	立する。
11. There is hereby established an	
Executive Council of Nunavut, the	立法権
members of which are appointed by the	ヌナブトの立法機関
Commissioner on the recommendation of	12. 長官及びヌナブト立法議会
the Legislative Assembly of Nunavut.	からなる、ヌナブトの立法機関
	を設立する。
Legislative Power	
Legislature for Nunavut	ヌナブト立法議会
12. There is hereby established a	13. 各構成員がヌナブト内の選
Legislature for Nunavut consisting of the	挙区を代表して選出された、ヌ
Commissioner and the Legislative	ナブト立法議会を設立する。
Assembly of Nunavut.	
	14. 当立法機関は、議会の定員
Legislative Assembly of Nunavut	数や、ヌナブトの選挙区の制定
13. There is hereby established a	及び命名を規定する法律を制定
Legislative Assembly of Nunavut, each	することができる。
member of which is elected to represent an	1993, c. 28, s. 14; 1998, c. 15, s.
electoral district in Nunavut.	2.
14. The Legislature may make laws	15.(1) 議会構成員の選挙につ
prescribing the number of members of the	いての令状は、長官の指示に従

Assembles and describing and require (1	。ア惑行される
Assembly and describing and naming the	って発行される。 (2) 「削除 1008 。15 。 2]
electoral districts in Nunavut.	(2) [削除、1998, c. 15, s. 3]
1993, c. 28, s. 14; 1998, c. 15, s. 2.	1993, c. 28, s. 15; 1998, c. 15, s.
	3.
15. (1) Writs for the election of members of	
the Assembly shall be issued on the	16. 議会の各構成員は、その職
instructions of the Commissioner.	に関する義務を引き受ける前
(2) [Repealed, 1998, c. 15, s. 3]	に、総督の規定した職務につい
1993, c. 28, s. 15; 1998, c. 15, s. 3.	ての宣誓を行い、宣誓書に署名
	をする。
16. Each member of the Assembly shall,	
before assuming the duties of that office,	17. 議会は、普通選挙のための
take and subscribe before the	令状が返還された日から5年以
Commissioner such oaths of office and	上継続することはないが、長官
allegiance as the Governor in Council may	は、評議委員会との議論の後、
prescribe.	議会をいつでも解散することが
	できる。
17. No Assembly shall continue for longer	
than five years from the date of the return	18. 議会会期は最短でも12ヶ月
of the writs for the general election, but the	は継続する。
Commissioner may at any time, after	
consultation with the Executive Council,	19. 議会は、構成員の1名を、会
dissolve the Assembly.	期中に議会を統括する議長とし
	て選出する。
18. The Assembly shall sit at least once	
every twelve months.	20. 議会は、議長を含めた過半
	数で定足数を満たす。
19. The Assembly shall elect one of its	
members to be Speaker, who shall preside	21. 議会は、第23条(1)(b)及び(c)
over the Assembly when it is sitting.	で述べられた種類を対象とする
	もの以外について、議会の運営
20. A majority of the Assembly, including	及び手続きに関する規則を制定
the Speaker, constitutes a quorum.	することができる。
21. The Assembly may make rules for its	22. 議会に参加した構成員に対
operations and procedures, except in	して支払われる1000ドルの補償
· · · ·	

relation to the classes of subjects referred to	金は、所得税法の目的にならな
in paragraphs 23(1)(b) and (c).	い収入である。
22. One thousand dollars of the indemnity	立法権
paid in any year to a member of the	23.(1) 国会制定法に従い、立法
Assembly for sittings of the Assembly is not	機関は以下の種類の対象に関係
income for the purposes of the Income Tax	した法律を制定することができ
Act.	る:
	(a) 選挙人及び選挙候補者の資
Legislative Powers	格を含め、議会の構成員の選挙;
23. (1) Subject to any other Act of	(b) 議会の構成員としての参加
Parliament, the Legislature may make laws	あるいは投票の資格剥奪;
in relation to the following classes of	(c) 議会の委員会構成員も含
subjects:	め、議会の構成員の、保障(免
(a) the election of members of the Assembly,	責?)及び経費;
including the qualifications of electors and	(d) 準州当局の設立や在職期
of candidates for election;	間、雇用条件、準州当局職員へ
(b) the disqualification of persons from	の支払い;
sitting or voting as members of the	(e)構成、刑事・民事両方の準
Assembly;	州の裁判所の維持及び組織化、
(c) the indemnity and expenses of members	及び当該裁判所での民事的問題
of the Assembly, including members of a	の手続きを含む、ヌナブトの司
committee of the Assembly;	法の運営;
(d) the establishment and tenure of	(f) ヌナブトの刑務所、留置所、
territorial offices and the appointment,	拘置所の維持及び管理;
conditions of employment and payment of	(g) ヌナブトにおける、地方自
territorial officers;	治体あるいは地域の施設;
(e) the administration of justice in	(h) ヌナブト内、及びヌナブト
Nunavut, including the constitution,	のための病院や慈善活動;
maintenance and organization of territorial	(i) 第49条により、有益な利用
courts, both of civil and of criminal	あるいはその収益が長官へ充当
jurisdiction, and the procedure in civil	されている土地、及び土地上の
matters in those courts;	木材の管理及び販売;
(f) the establishment, maintenance and	(j) 準州、地方自治体、あるい
management of prisons, jails or lock-ups in	は地域の歳入を増やす目的で
and for Nunavut;	の、ヌナブト内での直接課税;